

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和2年11月30日

開 会	午前9時30分	
日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	市長の行政報告	
日程第5	議案第 84号	岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第 85号	岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7	議案第 86号	市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
日程第8	議案第 87号	岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について
日程第9	議案第 88号	岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について
日程第10	議案第 89号	岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第 90号	岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第12	議案第 91号	市営土地改良事業分担金条例の一部改正について
日程第13	議案第 92号	岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第 93号	岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第15	議案第 94号	岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について
日程第16	議案第 95号	令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）
日程第17	議案第 96号	令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第 97号	令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第 98号	令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第 99号	令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第 100号	令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第 101号	市道路線の認定について
日程第23	議案第 102号	ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物

販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設)の指定管理者の指定について

- | | | |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第24 | 議案第 65号 | 令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第25 | 議案第 66号 | 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第26 | 議案第 67号 | 令和元年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第27 | 議案第 68号 | 令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第28 | 議案第 69号 | 令和元年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第29 | 議案第 70号 | 令和元年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第30 | 議案第 71号 | 令和元年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について |
| 日程第31 | 議案第 103号 | 岩出市監査委員の選任について |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 2 年第 4 回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 84 号から議案第 102 号までの議案 19 件につきましては、提案理由の説明、議案第 65 号から議案第 71 号までの決算議案 7 件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決、議案第 103 号につきまして、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○田畑議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、上野耕志議員及び玉田隆紀議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○田畑議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 18 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 12 月 17 日までの 18 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○田畑議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案 20 件であります。

次に、決算審査特別委員会から、閉会中に審査いたしました令和元年度決算関係議案 7 件の審査報告書が、配付のとおり、提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであります。

次に、令和2年第3回定例会から令和2年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和2年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

11月6日金曜日、東京都千代田区の全国都市会館で、全国市議会議長会第153回地方財政委員会が開催されました。

主な内容は、開会、委員長挨拶、副会長挨拶に引き続き、総務省自治税務局、門前市町村税課長から令和3年度地方税制改定の課題等について、続いて、総務省自治財政局、出口財政課長から令和3年度地方財政対策の課題等についての説明がありました。

その後、令和2年7月7日から11月6日までの事務報告に続き、要望書案、新型コロナウイルスに関する要望書案及び東日本大震災に関する要望書案、要望活動について、今後の運営について協議を行い、第153回地方財政委員会が閉会されました。

次に、近畿市議会議長会第9回議長研修会については、11月9日月曜日から11月22日日曜日までを視聴期間とするウェブ配信による聴講となり、橋本大二郎氏を講師に、「日本の進路を決めるのは地方の力」と題して配信されました。

以上です。

○田畑議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○田畑議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かとお忙しい毎日ではございますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日、令和2年第4回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてですが、11月以降、大都市圏を中心に全国的に感染者が急増しております。

和歌山県内においても、11月の新規感染者数は、11月27日現在、156名、岩出保健所管内では27名となっております。

議員各位をはじめ、市民の皆様には、手指消毒やマスクの着用、3密の回避、室内の換気などの基本的な感染防止策を引き続き徹底していただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策分科会から提言がありました、飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食など、感染リスクが高まる5つの場面では、特に注意されますようお願いいたします。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。

初めに、議会からも意見書を提出していただきました、和歌山地方法務局岩出出張所の統廃合についてであります。市といたしましては、幾度となく存続を強く要望してまいりましたが、令和3年1月8日をもって廃止し、同月12日に本局へ統合するとの通知がございました。このたびの決定は、市として大変残念なことでございますが、国の意思決定でございますので、皆様方のご理解をお願いいたします。

次に、岩出市市民表彰式についてであります。長年にわたり本市の発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著な11名の方々が、ふるさと賞を受賞されました。

議員各位をはじめ市民の方々にご参加をいただき、盛会裏に終了することができましたこと厚くお礼申し上げます。

次に、職員採用試験についてであります。9月議会でもご報告申し上げましたとおり、9月20日に保健師及び技師の採用試験を実施いたしましたところ、保健師に2名の受験者がありましたが、技師の受験者はございませんでした。

面接等、二次試験を実施した後の合格内定者につきましては、議会に報告させていただいたとおりです。

なお、令和3年1月10日に、技師、保育士及び身体障害者を対象とした採用に係る一次試験を実施いたします。

それぞれ面接等の二次試験を実施した後の合格内定者につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、人権啓発についてであります。国では12月4日から12月10日までを人権週間と定めております。

また、11月は和歌山県が提唱する同和運動推進月間であり、11月11日から12月10

日までは、人権を考える強調月間でもあります。

岩出市では、毎年、駅前や市内スーパーにおける街頭啓発や、人権を考えるつどい等を開催してまいりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は、懸垂幕・のぼり旗の掲揚、人権リーフレットの全戸配布、また、人権パネル展として中村哲医師活動記録写真展を開催するなど、市民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後も、全ての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現を基本理念とする人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、いわで御殿についてであります。現在、省エネ改修工事やバリアフリー工事を実施しており、令和3年1月に工事が完了する予定であります。

次に、令和3年成人式についてであります。今年度は「はたちのつどい」と名称を改め、令和3年1月11日の成人の日に、徹底した感染防止対策と規模縮小により挙行する予定で準備を進めているところであります。

今回の対象者は、平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方で、令和2年10月末現在で720名となっております。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いをいたします。

○田畑議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について～

日程第23 議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について

○田畑議長 日程第5 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件から日程第23 議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定の件までの議案19件を一括議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、条例案件が11件、令和2年度一般会計をはじめとする補正予算案件が6件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定案件が1件の計19件であります。

まず初めに、条例案件について説明をいたします。

議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部について所要の改正をするものであります。

次に、議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。平成30年度税制改正による個人所得課税の見直しにより、軽減判定所得基準を変更する地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第86号 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正、議案第89号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正、議案第90号 岩出市介護保険条例の一部改正、議案第91号 市営土地改良事業分担金条例の一部改正、議案第92号 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正、議案第93号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正、議案第94号 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正の7件につきましては、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第87号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正及び議案第88号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正につきましては、既存体育施設の有効利用を図るため、所要の改正をするものであります。

続いて、令和2年度の補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）についてであります。既決の予算の総額に5億5,632万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を247億1,316万4,000円とするほか、債務負担行為、地方債について補正するものであり

ます。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、寄附金、各特別会計繰入金、前年度繰越金、市債などについて、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、地域公共交通感染症対策事業補助金、戸籍附票システム中継サーバー共同利用負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金、前年度の精算に伴う返還金、介護保険特別会計繰出金、障害者総合支援給付費におけるシステム改修委託料及び扶助費、子育て支援短期利用事業、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料、工場設置奨励金、下水道事業会計出資金、小中学校費における通信運搬費、繰上償還に伴う公債費などについて補正するものであります。

次に、議案第96号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に2,570万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億8,009万2,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険事業運営基金繰入金及び前年度繰越金について、歳出では、令和元年度保険給付費等交付金の精算に伴う返還金及び国民健康保険事業運営基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第97号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に4,704万円を追加し、補正後の予算の総額を34億3,827万円とするものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費及び地域支援事業費に係る国支出金のほか、介護保険システム改修事業費補助金、地域支援事業費に係る県支出金、一般会計繰入金、前年度繰越金について、歳出では、介護保険システム改修委託料のほか、人事院勧告等に伴う人件費、前年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計繰出金、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第98号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に2,987万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を9億7,318万円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額及びシステム改修に伴う一般会計繰入金のほか前年度繰越金について、歳出では、システム改修費、後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額から11万8,000円を減額し、補正後の予

定額を9億3,671万6,000円とするほか、債務負担行為について補正するものであります。

主な内容は、収益的支出において人事院勧告等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に7万1,000円を追加し、補正後の予定額を8億9,605万1,000円とし、既決の資本的収入の予定額に17万8,000円を追加し、補正後の予定額を19億9,135万2,000円とし、既決の資本的支出の予定額に10万7,000円を追加し、補正後の予定額を23億4,121万7,000円とするほか、債務負担行為について補正するものであります。

主な内容は、収益的支出、資本的収入及び支出において人事院勧告等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第101号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路3路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定についてであります。ねごろ歴史の丘における公平で良質のきめ細やかなサービスの提供と安定した施設運営により、さらなる観光振興を図ることを目的とし、指定管理者による管理を行うため、当該指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○田畑議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第65号 令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
～

日程第30 議案第71号 令和元年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○田畑議長 日程第24 議案第65号 令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認の件から日程第30 議案第71号 令和元年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、山本重信議員。演壇でお願いします。

○山本議員 おはようございます。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月2日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、令和元年度決算関係議案7件でありました。

当委員会は9月10日木曜日、本会議終了後、令和元年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月12日月曜日、総務部門と議会部門、13日火曜日、建設部門、14日水曜日、厚生部門、15日木曜日、文教部門を実施いたしました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、審査の前に検閲を行いました。

検閲終了後、令和元年度決算議案7件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

議案第65号 令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第66号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第68号 令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第71号 令和元年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第65号、議案第66号及び議案第68号の3議案は、賛成者多数により認定、議案第71号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第67号 令和元年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第69号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第70号 令和元年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上3議案については、全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

議案第65号 令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

政府は、昨年10月、GDPの実質成長率、家計消費、労働者の実質賃金などが大きく落ち込み、非正規雇用が広がるなど、国民生活が深刻化する中、景気が回復していると強弁し、消費税率の10%増税を強行しました。総務省の家計調査でも、増税直後の10月の実質家計消費が前年同日比マイナス5.1%と、一層国民生活に重大な影響を与えたことを示しています。

さらに、深刻なのは、企業倒産件数が昨年12月頃から急激に増え始め、雇用悪化に伴って、所得環境も悪化し、実質賃金も家計の消費支出もマイナスに陥り、リーマンショックを超えるほどの落ち込みとなっています。

日本共産党市議団が行った市民アンケートでも、年金者は、消費税の引上げで生活がさらに苦しくなり、若い労働者は、コロナの影響もあり派遣切りされたり、飲食店等では、顧客が激減するなど、命や健康の不安とともに、市民の暮らしの深刻さが浮き彫りになっています。

こんなときだからこそ、市民の一番身近な市政が市民の暮らしを支えなければなりません。地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすると定めています。つまり地方自治体の一番の存在意義は、そこに住む人々の生活を支えることです。今、岩出市においては、市民の命と暮らしを守り、福祉の増進、地域経済の活性化と子育て支援でまちの活気を取り戻すことが強く求められています。

この視点から、令和元年度における市の取組がどうだったのかが問われています。市は、消費税の増税によって、あらゆる使用料、手数料の改定・増額を行いました。また、市の職員数も県内で最も少ない状況で、職員の負担は非常に重くなってきています。

子供の施策においても、若い世代、子育て世代が一番県下で多い岩出市民の願い、子供医療費の無料化の拡充は、子供を育てるに当たり、病気やけががないように細心の注意を払ってもらうためという理由で、自己責任論を市民に押しつけ、1割負

担を残したままです。県内、岩出市だけとなっています。市民の声に応えようとしていません。

また、子供の保育では待機児童も生まれています。誰もが安心して、住み続けられるよう、高齢者、障害者をはじめ、市民が買物、病院への移動手段、乗り合いタクシーなどの調査研究などの対応も十分に見えてきませんでした。

岩出市は、令和元年度実質収支4億9,000万円の黒字、基金は財政調整基金に16億2,500万、財政減債基金に22億4,000万、その他目的基金を合わせて70億5,000万円となっています。市は、国県支出金の活用を図ることにより、財源の確保に努めていますが、しかし、独自施策を積極的に進めるという点では不十分であったと考えます。

また、後年度負担の縮減に努めているという点は、聞こえはいいが、地方債を減らすということは、外見上では健全財政に見えますが、その本質は市民のためにお金を使わないということです。市民目線には財源がないように装い、様々な要求を押し込んでいると言わざるを得ません。

市民要求・要望に十分応えていないと考えますので、反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議案第65号 令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論します。

決算書によりますと、令和元年度一般会計歳入歳出決算の収支の状況は、収入の中心にある市税は昨年よりも増加しております。依然として大幅な改善・回復が見込めず、厳しい状況にある中、執行部は徴収率の向上に取り組み、例年、成果を上げられております。

また、国県支出金など、補助金の活用を図ることはもとより、不足する財源は有利な起債を必要最低限利用するなど、後年度負担を考えた運用に努められています。

なお、歳出についても昨年度より増加しておりますが、執行に関しては、引き続き効果や緊急性、必要性を基に着実に事業を進められ、各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、災害に対する防災事業、教育環境改善のための諸施策、観光促進事業など、行政需要に的確に対応した効率的な運用が見受けられます。

また、基金につきましては、人口減少に伴う税収の減、高齢化に伴う社会保障費の増など、今後も厳しい財政状況が見込まれることを認識し、将来を見据え、適正

な運用に努められていると考えます。

以上、述べました理由より、私は、令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第65号 2019年（令和元年度）岩出市一般会計決算認定について、反対討論を行います。

なお、議事録の討論の内容について、66号から71号については討論を行いませんので、取消しをしていただきたいと思います。

では、2019年度（令和元年度）決算に対し、反対の討論を行います。

私は、予算案の議案審議の際、数点にわたり指摘し、改善するよう度々求めてきました。しかし、行政の取組は、過去の惰性から脱皮し、改善しているとは言えません。決算は、岩出市が行ってきた各種事業の総まとめであります。予算と決算は、全ての政策をあらわにし、効率的に遂行されたか、公平・公正に執行されたか、岩出市民にとってのサービス向上になったのか、無駄な支出はなかったのか、異様な支出はなかったのかなど、決算審査の最も重要な視点であります。

税を使うに当たり、生きた金として出していく、死に金としないということの取組を積極的にしなければなりません。財政は、目的を実現するための手段であり、この1年を総括するには、具体的に指摘した事項がどのように支出されたのか。市の行う事業について、本当に必要性の高い事業とは何か。それはどのような観点からの検証が必要であるのか。答えを出さなければなりません。

住民の日々の生活に本当に必要なものをつくる、あるいは生活に役立つ行政サービスを優先順位に基づいて実施をしていく。これらの観点から、過ちの原因となる行政組織の再点検、組織の在り方こそ手をつけなければなりません。そのことが究極的には、行政の無駄をなくし、排除することにつながるものであります。

いまだに旧態依然の対応しかされていない事業も多くあります。地方自治体における議会と行政は二元民主主義の代表制度であり、相互に市民から負託を受けた議会として、市民目線で行政をチェックし、全ての事業を岩出市民のサービス向上に寄与すべきであります。

議会の認定は、法的認定、決算の効力に影響がないとされていますが、本来、予算そのものが、住民イコール議会の統制手段として存在し、決算がその総括とするならば、議会の認定を単に形式的側面から見るのでは不十分であります。少なくとも

も議会の認定を通じて、首長の政治的、道義的責任を明確にすることが必要であります。

監査委員の在り方を含め、議会による認定の機能を強めることが大切であります。また、提案者である市長は、各委員会に参加しなくてよいという運営は、最高の責任者、提案者であり、市長の説明責任を免罪するものであります。

決算は、過去1年間の事業を評価し、自治体として本当に必要な事業であったのかを総括し、次年度への予算につなげていくことが最も重要であります。決算の総括においても、事業内容と実績は報告されておりますが、総合評価としては出ておりません。具体的に、事業内容を詳細に分析し、それを基に次年度における事業計画案を作成すべきであります。従来 of 惰性或慣行から完全には抜け出ていないのであります。

多くの市民が参加する中において、事業評価を実施し、その声を反映させるべきであります。特に入札に関しても、過去からの業者癒着、談合体質が長きにわたり水面下であり、市民の市政に対する信頼は地に落ちているのであります。公平で透明性のある入札制度が求められており、過去の歴史を二度と繰り返してはなりません。1円たりとも血税を無駄にしないよう、入札制度の改善と改革を忘れてはいけません。今後も継続して、具体的に改善していく姿勢を求めておきます。

2019年度決算に対し、反対する理由を具体的に述べたいと思います。

まず、市の情報は市民の財産であり、いつでも閲覧ができるよう情報公開コーナーを岩出市役所内に開設すべきであります。

支出調書において、宛名の間違ひがありました。代表理事が2名あり、定款上問題である。山崎小学校の名称が間違っており、評価委員会の議事録があるのかどうか不明であります。

成果説明書において、事業の予定、実施計画、達成度等々を常に総括しながら、市民が一目見て理解できるようにすべきであります。さらに市民参加の下で、事業評価を実施し、費用対効果を明確にし、次年度にどうするのか、方針を持つべきであります。

町議会に籍をいただいた最初の質問が、地球環境を守るためにすべきであるということのを正しました。その後の2011年3月11日に東北地震が起き、福島原発が爆発を起し、まさに人が住めないゴーストタウンになっており、いまだに収束していないし、小児がんが多発しているのであります。

原発の国策について、市長としてどうするのか。やめるのか、推進するのか、態

度表明をしないことは、市民の命を守るという最重要な課題から逃避していると言わざるを得ません。

危機監理官の設置をされておりますが、勤務日数は週4日、この役職の役割は重要であり、改善すべきであると考えます。さらに、消防組合の天下りポストになっているのが実態であります。

マイナンバー制度に関して、ひもつきをして広めようとしていますが、20%にも達していません。さらに漏えい事件もあり、市民から信頼されていないものであります。この制度には税金が全国で約1兆円から使われており、まさしく税金の無駄遣いの典型であると考えております。早期に廃止すべきであります。

少子高齢化が急速に進み、今世紀末には、日本の人口は5,000万人から減少し、8,000万人になると言われております。抜本的に改善の方策を構築すべきであります。

さらに、急速に進む若年認知症をはじめ独り住まいの高齢者対策として、成年後見人制度の活用が求められておりますが、現在の予算では不十分であります。

安全・安心な再生可能エネルギーへの転換を図るために、太陽光発電の設置者への補助金制度を創設し、岩出市において地産地消を実施をしていくべきであります。

さらに、ふるさと納税制度も活用して、岩出市の知名度を上げるべきであります。やっと取組が進みつつありますが、まだまだ不十分です。

市庁舎をはじめ、必要な経費削減、電力等々も進めるべきであります。

超過勤務手当について、前年度は減少しているものの、まだまだ改善すべきであります。

職員の長時間労働を少なくし、職場の衛生管理を行い、職員の健康と安全を守る観点から、具体的に実効性ある行動をすべきであります。

市民サービスには、正規・非正規を問わず、業務に邁進しており、非常勤労働者を正規労働者へ転換し、全ての労働者の労働条件の向上、賃金のアップを早急に実施し、勤労意欲へ結びつけるべきであります。

さらに、育休に関しても同様であります。

児童各種ワクチン接種事業について改善はなく、引き続き早急な改善を求めるものであります。

コロナ感染症による今日の事態を考えるならば、ワクチン接種についても、再度検討する必要があると私は考えております。

毎年、これらの支出を続けることは、許されないと考えております。

次に、大門池所有権裁判において、市が事実上、敗北したが、賃貸料に関して4,700万円も税金を無駄にしていることに、返還を求めると言いながら、時効の中断をしないで放棄したことは許し難い行為であります。さらに、現在の市民との争いはされていますが、早期に円満解決するよう求めておきます。

負担金、補助金及び交付金について、常に費用対効果を考え、過去の安易な支出じゃなく、再度抜本的に見直しをすべきであります。

障害者の表記について、人権を守る立場から、行政が率先し、漢字表示を平仮名に表示するよう改めていくべきであります。

さらに、各種書類について、男女表示の項目については、必要のないところについては削減すべきであります。

監査委員報酬は、若干改善されましたが、他の各種行政委員会の報酬については、市にふさわしいものに改めるべきであります。他市に比べて非常に条件は悪く、これらの問題について積極的に改善をすべきであります。さらに、行政監査を併せて行うべきであり、また、外部監査も実施すべきであると考えております。

岩出市の基金残高は毎年増加し、75億4,747万18円も現在ため込んでいるのが実態であります。

マンモス中学校の解消及び中学校卒業までの医療費無料化を実現するには、十分な原資があるわけであります。これに手をつけない中芝市政に対して、強く反省を求めたいと思います。

さらに、水道料金についても、減免制度の導入や20立米を最低とせず、細分化をして、市民の声に応えるべきであります。

以上、私は、2019年（令和元年）決算に当たって、認定については反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第65号 令和元年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和元年度の我が国の経済状況は、積極的な財政金融政策により、雇用状況が一部改善、持ち直しの部分が見られていましたが、昨年10月の消費税引上げと、本年2月の新型コロナの影響により、年度末にかけて、内需、外需、いずれにおいても急速に悪化し、状況はさらに現状は厳しい状況となっております。

このような状況の中、令和元年度の一般会計では、健全財政の堅持を財政運営の

軸とし、経常経費の節減と自主財源の確保に努めながら、第2次長期総合計画後期基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、計画的にまちづくりを推進し、地方創生を軌道にのせるため、さらなる地域の特性を生かした施策による地域の発展と活性化に努めるとともに、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け取り組まれております。

これから、私が令和元年度一般会計歳入歳出決算の状況を精査したことを申し上げます。

最初に、歳入における自主財源の確保の主な取組について、市税については自主財源の根幹をなすものであり、この収入については、前年度比1億9,164万8,118円、プラス3.28%の増額となり、歳入全体に占める市税の割合は33.30%と、一番高くなっております。これらの市税徴収に当たり、税務課では、毎年度、岩出市税滞納整理基本方針を策定し、目標徴収率が達成できるよう、また、自主財源の確保の観点からも徹底した徴収業務に当たられ、令和元年度徴収率は97.62%、前年度比0.14%の増となっております。この数字は、和歌山県平均徴収率97.2%を上回っていると聞いております。今後も着実な歳入の確保と税負担の公平性の観点からも、さらなる徴収率の向上に努めていただけるものと考えます。

なお、収入未済額については、収入未済額、不納欠損額ともに、前年度より減少しており、公正で適正な滞納整理への努力が認められます。

次に、財産売払い収入としては、不動産等の売払いや物品の売払いの確保により、3,033万6,068円の収入を得るなど、財源の確保に努められています。

以上のとおり、歳入については自主財源の確保に向けた取組がなされております。また、それぞれの部局では、様々な分野での施策の展開を図る上で、国県の補助金等を最大限に活用し、歳入財源の確保に努められるなど、健全な財政運営に取り組まれております。

次に、歳出では、厳しい財政状況の中、市民サービスの低下を来さないよう、効率的、効果的に市民サービスを提供するという基本的な考え方にに基づき、総合計画に沿った事業が推進されております。

その中で、主な事業として、総務費では、岩出市巡回バス運行事業や紀の川コミュニティバス運行等事業、大阪方面への通勤・通学等の交通手段としての大阪方面路線バス運行事業により、市内はもとより、公立那賀病院や公共交通機関へのアクセスを図り、市民の日常生活における安全で利用しやすい移動手段の提供に努められています。

岩出駅については、バリアフリー化事業により、高齢者や障害者をはじめ、全ての人々が利用できるエレベーター等を整備されております。

また、紀の川市との相互支援体制を構築し、災害時等においても住民サービスの継続を要とするクラウドシステムを導入されています。

次に、民生費では、歳出全体の41.65%を占めておりますが、市民ニーズに対応したバランスの取れた様々な福祉サービスが提供されております。

その中で、子育て関係については、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援に取り組むため、子育て世代包括支援センターを開設されるとともに、子供たちが心身ともに健やかに育つよう、岩出市子ども・子育て支援事業計画に基づき、様々な施策が実施されております。

また、子供医療費助成制度については、利用できる医療機関の拡大を図り、利便性の向上に努められています。

財源確保については、今後、一層の社会保障費の増加が見込まれる中、県委託金を活用した在宅育児支援事業給付金の給付など、国庫補助金や県補助金などの財源を適切に確保しながら、施策を推進されていることが見受けられます。

次に、衛生費では、ごみの減量化及び資源再利用の促進を図るためリサイクル工房を設置し、粗大ごみとして回収された家具類をリサイクルするなど、継続して様々な事業を実施され、ごみの減量化に努められています。

また、母子保健事業や各種がん検診事業等の実施、公立那賀病院を地域医療の核とした地域医療体制の構築、不妊治療費助成事業の実施、市の健康づくりの目指すべき方向を示す岩出市健康づくり計画に基づく市民の健康に関する取組の充実に努められています。

次に、商工費では、観光プロモーション事業を実施し、各地のイベントに参加して岩出市のPRを行うとともに、四国地方を重点的に観光プロモーション活動をし、観光振興を通じた交流人口の増と地域活性化に取り組まれています。

また、道の駅ねごろ歴史の丘の管理については、指定管理者制度を活用し、民間全体の観光施策の推進に努められています。

次に、土木費では、交通安全対策事業としては、市道山西国分線、いわゆる農免道路等の歩道設置と交差点改良事業を継続事業として行い、歩行者等の安全確保に努められています。

また、橋梁長寿命化等事業としては、道路橋梁の長寿命化や橋梁点検調査等により、安全性の向上に努められています。

次に、消防費では、災害用備蓄物資配備事業、地域防災事業の実施、自主防災組織育成事業、消防・防災充実強化事業や危険ブロック塀等撤去・改善事業補助金など、今後起こり得る大きな災害に対しての防災・減災対策が取られております。

次に、教育費では、児童生徒の学力向上の取組として、GIGAスクール実現に向けての事業実施、また、学力学習・状況調査の実施や教員による学力向上実践研究を行うなど、確かな学力の定着に努められているとともに、通学区域検討事業による児童生徒数の適正化、また、進学援助による子供の貧困対策、不登校対策や相談事業の充実に努められています。

なお、小中学校施設は災害時の避難場所でもあるため、老朽化による長寿命化に向けた補修工事の実施など、安全確保にも努められております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、岩出マラソン大会は実施されませんでした。が、スポーツや文化の振興のため、市民運動会や文化祭の実施、民俗資料館における展覧事業や歴史学習講座の実施に加え、第3次岩出市子ども読書活動計画に基づき、子供が読書活動に親しみ、生きる力の基礎的な部分が育まれるよう努められております。

以上のとおり、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、限られた財源の中、市民ニーズに応え、効率的、効果的に、また緊急性、必要性を基に、4つのまちづくりの大綱を着実に推進されております。

次に、財政面では、実質公債費比率は4.0%であり、前年度より0.3%増加しているものの、早期健全化基準の25.0%より大きく下回って、健全な財政が維持されております。

次に、職員の超過勤務については、時間外勤務を抑制するため、ノー残業デイの実施など、職員の健康管理や長時間労働の縮減に努められていますが、市民の安全・安心の確保のため、台風の接近・上陸、豪雨などに伴う超過勤務については、致し方のないものと考えます。

次に、予算の流用については、地方自治法第220条第2項の規定があり、事務事業を執行する上で必要かつ最低限の流用であることから、問題はないものと考えますが、今後、予算計上時には十分精査するように指摘をしておきます。

次に、基金について、今後、少子化、高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、岩出市においても労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大など、厳しい財政状況に置かれるであろうことを認識する必要があります。

市債返済に向けた基金として備蓄している減債基金等を取り崩せば、市民サービスを拡充できるものではないかとのご意見もございます。しかしながら、将来を見据えた財政規律の堅持が重要であることは言うまでもありません。市債残高を確実に減らしながら、市民ニーズへの対応や将来世代に対する投資を実現していくことが、岩出市の将来に向けた重要で大切な取組であると私は考えております。

最後に、本会議の市長の出席について、地方自治法第121条の規定により、議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないと明文化されております。しかしながら、委員会の設置は任意とされており、委員会への出席については、地方自治法上、明確な規定がありません。また、委員会に付託される事件に関しては、全庁体制で取り組んでいるため、現在の説明員で十分審査できていると思いますので、委員会への市長の出席は必要ないと考えます。

以上のとおり、令和元年度一般会計歳入歳出決算の状況を私なりに精査したことを申し述べましたが、適正に、また市民ニーズに応え、効率的、効果的に執行されたものでありますので、市民の皆様方の理解が得られるものと考えます。

今後も、少子化、高齢化、人口減少をはじめとする諸課題に対応した施策の充実に加え、社会経済情勢の変化、市民ニーズの変容に的確に応え、持続可能性に配慮しながら、市民サービスの効率的、効果的な提供に努めていただけるものとして、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第65号に対する討論を終結いたします。

議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり認定されました。

議案第66号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計決算に反対の討論を行います。

国保会計においては、この間、都道府県化が開始されました。市町村が一般会計から国保会計へ繰入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、保険料に転嫁をさせることが最大の狙いです。国保の都道府県化はスタートしましたが、地方自治を規定した憲法の下で、市町村独自の公費繰入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明です。

高過ぎる国保税において、一般会計から繰入れを行い、国保税の引上げを行わない対応もできたはずですが、国保利用者に対して、国保税増税の対応面、まず第一に問われているものと考えます。

これ以外にも、以下の理由をもって反対といたします。

医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は変わっていません。当局が早期発見、早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のために、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。

また、脳ドック検査枠は年々増やされてきてはいるものの、定員をはかるに超える申込みがありながら、補正予算も組まない姿勢は、申請者の要望に応えない対応だと言わざるを得ません。

医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていくためにも、国保会計改善に向けた職員の体制面の強化は見られず、医療費総額を抑える取組の改善方向は、データベース計画が進められているものの、不十分な対応面があった状況だと考えます。

地方自治体における財政運営の厳しさの要因としては、長引く不況の影響で収入減による国民健康保険税への収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が1984年に45%から38.5%に引き下げられてきたことです。この点からは、国に対して負担率を戻すように強く働きかけが必要なものですが、国への働きかけの面では、市長会頼みという視点があります。

徴収体制面では、所得や家計状況の実態を試みない数十万円の一括返済を求める事例があるなど、滞納の返済については親身な対応への改善も求められています。

これまで一般会計からお金を借りているとの理由で、一般会計へ繰り戻していた対応面では、本来の基金へ積立てを行う対応面となった点では改善が見られますが、国保会計を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面などは、利用者に理解が得られないものと考えます。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第66号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、被用者保険に属さない全ての人が加入し、国民皆保険の最後の砦として重要な役割を果たしている医療制度であり、岩出市においても、市民の保健向上に寄与しています。

国保制度改革2年目の令和元年度においても、市の国保事業の安定に向けた取組が見られます。

歳入につきましては、被保険者数が減少している中、国保税徴収はもとより、特別交付金の増額と財源確保に努められています。

歳出につきましては、データヘルス計画を基に、現状を把握し、特定健診をはじめ糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業を実施するなど、市民の健康の保持、増進に取り組まれております。

また、国民健康保険事業運営基金についても、年度末残高が1億円を上回り、財政安定化に資するものと評価できます。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第67号 令和元年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありました。取下げということでもあります。

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第67号に対する討論を終結いたします。

議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり認定されました。

議案第68号 令和元年度岩出市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第68号 令和元年度岩出市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなど、弊害と矛盾が深刻です。長生きを脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。

75歳以上人口が増えるほど、保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯止めがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは明らかです。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻化してきています。滞納者は、毎年20万人以上で推移、滞納が続き、有効期間が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。お金が払えず、安定して医療にかかれなくなる事態は問題です。

高齢者の年金は、毎年、減額される一方で、後期高齢者医療保険料や介護保険料は増加しています。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、貧困や格差が広がってきています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療、療養ができるよう、体制を整えることを求め、この制度の廃止を求める立場として、この会計には反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議案第68号 令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療は、主に75歳以上の高齢者の医療を支える制度であり、平成20年度の創設以来、住民に浸透し、高齢者福祉の増進に寄与しています。このような状況の中、令和元年度決算の状況につきましては、歳入総額が9億865万7,745円、歳出総額が8億9,492万2,087円となり、歳入歳出差引額は1,373万5,658円の黒字となっております。

歳入では、保険料について、きめ細やかな取組により、全体で99%台の高い収納率を維持しています。また、歳出では、この制度を運営する広域連合に対する納付金が大部分を占めておりますが、適正に支出されています。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第68号に対する討論を終結いたします。

議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり認定されました。

議案第69号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありましたが、取下げということでもあります。

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第69号に対する討論を終結いたします。

議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり認定されました。

議案第70号 令和元年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありました。通告を取下げということでもあります。

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第70号に対する討論を終結いたします。

議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり認定されました。

議案第71号 令和元年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 令和元年度の水道事業会計の反対討論を行います。

元年度実績では、給水人口5万3,732人、給水戸数では2万3,453戸という状況となっています。給水人口で21人増、給水戸数は238戸増であり、元年度においても和歌山県内で数少ない人口増加の実態が現れていると考えます。

今年度の特徴面では、有形固定資産面において、当初予算より、構築物、建設勘定関係で、5億6,000万円の増加対応が行われているのが特徴となっています。

監査委員の審査意見でも、岩出市の経営状況については安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされています。

莫大なお金が黒字になるのは、基本水量20立方メートルまで使用していない家庭が以前より増加し、現在、4,200戸にもなっている状況があり、市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ません。使用量区分の見直しなど、市民に還元をすべきです。

内部留保金は、以前より減少したものの、26億円にまで膨らんできており、監査委員も指摘しているように、岩出市では莫大なお金が黒字になっており、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、元年度も低所得者や基本水量に満たない

弱者に対しての改善策や支援策は見えません。

また、職員体制面でも体制強化も見られず、5万4,000市民の命の水を預かる体制面でも十分に対応できない側面が続けられている点があると考えます。

よって、水道料金の決算については反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第71号 令和元年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、地方公営企業の経営の基本原則であります。健全経営の維持を図りつつ、市民に安全・安心な水を供給することで、公共の福祉の増進をするという役目を担い、長年、水道料金の値上げをせず運営されています。

このような中、令和元年度の決算において、収益的収支では1億7,166万5,623円の黒字であります。資本的収支では2億4,328万5,118円の赤字となっています。

今後もアセットマネジメントに基づき、計画的に各施設の更新事業に取り組む必要がある中で、収納率の向上による自主財源の確保や有収率の向上に取り組み、健全な経営を努めようとしていることがうかがえます。

また、令和元年度岩出市水道事業会計剰余金の処分については、安全な飲料水を安定して供給するための水道施設の改築・更新等に必要でありますので、剰余金の積立てをし、持続的な事業運営を要すると考えます。

以上のことから、私は本議案を認定することに賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第71号に対する討論を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第103号 岩出市監査委員の選任について

○田畑議長 日程第31 議案第103号 岩出市監査委員の選任の件を議題といたします

す。

安居監査委員は退室願います。

(安居監査委員 退室)

○田畑議長 提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案第103号 岩出市監査委員の選任について、ご説明をいたします。

現委員であります安居 要氏が、令和2年12月15日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いします。

尾和弘一議員。質疑をお願いします。

○尾和議員 議案第103号 岩出市監査委員の選任について質疑を行います。

今回の改正、任期満了に伴うということではありますが、監査委員制度に関して、体制の整備、経済的な市にふさわしい体制にすべきであると思いますが、これについてお聞きをしたいと思います。

2点目は、この監査委員については、年齢制限、制約を設けるべきではないかというご意見も過去にあったと思うんですが、再検討されたのかどうかについて、お聞きをしておきたいと思います。

それから、3番目に、活性化への取組として、新たに監査委員の選任をすべきではないかというふうに思っております。

それから、4番目に、外部監査を導入して、監査体制の強化を図るべきだと思いますが、これについてご答弁いただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

本件は、監査委員の安居 要氏の任期満了に伴い、同氏を引き続き選任をいただ

きたく、地方自治法に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項において、監査委員は普通地方自治体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任すると規定されてございます。

安居 要氏は、昭和41年に和歌山県職員として入庁された後、和歌山県の行政運営に大きな職責を果たしてこられた経験をお持ちであり、監査委員にとって必要な予算、決算などの財務の実業務にも精通されており、地方自治法が求める地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する人物であると判断しており、監査委員として適任であると考えております。

なお、他の委員につきましては、本件議案と関連がございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

続いて、体制の整備の件につきましてですが、監査委員の権限は市長から独立されており、自治体の内部にあっては、他の執行機関から独立した立場で職務を行っていただいております。また、岩出市監査基準第4条の規定では、監査委員は客観的な立場で、公正・普遍の態度を保持し、職務を遂行するとあります。これまでも、以上の立場で市の監査委員に携わっていただきましたので、その機能は十分果たしているというふうに考えてございます。

続いて、年齢についてご質問いただいております。委員の選任の年齢要件は、おおむね75歳までということですので、安居氏は、現在76歳であります。これまでの安居氏の経歴や学識、委員在任中の監査業務における意見や指導は貴重であり、市の監査業務の遂行に必要な人材であるというふうに考えてございます。

次に、活性化の件につきましては、先ほどと同じことになるんですが、これまでも安居氏の経歴や学識、また在任中の監査業務における意見、指導は貴重でありますので、監査委員として適任者であることから、引き続き選任をいただきたいというふうに考えてございます。

最後に、外部監査につきましては、今のところ実施する予定では考えてはございません。

以上となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 監査委員の経営的な整備なんですが、和歌山県下の各市町村の監査委員

の問題については、岩出市はどういう認識をされているのか、これについて比較したものがああるなら、ご答弁ください。

それから、年齢制限についてなんですが、おおむね75歳ということで、今までもやってこられたと思うんですが、これでいきますと、76歳、3年間務められますと、79歳ということになるわけであります。

こういう状況の中で、年齢、健康体であればいいんですが、そういう考え方もありまして、考慮をして、新しく監査委員を選任して、監査役としてやるべきだという基本的な考え方に立って、その年齢を設けていると思うんですが、1か所、それが崩れますと、他の委員についても横並びになるということがありますので、そこから辺についてどのように今後していくのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○田畑議長 答弁願ひます。

行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 ただいまの尾和議員の再質問についてお答えをいたします。

まず1点目の県内の他の市町村との比較ということでございますが、特にこちらのほうの資料で、他の市町村と比較した資料は持ってございません。ただ、常に各県下の市町村のそういう行政監査に関する情報を収集し、情報を得ていきたいというふうにご考えております。

また、2点目の年齢に関することですが、こちらにつきましては、現在、市の監査委員の制度の中で、安居 要氏のこれまでの実績、そういったものを今後も継続して、市の監査制度で勤務していただきたいという思いがございますので、それによって、今後も引き続き監査委員として継続して選任いただきますよう、今回の議案の提出というふうになってございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第103号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第103号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第103号に対する討論を終結いたします。

議案第103号 岩出市監査委員の選任の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第103号は、原案のとおり同意されました。

安居監査委員は入室願います。

(安居監査委員 入室)

○田畑議長 安居監査委員から発言を求められておりますので、許可します。

安居監査委員。

○安居代表監査委員 議長のお許しを頂きましたので、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご同意をいただき、監査委員に再任されました安居 要でございます。もとより微力な私ではございますが、地方自治における監査の重要性を十分認識いたしまして、これからも引き続き職務に精進してまいりたいと存じます。

今後とも皆様方の一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、再任の挨拶とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月4日金曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月4日金曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時20分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 1 2 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和2年12月4日

| | | |
|-------|----------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 議案第 84号 | 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 85号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 86号 | 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 87号 | 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 88号 | 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 89号 | 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 90号 | 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第 91号 | 市営土地改良事業分担金条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 92号 | 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 93号 | 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 94号 | 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 95号 | 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第14 | 議案第 96号 | 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第 97号 | 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第 98号 | 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第 99号 | 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第 100号 | 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第 101号 | 市道路線の認定について |
| 日程第20 | 議案第 102号 | ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 発議第 4号 | 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社 |

会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第84号から議案第102号までの議案19件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第4号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。

受理した請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書、請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書及び請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について～

日程第20 議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について

○田畑議長 日程第2 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件から日程第20 議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定の件までの議案19件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第85号をお願いします。

○増田議員 議長、発言のときにマスクを外させてもらってもよろしいでしょうか。

○田畑議長 結構です。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず、議案第85号、この条例については、国保税条例の一部改正であります、条例改正における影響額と対象見込人数はどれぐらいなのかという点、第23条の第1号から附則第2項までの5つの点でお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 皆さん、おはようございます。

増田議員の質疑にお答えいたします。

税制改正による個人所得課税の見直しにより、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除について、どのような所得にでも適用される基礎控除へ10万円が振り替えられます。その際、不利益を生じさせないよう、国民健康保険税の基礎控除額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げるため、国民健康保険税額に変更はありません。

ただし、自営業や農業従事者、フリーランスの国保加入者は、給与所得控除10万円の減額が生じず、国民健康保険税の基礎控除額が10万円引き上げられることから、国民健康保険税の軽減適用額は増額となる見込みです。

さて、条例改正における影響額と対象見込人数はについてであります、第23条第1号の規定は、国民健康保険税額の軽減判定所得基準での7割軽減該当者であり、影響額は109万1,400円、対象見込者数は95人を見込んでおります。

次に、第23条第2号の規定は、国民健康保険税額の軽減判定所得基準での5割軽減該当者であり、影響額は85万9,350円、対象見込者数は74人を見込んでいます。

次に、第23条第3号の規定は、国民健康保険税額の軽減判定所得基準での2割軽減該当者であり、影響額は75万4,800円、対象見込者数は65人を見込んでいます。

これらにより、7割、5割、2割、軽減全体の影響額は270万5,550円、対象見込者数は234人を見込んでおり、国民健康保険税額の減収となります。

なお、第23条の2第1項及び附則第2項の規定は、文言整理による改正や公的年金等控除の改正であり、国民健康保険税額そのものに変更はございません。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第87号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第87号、体育館設置及び管理条例の一部改正であります。この中で多目的室、この部分の中の条例改正だと思っておりますが、この料金設定については、どのような施設使用料というものを参考にして、料金設定を行ってきたのか。他の自治体なんかの比較なんかもされてきたのかどうかという点、これをお聞きしたいと思っております。

2点目には、多目的室の利用について、ただし会議で使用する場合を除くというように規定になっているんですが、会議で使用した場合の使用料金というものは幾らに設定しているんでしょうか。条例に明記する必要があるんじゃないかというふうにも思うんですが、この点もちょっとお聞きしたいと思っております。

それと、3点目には、別表で控室を第1会議室、第2会議室、多目的室に改めるというふうに書かれているんですが、市として、第1会議室、第2会議室の場所と、その利用料金ですね、この会議室の利用料金というのは、どのように設定されているんでしょうか。各小ホールの横、大ホールの横というところに会議室が設定されているんですが、ホールの使用料に含まれているのかどうか、この点を確認したいと思っております。

以上です。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 議員の皆様、おはようございます。

増田議員のご質疑にお答えします。

ご質疑1点目、料金設定はどのような施設使用料を参考に料金設定を行ったのかについてお答えいたします。

多目的室の料金設定につきましては、総合体育館内の各室、アリーナ、小ホール、格技場の面積と多目的室面積を対比させ、求められた面積比を各室の使用料に乘じ、それぞれ算出した後に平均額を求め、設定を行いました。

続きまして、2点目のその他催しに使用する場合、会議で使用する場合の除くと

あるが、会議で使用した場合の使用料金は幾らに設定しているのか。条例に明記する必要があるのではないかについてお答えいたします。

会議を行う場合の多目的室使用料については、現行条例に記載しているとおりでございます。

続きまして、3点目の別表で控室を第1会議室、第2会議室、多目的室に改めるとありますが、第1会議室、第2会議室の場所と利用料金をどう設定しているのか。ホール使用料に含まれているのかについてお答えいたします。

まず、現行条例において、控室とあるのは、以前からあります第1会議室、第2会議室のことであり、今回の改正において、名称を明記し、多目的室を追加したものです。それぞれの場所についてですが、第1会議室については1階アリーナの場外南側、第2会議室については2階ロビー奥、多目的室については事務所東側の元のトレーニングルームがあった場所となります。

使用料金については、現行条例と変わりございません。また、ホール使用料に含まれるものではございません。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 使用料については、場所の広さ等について勘案して計算したんだということをおっしゃいました。それで少し思うんですが、第1会議室と第2会議室、これは会議室として現実にあるんですが、その2つの会議室と比べて、今回の多目的を会議で使用した場合、これ広さ的には、この多目的室のほうがはるかに広いのではないかなというふうに思うんですが、その辺のところは、市として、これだけちょっと広いけども、本来やったらもうちょっと料金も要るんじゃないかなという点なんかも考慮されて、第1・第2会議室と同じような料金設定にしたんかと、こういう認識でいいんでしょうか。この辺だけ、ちょっと広さとの関係でどうなのかなというふうに、ちょっと思うところがあるので、その辺のところだけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回設定しましたトレーニングルームにつきましては、テーブル、椅子は備えてございません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 テーブルと椅子は配置していないということで、要するに、その部分、配置していないから、その分は料金を安くしたという、そういう認識でいいんでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

会議として利用する場合は、広さが違うということで、現行の使用料金では変わらないんですが、用途は様々でございまして、主にスポーツ活動に使っていただけるものと想定してございます。

すみません。会議で使う場合は、今、特に公民館とかで使うテーブル、椅子をご用意する予定でございます。

○田畑議長 続きまして、議案第95号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第95号については、7つの点から見て質疑をしたいと思います。

まず1点目は、寄附金関係においては、660万円の増額ということになっていきます。寄附金を受けた先というんですか、そういう形の部分では、自治体関係なんかはどのような状況になっているのか、お聞きをしたいと思います。県内、県外と、大きくわたって、関東圏とか中部地方とか、そういう関係の大まかな部分だけで結構ですんで、県内、県外のその辺のところをお聞かせください。

それと、前年度からの繰越金というのは、ほぼ5億円に近いというぐらいの金額となってきています。岩出市として、このような繰越金が5億円という状況については、市としてはどのように認識をしているのか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、省エネルギーの投資促進に向けた支援等の補助金というものが採択されなかったということが説明されましたが、採択されなかった理由というのは、どういう理由で国のほうから採択されなかったかの理由、これをお聞きしたいと思います。

4点目には、公共施設の整備関係として、総合保健福祉センターという部分が整備予定になっていたんですが、採択されなかった関係なんかもあるとは思いますが、今回、起債対応としていますが、その理由という点についてもお聞きをしたいと思います。

5点目は、緊急防災・減災事業債という説明の中では、これも採択されなかった

んだということもこれも説明がありましたが、これも不採択の理由と、今回、事業債を緊急防災と減災事業債について、現時点での総額というのは幾らになるのか、この点をお聞きしたいと思います。

6点目は、地域公共交通感染症対策事業補助金というものが50万円余り出ているんですが、しかし、その一方で、市民のためですね、市民生活に向けての部分の点においては、総務部、生活福祉部、事業部、教育委員会として、この51万円以外には一切コロナ対策の支援策というのが計上されていませんが、予算計上しなかった理由、各部署でなぜ予算計上しなかったのかという、この点についてお聞きをしたいと思います。

最後に、長期債の元金の償還金、繰上償還なんですけど、これについては9,500万円計上してきています。その理由について、どういう理由でこういう形を計上するという形になったのか、この点について、7つの点をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員のご質疑の1点目についてお答えいたします。

岩出市へ寄附された方の状況につきましては、11月末現在で106件で、県内では和歌山市から14件、紀の川市と海南市から2件ずつ、橋本市と岩出市から1件ずつの計20件、県外では50市区町から86件の寄附を頂いております。地域別では、北海道・東北地方からは2市で2件、それから関東地方からは27市区町で50件、それから東北・北陸地方からは8市で11件、近畿地方からは16市で34件、中国・四国地方からは2市で9件となっております。九州・沖縄地方からの寄附はございません。

以上でございます。

○田畑議長 財務課長。

○西浦財務課長 ご質疑の2点目、4点目、5点目、7点目について、お答えいたします。

まず、2点目についての前年度繰越金4億9,397万4,000円については、令和元年度の決算収支であり、平成30年度からの繰越金4億3,892万円を歳入決算額に含めての収支であり、黒字決算ではございますが、財政状況は著しく良好であるとは認識しておりません。なお、単年度収支は5,505万4,821円でございます。

次に、4点目と5点目についてお答えいたします。

総合保健福祉センターの整備に際して、予算計上時点では、経済産業省所管の省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金を活用する予定でございましたが、不採

択となったため、地方債の増額補正を行い、財源振替を行うものです。

なお、令和2年度末における緊急防災・減債地方債の残高は9億223万円となる見込みとなっております。

次に、7点目についてお答えいたします。

繰上償還9,551万2,000円については、令和元年度決算収支による繰越金が生じたことから、地方財政法第7条第1項の規定により、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還を行うものでございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 質疑の3番目と5番目の不採択の理由についてお答えします。

省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金は、経済産業省が、工場、事業所、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費率の改善を促し、徹底した省エネを推進する目的に交付するものです。

事業採択に当たっては公募を行い、優先順位をつけ、外部団体の審査によって採択されると聞いております。今回、総合保健福祉センターの工事では、想定されるエネルギー削減率が、他の応募者よりも引くかったため、採択されなかったと聞いております。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の6点目についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策につきましては、これまで各部において必要な事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症については、現在、第3波とも言われており、予断を許さない状況であり、今後、国における第3次補正予算等の動向に注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 省エネルギー投資促進についての採択されなかった理由という点については、削減率が低かったためということなのですが、岩出市として考えていた削減率というのは、どれぐらいだったんでしょうか。また、削減率がこれぐらいだったら採択されたというような基準があるのであれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、長期債の元金償還金の部分なのですが、先ほどは法律の第何条とかということでは言われたんですが、この部分については、繰上償還をどうしてもしなけれ

ばならない、そういう規定があるのかどうか、その点を再度お聞きしたいと思えます。法律上、そういう規定があって、どうしても返済しなければいけないのか、それとも市が独自に繰上償還をしようかという形の対応だったのか、この点だけ再度確認をしたいと思えます。

それと、6点目の点については、総務課長が一括して答えられたんですが、この点については、市として、今の答弁の中にもありましたが、第3次というコロナの言葉が出ました。これまで、岩出市としては第2次に対応するためという形で、これまでも市としての対応されてきたと思うんですが、そういう部分の中では、もう既に市が認識している部分では、第3次という認識になってきているにもかかわらず、市としての対応というのが、公共交通の感染症対策の補助金だけという部分だけであって、どうして市民に対しての新たな支援策というのを今回の補正予算で組んでこなかったのか。組んでこなかった理由というんは、なぜなのかという点、改めてお聞きをしたいと思えます。

それは、総務部でもそうやし、生活福祉部も事業部も教育委員会としても、なぜそういう今回の補正の対応になったのかという点、各部ごとにそういう考えというのをお聞かせいただきたいと思えます。

○田畑議長 答弁願います。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、岩出市が申請した時点での想定和省エネルギー率というのは、15.6%でございました。もともとこの補助金の申請に当たっては、5%以上が対象となることで、うちも公募に出していったのですけども、結果を公表している中では、採用された削減率の平均が21.6%ということでしたので、ちょっと及ばなかったということとです。

○田畑議長 財務課長。

○西浦財務課長 7点目の再質疑にお答えいたします。

法的な規定は、繰上償還に対してあるのかということなんですけれども、地方財政法第7条第1項によりますと、決算剰余金に関しましては、2分の1を下らない金額は翌々年度までに積立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないというふうにされておりまして、今回の補正予算における基金積立て及び繰上償還の財源としたものでございます。

ですので、またはとございますので、今回、繰上償還したことに関するものに関

しましては、市の将来負担の軽減のために、市のほうで選択したものでございます。
以上です。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、市として第3次とおっしゃいましたが、私が第3次と答えさせていただいたのは、国における第3次補正予算等の動向に注視しということで申し上げたもので、また、同じ3という数字を出してきますと、今現在、第3波とも言われているということで、先ほど答弁させていただいたものでございます。

今現在の新型コロナウイルス、これにつきましては先が見えない状況、終わりが見えていない状況でございまして、これまで市としましては、各部、以前お配りしています参考資料にありますように、多くの事業を実施しているところであり、今回の補正としては載せさせていただいていないということでございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどの総務課長からの答弁でも述べられていますように、生活福祉部では、これまで新型コロナウイルス感染症対策に必要な事業を実施しており、今後も国の動向などを注視しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

ちなみに、これまで19事業を補正しており、生活支援課関係で2事業、地域福祉課関係で4事業、子ども・健康課関係で10事業、保険年金課関係で2事業、生活環境課関係で1事業を実施しており、合計19事業を補正しております。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 事業部では、現在、プレミアム付商品券を実施中でございますので、それと道の駅の補助も実施してございますので、今回は上程してございません。

○田畑議長 教育長。

○湯川教育長 教育委員会としましては、これまで国の交付金を活用して、感染防止対策ということで、教育総務課では、小中学校への消毒用のアルコール、手洗い用石けんやマスク、ほぼ1年分の消耗品と備品としてサーモグラフィーや扇風機等を購入して、児童生徒の感染対策に活用してございます。緊急事態宣言が発出された期間においては、学力の定着を目的に教材を購入して、全児童生徒に配布してございます。また、就学援助費、この受付期間の延長、事業者に対しては、給食業者への補償費の支援なども行ってございます。

生涯学習課では、公民館、体育館等の生涯学習施設への感染防止物資の配布、災

害時の避難場所となる施設については、換気対策やサーモグラフィー、それからテント等を購入しております。岩出図書館については、感染防止物資のほか、図書館の消毒機の設置、また、電子図書館の開設、いろいろと市民サービスの向上に努めてございます。

今後、仮に必要な感染防止物資の購入や支援策等、急がなければならない事案が発生した場合は、必要なときに補正予算として計上してまいります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 3回目は市長にお伺いをしたいんですが、今、新型コロナが、3月以降、これまでの間、感染の広がりというのが起きてきています。特に北海道、東京、大阪というところなんかで起きてきているわけなんです。こういった事態を市長としてどのように認識をされて、今回、補正予算を組んできたのか。そして、職員に対しては、市長として、こういった感染対策について、何か施策というものを考えなさいというような指示なんかはされているのでしょうか。この点をお聞きをしたいと思います。

同時に、現場のほうとして、各部局として、いろいろ市長に対して、こういう施策をやってはどうかというような提言なんかも含めてしたんだけど、それが却下されたというようなことがあるのかどうか、市長の対応の面と、職員の各部局の施策実施への対応面について、どのような見解を持って補正予算を組んできたのかという点、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

増田議員の再々質疑にお答えいたします。

岩出市として、新型コロナ感染広がりに対して、市長としての現状をどう認識しているのか。新型コロナウイルス感染症について、全国的に増加傾向にあり、また、岩出保健所管内における感染も確認されており、第3波の襲来が危惧されております。岩出市においても新型インフルエンザ対策本部を設置し、関係機関と連携の下、情報の共有や対策を協議し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めております。

一昨々日、12月1日、朝礼により、まず市民の安心・安全を守るには、我々職員、コロナには絶対かからないように、万全の措置をしていこうということでお話をしております。

以上です。

○田畑議長 続きまして、議案第96号の質疑をお願いします。

○増田議員 議長、現場のほうから、市長に対して、そういう働きかけとかというのはなかったんでしょうか。

○田畑議長 教育長。

○湯川教育長 コロナ対策につきましては、対策本部会議において、各部局のほうで現状に合わせた対応策ということで検討してございます。

今の議員のご質疑ですけれども、例えばですね、緊急事態宣言の期間に、子供の、児童生徒の学力定着ということを考えて、1年生から中学校3年生までの教材の購入について市長に提言をいたしました。必要性を認識していただきまして、購入をしていただいたと、こういうことでございます。現場のほうからは、そういった必要なものについての声は上げてございます。

○田畑議長 副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質疑についてであります。職員から上がっていった意見はどんなものであったか、指示はどうしたのかということであります。指示については、先ほど市長が答弁させていただいたとおりでございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、新型インフルエンザ等対策本部というのを設置しておりますので、そこには各部長等がメンバーとなっております。それぞれの部において対策、どういう対策が必要かということは、各部から上がってきますので、それを本来、予算化していくかどうかというのを議論をしているところであります。

その結果、予算として計上させていただいたものもございまして、国とか県とかのほうからの助成措置、交付金措置もあるものについては、市としてこれが適正であるかどうか、こういうふうなものも総合的に検討するわけでございます。

今回、第3次の対応についてですけれども、国では第3波の拡大を受けてということで、経済対策を今盛り込んでいるところであります。そういうふうな国の方策を見ながら、市のほうとしては状況判断し、総合的に今後予算の措置を取っていただかなければならないと考えております。

そしてまた、前回、予備費として1億5,000万計上しておりますので、緊急な事案が発生した場合は、補正予算とか、予備の予算の中から支出ということも考えられると、このように考えております。

○田畑議長 続きまして、議案第96号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 96号については、国保会計の補正予算です。

今回、積立金として2,564万4,000円が積み立てられるわけなんですけど、基金の総額は幾らになるのかという点と、この基金については、来年度予算において、基金の活用というのは市として考えておられるのかどうか。この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の積立金として2,564万4,000円が積み立てられるが、基金の総額はにありますが、令和2年11月末現在の残高9,607万6,841円に対して、今回の補正において2,564万4,230円を積立て、6万914円を取り崩しますと、1億2,166万157円となります。

次に、2点目の来年度予算での基金の活用対応はについてですが、現在、本市が県へ納める国保事業費納付金が未確定であり、金額次第では納付金の支払いに充てる財源に不足が生じる場合も考えられます。今後、納付金の結果を見て、国保税率の設定を行いますが、基金の取扱い等を含め、国保運営協議会で慎重に審議してまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第97号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 97号も介護保険の補正予算なんですけど、同じように、基金に積み上げていくというようなものがあります。今回の介護給付費準備基金の総額という点では幾らになるのかという点と、これも先ほどと同じように、介護保険料の値上げですね、これを抑えていくための基金の活用という点については、市としてはどのような対応面として考えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の介護給付費準備基金の総額は幾らとなるのかにつきましては、11月末時点の残高2億9,969万4,835円に、今回の補正において3,134万2,967円を積み立てますと、3億3,103万7,802円となります。

次に、2点目の介護保険料の値上げを抑えるための基金活用はにつきましては、現在、介護保険事業計画等策定委員会において、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定を進めているところです。計画に基づき、今後必要とする事業や介護サービス費等の給付費等の見込額から保険料の設定を行います。準備基金の取扱い等を含め、委員会で慎重に審議してまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

尾和弘一議員。85号をお願いします。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして、議案85号から行います。

まず第1点であります。先ほども国保税の改正についてであります。答弁がありましたので、ただ1点だけ、標準世帯で割り出すことができるのかどうかの問題であります。これについて幾らぐらいの減額になるのか、この点だけお聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

質疑の中身のほうが、通告の2点目に当てはまるかと思っております。標準世帯について、全体として、その金額は幾らかについてあります。国民健康保険制度で、一般的なモデルケースとして使われる40歳以上の夫婦で、子供が2人、所得が200万円、持家で固定資産税が5万円のケースを想定して、世帯主が自営業や農業従事者、またフリーランスによる収入がある場合として計算しますと、年間39万2,800円から、改正後は年間38万円となり、影響額は年間1万2,800円の軽減となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第86号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第86号について質疑を行います。

今回の改正についてであります。まず表題のところ、市税以外の諸収入とい

う形であるんですが、市税以外というのはどういうものを指すのか、お聞きをしたいと思います。

それから、割合の変更については、現行と同じかどうかについてです。

それから、徴収猶予基準割合についても同様にお聞きをします。

納期限の延長についてですが、これはどのようなになるのか。

それから、ここの中で還付加算金については述べられてないんですけども、還付加算金についてはどのような対応になるのか。

それから、地方税法の改正に伴って、個人市民税の改正については、市としてはどのように考えておるのか、この点についてご答弁をお願いします。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、市税以外とは何かについてですが、分担金、使用料、加入金、手数料及びその他の収入金となっております。

割合の変更は、現行と同じかについてですが、現行の特例基準割合が延滞金特例基準割合に用語を改訂するものであり、割合の計算については変更ございません。

徴収猶予基準割合、納期限の延長、還付加算金については、この条例において規定はしてございません。

また、個人市民税の改正はどうかについてですが、本条例は市税以外の諸収入金に対する条例であり、個人市民税については、岩出市税条例に規定されております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市税以外について答弁をいただいたんですが、分担金、使用料、加算金、手数料、その他収入金に対するものであるということではありますが、今回の割合の変更については現行どおりだと。

徴収猶予基準については、他の地方自治体で1%を0.6%に改定している自治体があるんですが、岩出市については、それはやらないという理解でよろしいのか。

それから、納期限の延長に関しても、他の自治体で1%を0.5%に引き下げているんですけども、これについても、岩出市についてはどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、延滞金と併せて、還付する場合の問題があるんですけども、還付加算金については、今回の改正については含まれないということなのか、再度お聞きを

したいと思います。

それから、個人市民税に関して、令和3年1月1日施行として、改正内容として、独り親控除の創設が第18条にうたわれて、地方自治法で改正になっているんですけども、岩出市については、この独り親、シングルマザーについても、控除額については創設しないという考えでよろしいのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず1%が0.5%というご質疑でございますが、今回の本条例に関しましては、所得税法及び地方税法、この改正により見直すものでございまして、国税及び地方税の延滞金において、徴収猶予等の割合の見直しが行われたもので、本条例内において徴収猶予の規定がないため、割合の見直しはございません。

また、還付加算金につきまして、地方自治法第231条の3第4項の規定により、地方税の例によるとされているため、地方税の例により算定されます。

あとは独り親家庭でございます。独り親の分でございますが、本条例は、あくまでも市税以外のものとしてございますので、本条例の改正には含まれておりません。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

徴収の猶予等についての改正、それから納期限の延長についての改正、それから還付加算金についての改正、それから独り親についての改正につきましては、6月の議会で既に承認いただいておりますので、そちらのほうで承認いただいているということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 そうしますと、6月にそう承認されているということですが、市民税の非課税の範囲は、独り親の追加のところで、合計所得金額は135万円を超える場合を除くという規定があるんですが、これについても、地方税の改正、令和2年3月31日公布されたものに従って、岩出市もそのように実施をするという理解でよろしいのか、再度確認をさせていただきます。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑につきましては、本条例の議案とは関係がございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

○田畑議長 続きまして、議案第88号の質疑をお願いします。
尾和弘一議員。

○尾和議員 議案88号についてお聞きをしたいと思います。

今回の改正によって、夜間電気料の改正が提案されているんですが、1時間当たり610円とするということでありますが、1時間使用すると何キロワット使用するのか。それを積算して、金額が610円に該当するのか、積算根拠についてお聞きをしたいと思います。

それと併せて、この照明器具についてですが、電力量を下げるという意味でも、現行の投光器についてですが、LED化についてどのように考えを持っておられるのか。現行、LED化になっているのかどうか、それも併せてお聞きをし、LED化した場合、その減額についても検討するという事を考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。
生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

1時間の使用電力は幾らなのか、何ワットか、照明のLED化はどうか、その際には減額もあるのかにつきまして、一括してお答えいたします。

基本的な電気料金の計算式で試算いたしますと、ナイター設備1基に1,000ワットの電球が8個設置されており、1基のワット数が8,000ワットになります。このワット数で照明器具1基当たりの時間料金を計算しますと、基本料金部分で約460円、従量料金部分では約110円、ワット掛ける時間掛ける基本単価の合計で570円となります。

今回の改正の趣旨は、テニスコート及びナイター設備について、短い時間での貸出しを希望する声が多いことから、1時間単位での貸出し料金を設定したもので、ナイター設備の積算根拠については、改正前の3時間、1,380円としておりましたので、1時間当たりにして610円とするものでございます。

LED化につきましては、現在の機器の有効活用ができなくなれば改修いたしますが、使用料金につきましては照度に係る照明機器の問題、またナイター設備だけの問題ではございませんので、総合的に検討する必要があると考えますので、現段階ではお答えできません。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 そうしますと、現行の試算でいきますと、1時間当たり570円やけれども、610円、40円、岩出市としては市民負担の実質的な電気料金よりかは40円高く徴収するということが言われておるんですが、これについては、やはり費用対効果の問題でも、実質的な使用料に即した形で積算する必要性があるんじゃないかと。3時間で3分の1で610円だということなんですが、この金額についても再考する必要性があるんじゃないかと思うんですが、それについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、LED化についてですが、国全体としても低炭素時代に向けて、電気使用量を減らしていくということが関連づけて、取組が強化されると思います。若もの広場並びにテニスコートについても、将来的には早期にLED化をして、電気使用量の削減に向けた取組をする必要性が私はあると思うんですが、これらに向けて、岩出市としてはどのような考えを持っておられるのか、再度念を押してお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

先ほどの40円多く取り過ぎているのかということですが、照明機器の維持管理料や点検料などの費用を含めるものと考えてございます。

もう1点目のLED化電気使用量を減らすということで、将来的にどう考えているのかということですが、水銀灯につきましても、12月で製造が中止ということになってございますので、ただ、流通におきましては、まだ大丈夫と考えていますので、総合的に勘案して、最終的にはLED化を目指すということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時33分)

再開 (10時44分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

○田畑議長 続きまして、議案第91号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案91号について質疑を行います。

まず、今回の改正によって、分担金の問題であります。現行の分担金は幾らなのか。それから、どのような事業がこれに該当しているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

現行の分担金は幾らかと、どのような事業があるのかについてですが、分担金は事業費の20%です。土地改良事業とは、農道整備事業とかんがい排水事業となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 この分担金についてですが、今までに、延滞金とか徴収できなかったということは過去にあったのか、そういう事例があるのかについてお聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

今まで延滞金とか発生したことがあるのかということですが、今まで延滞金が発生した実績はございません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第95号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第95号について質疑を行います。

今回の補正予算の中で、まず第1点、債務負担行為の補正という形で、システムの導入という債務負担行為が計上されておりますが、このシステムによってどういう効果があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、総務寄附金についてですが、これについては、増田議員の質疑で答弁

をされておりますので必要ありません。

それから、放課後等デイサービス、これについてですが、計上されております。この内訳についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、商工費のふるさと納税に関する返戻品の委託料についてですが、委託件数並びに1件に当たり幾ら委託料として払っているのか。それから、委託先との契約等についてどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、工場設置奨励金についてであります。これについては根来に松源の中継地点というか、工場が設置をされましたが、何年間、この奨励金を支払いをするということになっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

併せて、算出の基準についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、財政調整基金積立金についてですが、これについては先ほど答弁がありましたので、答弁を必要としませんので、よろしくお願いいたします。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員のご質疑1点目について、お答えいたします。

このシステムによる効果はどうかというところなんですけども、公共工事等総合支援システムとは、土木工事など積算するシステムのことです。このシステムにより発注業務を適正かつ円滑に行うことができいております。また、和歌山県や県内市町村で統一したシステムであり、発注業務の公平性を図っております。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 ご質疑の3点目、放課後等デイサービスの補正額2,486万4,000円の内訳についてですが、令和2年度上半期の実績に基づき、1人当たり月平均利用額から1年分の見込額を算定し、不足分を補正するものです。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと納税の委託料につきまして、件数でございますが、令和2年度11月末現在で103件です。それから、委託先につきましては、返戻品事業の委託が、株式会社JTBというところになっております。1件幾らかにつきましては、幾らということではございませんが、納税額に対しての50%、内訳として、商品代金が30%、送料相当が10%、ほか事務手数料10%、合わせて50%が返戻の事業委託料となっております。

申し訳ございません。工場設置奨励金のほうでございますが、これは交付できる期間は3年間でございます。それから、算出基準につきましては、新設または増設

された工場の製造や加工に関する分です。今回で言いますと、建物及び生産設備に関する固定資産税相当額が奨励金の対象となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 債務負担行為の補正の点であります。積算の統一したものになるということですが、この改正については、国とか地方自治体において統一したものを使われておられると思うんですが、改正については、最近いつ改正されたものか、それについてお聞きをしたいと思っております。通常なら、改正というものは何年スパンで改正をされているのか、これについてお聞きをしたいと思っております。

それから、このシステムについては公表されているのかどうか、これについても併せてご答弁ください。

それから、放課後等デイサービスですが、この積算を1人当たりとして、年間として積算をして、2,400万余りを計上したということですが、放課後等ですから、具体的に支出する先をご答弁をいただきたいと思っております。

それから、ふるさと納税の委託料についてですが、今お聞きしますと、JT Bですか、インターネット上での窓口ということですが、岩出産品をそれもJT Bを通じて、各岩出の産品者にこれだけふるさと納税ありましたと。ここへ発送してくださいと、そういうようなシステムになっているのか。その際、送料とか、それも含めて50%を渡しているのか、これについてお聞きをしておきたいと思っております。

それから、工場設置の奨励金であります。3年間ということで、今計上された金額は、たしか1,400万円余りですが、これは3年間、奨励金として当事者に交付するという理解でよろしいのか、再度お聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

このシステムの更新の時期ということなんですけれども、これは5年に一度更新されております。中身につきましては、公表されておられません。

最近の改正ということですが、今から5年前、平成28年になります。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 再質疑についてお答えいたします。

放課後等デイサービスについて、具体的な支出先についてですが、令和2年7月に利用事業所は、和歌山市、紀の川市、市外の事業所を含め、30事業所にサービス

費用を支払っております。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと納税のほうでございますが、JTBへの業務委託につきましては、そのシステムの中で申込みがあったものを岩出の事業者さんのほうに発注をし、その品物料金と送料を含めてJTBがそちらの業者さんに支払いするというので、発送料も全て含まれております。

それから、工場設置奨励金につきましては、今年度、増額補正上げさせていただきました1,482万4,000円でございますが、以後3年間、毎年、固定資産税の評価額相当額が奨励金となりますので、評価の変動に合わせて、金額は若干変動してくるものでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 債務負担行為なんですけど、最近の中小企業、零細、土建業並びに入札で、このシステムの積算でいけば、各地方自治体とも入札が不成立になっている事案が非常に多いということも言われております。

当市においてもそれに該当すると思うんですけど、この積算でやる場合に、どうなのかなという気がするんですけども、そこら辺について、岩出市としてはどのように考えているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、ふるさと納税ですが、そうしますと、岩出市に実質的に収入として入る金額ですね、これは何%になるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 再々質疑にお答えします。

和歌山県内で統一した基準、システムで積算することによりまして、入札の公平を図ることができると考えております。

和歌山県内の市町村で、和歌山県土木積算システム利用連絡協議会を立ち上げておりまして、和歌山県内で統一した基準、システムで積算することにより、入札の公平性を図ることや、県からの情報提供や支援を受けることができるようになっております。

入札の不成立についてというところでございますが、積算のほうは適切に行っておりますが、実際の入札に当たりまして、請負業者と申しますか、入札参加業者の諸般の事情によるところ、例えば、入札時期であったり、工事場所、現地の状況、

工事の内容等、様々な理由により、不成立が生じることもございます。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質疑にお答えします。

ふるさと納税の委託費のうち、岩出市に実質何%ぐらいが入るのかということですが、返品事業の委託につきましては、今回、補正に関わる分のJTBさん、先ほどからもご説明申し上げております、システム利用料とか商品代とか、送料、その委託費のほかに、決済システムの利用料というのにもかかっています。これは月額幾らの固定経費、年間で5万円ほどでございますが、固定経費でかかっています。

それから、寄附金の決済される時、カード決済されましたら、カード決済に関する手数料というのは1%、会社によって違いますが、1%前後かかってくるころでございますので、一概に寄附金の何%が手元に入るといいう言い方はできませんが、おおむね50%弱という、数%がJTBの委託料のほかにかかってくるころでございます。

○田畑議長 続きまして、議案第99号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 99号について質疑を行います。

今回、総合支援システム提供業務ということであるんですが、これによって、岩出市の水道事業における効率化、効率的な側面、これについてどのように認識をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

公共工事等総合支援システムであります、土木課と同じシステムでありまして、水道工事の積算を行うことができるシステムであります。効果といたしましては、このシステムを使用することにより、発注事務等を円滑に行うことができます。また、和歌山県が県内市町村で統一したシステムでありまして、発注業務の公平を図ることができるシステムでございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 このシステムなんですが、今、土木課と水道事業について答弁をいただきました。これを反映して、別々にシステム業務を導入しているのか。土木課と水

道事業と、そのシステムを共有して、経費の削減に結びつける必要性が私はあると思うんですが、別々にこのシステムの導入しているのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

このシステムでありますけども、和歌山県内の全市町村で組織しております和歌山県土木積算システム利用連絡協議会において使用することとしておりまして、その金額を各市町村の利用台数で案分しております。

また、岩出市においても、土木課さん、下水道工事、水道工事として、その使用に伴い案分するものでございます。和歌山県下で共同利用を行うシステムでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 共同で使われるということですけども、土木課の点でも質疑をしたんですが、中小土木業者にとっては、非常に厳しいと、この積算根拠が。そういう不満の声もちらほら聞くんですけども、ここら辺についても手直しというんか、状況について、岩出市はどのように理解をされているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

このシステムは、適正な工事積算ができるシステムと認識しておりまして、積算上は問題ないと考えております。

○田畑議長 続きまして、議案第101号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第101号についてお聞きをしたいと思います。

説明書の中にゼンリンの地図があったと思うんですが、これを見ますと、これ目次のところであるんですが、船戸の144番の7から144番の1ということで表示をされておるんですが、これだけ見るとどこからどこまでなのかよく分からないので、幅員及び総延長メートルについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

幅員及び総延長は何メートルかということですが、幅員につきましては、最大・最小幅員とも6メートルであります。また、総延長は35メートルであります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この表示でいけば、どこからどこまでかよく分からないので、起点はどこになるんですかね。これ、畑村さんからですね。船戸の駅の入り口の前なのか。この斜線のところが今回の該当するところですかね。ゴシックの線のところは、今回の議案には入らないということなんでしょうかね。ちょっとその点だけお聞きをしておきます。私、こっちのほうを見とったんで、斜線のところかなと、ちょっと勘違いしていましたが、それについて確認させてください。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

今回の3番目の船戸6号線になります。この図面、添付されている図面でいいますと、船戸6号線と書かれているところの上にある斜線部分、そちらが今回の認定箇所になります。

起点は、この図面上の上にあります丸から下の矢印、終点が下側になります。

○尾和議員 ややこしいな、これ。こうされるとややこしいので、ちょっと改めていただけませんか。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第102号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第102号についてお聞きをしたいと思います。

今回の指定管理者についてですが、公募件数については何件あったのか。

それから、評価委員会の評価については、どういう評価をされたのか。

それから、過去の経営実態についてどうなのか。収支報告を併せてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　ねごろ歴史の丘の指定管理について、質疑にお答えいたします。

まず公募件数でございますが、ねごろ歴史の丘指定管理、公募いたしまして、応募の件数は1件でございます。

過去の経営実態でございますが、ねごろ歴史の丘管理協会は、平成30年10月から指定管理者となりまして、自主事業として、ねごろ歴史の丘音楽祭や「紀州の地酒×JAZZ」などの各種イベントの開催など、多角的に自主事業に取り組んでおり、民間の柔軟な発想を取り入れながら、本市の観光振興に努めております。

また、施設管理についても適正に管理を行っており、利用者からも好評を得ております。

収支につきましても、問題なく健全な実績となっております。

○田畑議長　財務課長。

○西浦財務課長　議員ご質疑2点目の選定委員会の評価はどうかについて、お答えいたします。

選定委員会では委員5名により審査を行いまして、その平均により評価をいたしました。200点を満点とし、158点を獲得し、総合評価で了となり、指定管理者として適正という結果となっております。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今回の指定管理者の部類の中に、新しく遺跡の部分も入ったところで契約をされているのか。それは別途、この契約の中に含まれないのか、お聞きをしたいと思います。

それと併せて、あそこに来られる方が、最近増えてきているというような感じもするんですが、大型トラックとか大型バス、これが止まっておって、夜間にあそこを駐車場代わりに使っているような方がおられるのではないかなという気もするんですが、駐車場が非常に狭くなっているというのが実態だろうと思うんですが、これについて市としてどのようなお考えを持っておるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　再質疑にお答えいたします。

指定管理の対象といたしましては、今回から根来寺遺跡展示施設が新たに加わっております。

駐車場についてでございますが、トラックやバスが止まっておるということでございますが、ねごろ歴史の丘は道の駅を指定を受けておりますので、トラック、バスが止まって休憩していただくというのは、道の駅の利用としては正しい利用方法かと思っております。

駐車場が狭くってということでございますが、一時期、お花見の時期でありますとか、行楽シーズンには混雑するようなこともあるかと思いますが、そういった場合には警備員を立てて、駐車場の誘導整理に当たっておるところでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 道の駅ですから、トラックも止めることは、これは可能やと思うんですが、聞くところによると、あそこを夜間の駐車場にして、大型トラックを置いて、それから出入りするという方がおられるということをごらんと聞いたんで、そういうものについては、やっぱりある程度、警鐘していくという側面も必要ではないかなと思うんですけども。駐車場として、使たら駄目よということじゃないんですが、そういう点も見受けられますので、これについては市のほうでも目配りをしていただきたいということを重ねて求めて、答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質疑にお答えいたします。

夜間の駐車につきましては、夜間のトラックの駐車というのは見受けるところがございます。ただ、議員のご指摘あったような、常態的に駐車場代わりにしているという利用はないと認識しております。といいますのが、夜間において、指定管理者のほうから委託した警備会社が、必ず深夜に1回巡回をしております。そのような繰り返し不正利用するトラックがあれば、ナンバー何なりすぐ上がってきて、対応できるような体制を取っております。

ケースといたしまして、長距離便のトラックなど、荷受先の荷下ろし時間の指定がございますので、深夜到着して、朝まで仮眠を取る。それがルート便であったら、毎週金曜日にそういうことが起こるとか、そういう使い方というのはあるかもしれませんが、車庫代わりに使っているという事例は、現在報告ではございません。

また、今後そんなことのないように指定管理者と連携して、注視してまいりたいと思います。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第84号から議案第102号までの議案19件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第102号までの議案19件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第21 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

福山晴美副議長、演壇でお願いします。

○福山副議長 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

近年、河川堤防の決壊や越水による大洪水など、台風の大型化や集中豪雨等がもたらす激甚的な自然災害が全国各地で頻発しています。

本市では、こうした自然災害はもとより、地震などから住民の生命を守るため、防災・減災対策の推進は喫緊の課題であります。

このような状況の中、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が最終年度を迎えますが、防災・減災、国土強靱化の取組を推進するための新たな措置と必要な予算の確保に加えて、国土強靱化の支障となっている老朽化の進む社会資本の整備を着実に推進するための公共事業予算を確保されるよう、また、地域経済に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症については、公共事業の推進が経済対策として期待されているところであります。地域経済復興を図るための予算措置を行うに当たっては、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講じられるよう意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同のほどをお願いしまして、説明といたします。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時21分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和2年12月14日

| | | |
|-------|----------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 議案第 84号 | 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 85号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 86号 | 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 87号 | 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 88号 | 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 89号 | 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 90号 | 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第 91号 | 市営土地改良事業分担金条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 92号 | 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 93号 | 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 94号 | 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 95号 | 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第14 | 議案第 96号 | 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第 97号 | 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第 98号 | 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第 99号 | 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第 100号 | 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第 101号 | 市道路線の認定について |
| 日程第20 | 議案第 102号 | ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 請願第 1号 | 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」 |

を求める請願書

- 日程第22 請願第 2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める
請願書
- 日程第23 請願第 3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する
請願書
- 日程第24 発議第 4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社
会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出につ
いて
- 日程第25 議員定数に関する調査について
- 日程第26 発議第 5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第27 議員派遣について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

松下 元議員は、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、議案第84号から議案第102号までの議案19件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号から請願第3号までの請願3件につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、発議第4号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、議員定数に関する調査の件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、発議第5号、委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査の申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第5号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について～

日程第20 議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘

物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について

○田畑議長 日程第2 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件から日程第20 議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定の件までの議案19件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案19件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についての外議案10件です。

当委員会は、12月8日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、議案第86号 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正について、議案第91号 市営土地改良事業分担金条例の一部改正について、議案第92号 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第93号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第94号 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について、議案第101号 市道路線の認定について、議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第84号、議案第86号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号及び議案第102号は可決、議案第101号は認定しました。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分、議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、議案第86号 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正について、議案第91号 市営土地改良事業分担金条例の一部改正について、議案第92号 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第93号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正につ

いて、及び議案第94号 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分では、寄附金について、返礼品等の必要経費を差し引いた実質の歳入増はどれくらいとなるのか。地域公共交通感染症対策事業補助金について、補助対象となる感染症対策の内容は。戸籍附票システム中継サーバー共同利用負担金について、紀の川市との負担割合は。下水道事業会計出資金について、出資する理由は。長期債元金償還金について、繰上償還する市債の詳細は。また、繰上償還することで利子負担はどれくらい減額となるのか。臨時財政対策債の限度額について、減額する理由は。地域公共交通感染症対策事業補助金以外にコロナ対策に関する予算を計上しなかった理由は。について。

議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）では、人事院勧告に伴う人件費の補正について、該当する職員数は。について。

議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）では、人事院勧告に伴う人件費の補正について、該当する職員数は。について。

議案第101号 市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定については、新たに管理することとなった根来寺遺跡展示施設について、現時点で工事が全て終了し、一般に公開されているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 皆さん、おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について外議案8件です。

当委員会は、12月9日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、厚生部門終了後、文教部門を実施しました。

議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第87号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について、議案第88号 岩出市民スポーツ広

場設置及び管理条例の一部改正について、議案第89号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第90号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第96号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第97号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第98号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第85号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第96号、議案第97号及び議案第98号は可決しました。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正については、今年度の税率改正との関係は。について

議案第87号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正については、同じ時間枠の設定の中で金額に違いがある理由は。について。

議案第88号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正については、1回当たりの使用時間の上限を2時間としているが、それを超えての使用は可能か。時間枠の設定を廃止して1時間ごとの使用料としたのは、市民からの要望があったことによるものか。について。

議案第89号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、及び議案第90号 岩出市介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分では、後期高齢者医療特別会計繰出金について、その内容と増額になった理由は。障害者総合支援給付費における扶助費の増額について、利用者の増などによるものと思われるが、要因をどう考えているのか。児童教育・保育費における返還金について、その内容と返還することとなった理由は。について。

議案第96号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、及び議案第97号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第98号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、後期高齢者医療広域連合納付金について、増額になった理由は。また、その認識はどうか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件、議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第86号 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正の件、議案第87号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正の件、議案第88号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件、議案第89号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件、議案第90号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第91号 市営土地改良事業分担金条例の一部改正の件、議案第92号 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正の件、議案第93号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正の件、議案第94号 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正の件、議案第96号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第97号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第98号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第101号 市道路線の認定の件、議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定の件、以上、議案16件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案16件に対する討論を終結いたします。

議案第84号から議案第94号まで、議案第96号から議案第98号まで、議案第101号及び議案第102号の議案16件を一括して採決いたします。

この議案16件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第94号まで、議案第96号から議案第98号まで、及び

議案第102号の議案15件は、原案のとおり可決、議案第101号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 一般会計補正予算6号の反対討論を行います。

この補正予算においては、戸籍関係のシステムサーバー負担金や前年度清算に伴う返還金など、必要な部分も見受けられますが、この補正予算を計画していく上で、現在の新型コロナに対して、どう岩出市として対応すべきなのか。市民の命と暮らしを守る視点が問われていると思います。

この点からは、市民の暮らしを支援する施策、感染防止を防ぐための施策においては、公共交通関係のバス事業所への消毒やマスク等に対して51万円の支出は見られますが、市民に対しての支援策は全くありません。

他の自治体では、新型コロナの対策としての追加措置として、新たに現金給付などの支援を行ってきています。岩出市では、この間、新型コロナの第2波に備えるために活用すると、1億5,000万円の予備費対応がされてきています。感染拡大が広がり、岩出市の中にもクラスターが発生してきている現状となってきましたが、予備費の有効活用や財政調整基金を活用した市民への施策がないのが残念でなりません。それどころか、起債に対して、9,500万円もの繰上償還を行おうとしています。この繰上償還で、市としての軽減は224万円というものでした。このような繰上償還にお金を使うのではなく、市民の命や暮らし、生活を支援する施策をはじめ、医療関係者などへの負担軽減策やコロナ支援対策にこそ有効活用すべきではないでしょうか。

これ以外にも人事院勧告に基づく職員給与の減額が含まれています。人事院勧告は、新型コロナ禍で奮闘している公務労働者の労苦に応えず、給与以外の人事管理で長時間労働の是正の点で必要な人員確保にも触れておらず、抜本的な改善策を打ち出さない勧告でした。コロナ感染禍の下、職員意識の低下すら生まれると考えられる給与減額も含まれています。

この補正予算については、新型コロナ対策すら打ち出さない補正予算となっており、岩出市民にとって理解がされない予算であると考えます。

この補正予算6号議案については、以上の理由により反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、歳入では、事業の採択等による事業財源のほか、寄附金、特別会計繰入金、市債などについて、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、地域公共交通感染症対策事業補助金、戸籍附票システム中継サーバー共同利用負担金、特別会計繰出金、前年度の精算に伴う返還金、障害者総合支援給付費におけるシステム改修委託料及び扶助費、ふるさと岩出市応援寄附金返戻事業委託料、工場設置奨励金、下水道事業会計出資金、小中学校費における通信運搬費など、必要な補正であると考えております。

なお、職員の人件費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が生じる中、行われた人事院勧告に沿ったものであり、令和2年11月27日の臨時会において可決された職員の給与に関する条例の一部改正に基づく補正であります。民間支給実績を反映させたものであり、民間と公務員との給与格差を解消することが、均衡の原則にもかなうと考えております。

また、岩出市職員には、崇高な公務員としての使命、責任を持っており、給与が下がるからといって仕事に意欲を失うというような方は1人もいないと私は考えております。

以上述べた理由によりまして、私は本議案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○田畑議長 以上で、議案第95号に対する討論を終結いたします。

議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この補正予算に反対の討論を行います。

この議案については、人事院勧告に基づく職員給与の減額が主なものとなっています。先ほどの補正予算6号でも触れましたが、今回の人事院勧告では、新型コロナ禍の中で奮闘している公務労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる給料以外の人事管理についても、長時間労働の是正の点でも、超過勤務の上限を強調するだけで、増大する業務量に反して、必要な人員確保に触れていません。非常勤職員の処遇改善においても、抜本的な改善策を打ち出していない勧告となっています。

岩出市においても、コロナ感染の不安を覚えながら、市民の命や暮らしを守るために、現場の第一線で働いている職員の労苦に報いる賃金改善が求められていること。最低賃金と同じく、社会的に大きな影響力を持つ公務員賃金を引き下げることには、社会政策上も許されないことだと考えます。

岩出市では、人口増加が続き、業務量も増大となってきた中、職員の勤務実態においては、年休取得もままならない実態もあり、慢性的な人員不足にコロナ関連業務が負荷されて、一層厳しさを増す職場実態の中で、給与の引下げは職員意識の低下すら生まれると考えます。

補正予算が、このような人事院勧告に関連した議案となっていますので、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が生じる中、行われた人事院勧告に沿ったものであり、令和2年11月27日の臨時会において可決された、職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。民間支給実績を反映させたものであり、民間と公務員との給与格差を解消することが、均衡の原則にもかなうと考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、岩出市職員につきましても、崇高な使命感を持って、仕事を責任を持って果たしていただいております。給与が下がったからといって、仕事を投げ出すような方は一人もいらっしゃいません。

以上によりまして、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第99号に対する討論を終結いたします。

議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第2号)の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 反対の討論を行います。

この補正予算についても、先ほどの上水道と同様の職員給与引下げの中身となっていますので、反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第2号)について、私は賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により影響が生じる中、行われた人事院勧告に沿ったものであり、令和2年11月27日の臨時会において可決された職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。民間支給実績を反映させたものであり、民間と公務員との給与格差を解消することが均衡の原則にもかなうと考えております。

重ねて申し上げます。岩出市職員につきましては、崇高な公務員としての使命を果たすために、誰一人として給与が下がったからといって、仕事を投げ出すような方は一人もいらっしゃいません。

以上によりまして、私は本案について賛成いたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第100号に対する討論を終結いたします。

議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書～

日程第23 請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書

○田畑議長 日程第21 請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の件から日程第23 請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書の件の請願3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願3件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書、請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書及び請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書の3件です。

当委員会は、12月9日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、賛成者少数により、請願第1号、請願第2号及び請願第3号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書では、補聴器の価格が、片耳当たり15万円から30万円と記載されているが高過ぎないか。約9割の人は自費で購入しているとあるが、何人か。所得制限を設け

ず、加齢性難聴者全てを対象とする公的補助制度の創設を求めるのか。加齢性難聴者の補聴器購入のみに公的補助制度の創設を求めては、他の高齢者に対する認知症予防などの取組とのバランスを失わないか。について。

請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書では、今から予算措置しては遅いのではないか。これから予算措置するとしても、既に接種を終えた人に対し、公平性を保つため何らかの補助を行うのか。中学生までの子供たちに対するインフルエンザ予防接種の無償化を実施するに当たり、副反応への対応はどのように考えているのか。について。

請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書では、PCR等検査の充実は、国や県レベルで推進すべきと考えるがどうか。インフルエンザワクチンの増産というが、今から増産するのは難しいのではないか。例年より大幅にインフルエンザ感染が減少傾向と聞いているが、希望する全ての人の接種費用を補助するのは不必要ではないか。岩出市としても国に対し支援を強く求めてくださいとあるが、市議会として市に求めるのか。について。

以上が、請願書の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は請願ごとに行います。

請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の採択に当たり、反対の討論を行います。

国の定める社会保障政策は、公平な制度の構築が図られることが基本であると考えます。高齢者にとって耳の聞こえにくさが生活に与える影響は十分理解できますが、加齢に伴う生活への影響としては難聴だけではありません。助成については対

象年齢、基準、財源など、様々な課題があり、高齢者の1つの事柄のみを対象とした制度創設は、福祉施策全体のバランスを失すと思われる。

また今後、少子高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大などを念頭に置きますと、福祉施策は財源はもちろんのこと、他の施策とのバランスを見据えながら進めていくべきであると考えます。

したがって、この請願書については、具体案が乏しく、今後国の状況を注視することが懸命であると考えます。

以上のことから、現時点では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書につきましては、採択すべきではないと申し上げ、反対討論いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 請願について、賛成の討論を行います。

高齢者における難聴の実態として、70歳代男性の23.7%、女性は10.6%、80歳代では男性が36.5%、女性は28.8%の方が難聴者となっていると言われていています。難聴になると、家族や友人などとの会話が少なくなるだけでなく、外出を控え、コミュニケーションが取りにくくなり、認知機能の低下が3割から4割も正常聴力の方より悪化するとされています。

厚労省の介護予防マニュアルでも、高齢者のひきこもりの要因の1つに、聴力の低下を上げて対策を求めています。しかしながら、現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの推計も出ています。これは補聴器の価格が30万円以上するものもあり、高くて買えないからです。

身体障害者福祉法第4条で規定する高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度で1割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、対象者は僅かであり、制度基準における問題もあり、約9割の方は自費で購入をせざるを得ないものとなっています。

高齢者に対する補聴器補助制度の創設が求められています。このような中で、国に補聴器購入費用の助成を求める意見書を採択する自治体が急増しています。兵庫県議会は、2018年12月、全会一致で採択を行い、同様の内容で、各地の市議会、町議会で、次々に意見書が採択されています。和歌山県議会も全会一致で採択されており、和歌山市、橋本市などでも採択がされてきています。

国会における答弁で、厚労省審議官は、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防効果を検証するため、研究を推進すると答弁しています。麻生太郎財務相も行わなければならない必要な問題と述べています。

国の制度としてやらなければならないと認識をしている中で、地方議会が補聴器の購入制度に対する必要性の後押しを行い、国における制度の実現を目指していくのが地方議会の役割、住民の生活向上へと議員の職責を果たしてきているのです。

委員会では、他の年齢層への公平性や支援制度における公平性を損なうという意見が出されましたが、聴覚障害者が日常生活において健常者と同じ生活を過ごせないことこそ、公平性を損なっているのではありませんか。

また、技術革新が見込める分野といった意見も出されました。しかし、技術革新が見込まれたとしても、現時点で困っている方が数多くいる状況を改善する必要性があり、高額な補聴器に対する支援制度が求められるのではないのでしょうか。

アメリカの研究では、難聴の方が健常者の2倍以上の抑鬱傾向があることや認知症のない難聴の方の調査追跡では、認知症になる確率が、軽度難聴が2倍、中程度で約3倍、高度難聴で5倍になる報告もされています。フランスをはじめとした世界各地の研究機関では、補聴器をつけることにより、認知症や鬱症状を抑えることが各地の研究機関で報告されてきています。

補聴器の使用が日常生活を大きく変えていくのです。高齢者の日常生活において、音が聞こえにくいことによる安全性や対人関係、心身状態の改善が図られます。こういった視点から見ても、補聴器の活用が求められていると思います。

現在、難聴障害で困っている方で、補聴器購入者の9割の方が高額負担にあえいでいます。岩出市議会として、市民の生活を守り、安全な生活が送れるようにするためにも意見書を採択し、国に届けることが必要だと考えますので、この請願に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

福山晴副議長。

○福山副議長 請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症については、全国的に、いわゆる第3波に入り、岩出保健所管内においても感染症が報告され、憂慮すべき事態に陥っています。このような中、医療機関の負担を減らし、市民の不安を取り除くことが重要であります。

しかしながら、インフルエンザ予防接種について、国において任意接種とされている中学生以下の子供まで無償化することは、あたかも市が定期接種扱いをし、勧奨しているかのような誤解を与えるおそれがあります。

このことでインフルエンザワクチンの供給量が十分ではない状況の中、最優先すべき高齢者にワクチン不足が生じれば本末転倒です。

以上のことから、私は、この請願書については採択すべきではないと考えます。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この請願について、賛成の立場で討論を行います。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大は、第3波と言われるまでに広がってきています。インフルエンザ感染の同時報告も上がってきています。

この請願は、新型コロナの症状とインフルエンザの初期症状が同じのため、医療機関の負担軽減やコロナ不況の下での市民の経済的負担、自治体独自の予防接種体制の改善を求めているものです。

肝心なのは、予防接種を受けていただくことが大切であり、市として対策を強めることこそ求められています。だからこそ、多くの自治体は医療機関の負担を軽減する上でも、インフルエンザワクチンに対して補助制度を行ってきています。感染拡大や経済の悪化、市民生活に大きな影響が出ているにもかかわらず、岩出市としての取組については、予備費に1億5,000万円が積み上げられましたが、12月議会の一般会計補正予算でも、市民に対しても予備費活用は行われていません。

このコロナ禍の下、市民の健康と安全・安心、何よりも不安を取り除く対応こそ求められています。大事なのは、行政として医療機関の負担軽減、市民の命を守る

ことです。インフルエンザ接種の負担面としても、子供たちには2回の接種が必要であり、子供が増えれば増えるほど出費がかかります。若い世帯の人には、コロナによる所得の低下と相まって、より大きな負担にもなっています。

今から実施しても遅いのではないかという意見が、委員会の中で出されましたが、インフルエンザ接種は来年1月末までを対象としており、今からでも十分に間に合います。既に接種を受けた方とこれから受ける方と不公平が出るのではとの意見も出ましたが、還付金対応を含め、市当局が最善の方法を取れば済むことであります。

先ほど、反対者の方の中には、供給できない、また、ワクチン不足になる、そういうような旨が言われました。しかし、令和2年10月時点での国の最新の製造予定量は約3万3,022万本、本年8月時点の製造予定量として比較して約140万本多くなっています。それに、今、国としても全力を挙げて、このワクチンの供給に取り組んでいる。ワクチン不足になる、そういう認識は間違いであると指摘をせざるを得ないというふうに、私は思います。

新型コロナの感染拡大でも、医療機関の負担軽減と高齢者や子供たちへのワクチン接種の無償化は必要な対策だと考えます。多くの自治体で市民への支援策を行っているように、岩出市として施策を求めること。本来は国の責任において無償化の制度をつくるべきであると、国に求めることは、岩出市民の切実な願いであると考えます。

以上の理由をもって、請願に対しての賛成討論といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

インフルエンザワクチンの増産を国に求めています。時間のかかる作業であり、簡単に増やせるものではないと聞いております。したがって、現実的ではない要望であると考えております。

また、希望する全ての人の接種費用の補助を求めています。新型コロナウイルスのワクチンはともかく、例年より大きく罹患者が減少しているインフルエンザの予防接種について補助することは効果的ではないと考えております。

さらに、PCR検査等の実施方法や医療機関等への財政支援の強化、保健所等の体制強化などが求められておりますが、これらは国や県において、多方面から専門的な意見を取り入れ、広く議論する問題であり、今回のように一方的な意見で請願書を提出することは適切ではないと考えております。

とにかく、今、我々国民一人一人は、3密を避け、マスクをつけ、うがいをし、手指の消毒を徹底するという一人一人の対策が求められていると考えております。

以上のことから、この請願書については採択すべきではないと判断いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この請願について、賛成の立場で討論を行います。

この請願については、新型コロナの感染が続く中で、国におけるPCRなどの検査体制の充実、インフルエンザワクチン接種による重症化を防ぐ体制強化を求めるものであります。

今、反対者の意見の中にも、PCR検査体制の充実や、また県なんかにおいても、そういう対策が求められる、こういうことを言われました。だからこそ、今回、この請願書、こういったPCR検査等の充実などを求める意見の内容になっています。現在、新型コロナの拡大は、北海道、東京、大阪で危険水域の状況にまでなり、那賀地域でも広がりを見せ、岩出市でもクラスターが発生してきています。

請願の要旨に書かれている点については、市民の皆さんが切に願っている思いだと思います。請願の項目では、日本感染症学会が、同時流行に備え、検査体制の推奨やPCR検査の充実への提言を行っていることや、ワクチンの増産、医療崩壊を防ぐ上でも、インフルエンザ接種に対して補助を求めています。

請願団体として、24時間体制の相談、検査、治療を国の責任で行ってほしい。医療、介護、福祉施策や学校など、市民生活に大きな関わりがある職場の従事者に対

して、定期的なPCR検査を行ってほしい。新型コロナ禍で必死になって働く介護施設をはじめとした医療現場への補助金支援や財政措置を国に求めています。このことは感染拡大をこれ以上広げないようにする上でも必要なことだと考えます。

熱があってもスムーズに検査を受けられないで、命を落とす事例も生じています。見えない感染への恐怖、介護ケアへの不安、何よりも医療崩壊を絶対起こさせてはなりません。

ワクチン確保の点では、令和2年10月時点の最新の製造予定量は約3,322万本の見込みで、本年8月時点の製造予定量と比較して、約140万本多くなっている通達も出されています。岩出市民の命や健康を守る上では、さらなるワクチンの確保を求めて、岩出市議会として、国に求めるのは当然ではないかと考えます。

菅政権の下で、経済優先のG o T o施策を来年以降も続けるという報道もされていますが、請願に掲げている国民の命と暮らし、生活を守る施策こそ求められています。

委員会の中で、時期を失している、もはや手後れ、現実的でない、効果的ではないとの意見も出されていましたが、大都市だけでなく、現実に岩出市でクラスターの発生も起こってきているのです。これだけ感染拡大が広がる中で、手後れで現実的ではないとの認識自体、市民の命を守るために、どう議会人として果たさなければならないのか、問われていると感じています。

ここに書かれている請願内容は、新型コロナに対して、市民の恐怖や医療現場の崩壊を防ぐ上でも、国に意見を上げるにふさわしい内容のものであると考えますので、この請願については賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第3号に対する討論を終結いたします。

請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた

社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第24 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第4号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第4号に対する討論を終結いたします。

発議第4号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣(防災)に提出しておきます。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩

(10時30分)

再開

(10時44分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

## 日程第25 議員定数に関する調査について

○田畑議長 日程第25 議員定数に関する調査の件を議題といたします。

ただいま議題となりました議員定数に関する調査の件に関し、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会委員長から報告を求めます。

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会委員長、福山晴美副議長。演壇でお願いいたします。

○福山副議長 議員報酬及び定数に関する調査特別委員会での調査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、議員定数に関する調査を行うため、令和2年第3回定例会において、委員構成9名で設置され、9月10日木曜に、正副委員長の互選と今後の日程調整などを行うための第1回委員会を開催して以来、4回の委員会を開催いたしました。

当委員会では、議長から、執行部において、行財政改革に取り組んでおり、二元代表制の一翼を担う議会としても改革を進める必要があり、能率的・効率的な議会運営と経費の節減を図るという観点から、適正な議員定数について調査・検討をお願いしたいとの付託事件の説明を受けましたが、削減ありきではなく、類似都市や県内他市における議会の状況などを参考に、様々な視点から検討を行いました。

その中で出された意見としては、削減を求める市民の声がある、今後の少子高齢化の進展と人口減少に向け、議会としても改革に取り組む必要があるなどの考えから、削減すべきとする意見。

一方で、削減は政策立案や監視機能の低下につながるおそれがある。多様な民意を反映させるためには、一定数の議員が必要であるなどの考えから、現状維持や、増員すべきとの意見もありました。

様々な意見が出される中、委員会としての結論を出すために、出された意見の全てを案として、委員の賛否を問うという形で採決を行いました。

その結果、議員定数については、現行の16人から2名削減し、14名とすること。また、各常任委員会の定数については、それぞれ1名削減することが適正であり、次期一般選挙から適用するとの結論に至りました。

議員定数の増減に関するもの以外にも、議員定数の削減により、生み出された財源については、有効に活用されたい。

議員定数の削減だけにとどまることなく、ICTの活用による議会運営の効率化、市民に開かれた議会運営など、議会改革を進める必要があるなどの意見が出されております。

その他、委員会での質疑、答弁、意見等の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について

○田畑議長 日程第26 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会委員長、福山晴美副議長。演壇でお願いいたします。

○福山副議長 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月14日提出

(提出者)

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会

委員長 福山晴美

本文を朗読させていただきます。

岩出市議会議員定数条例の一部を改正する条例

岩出市議会議員定数条例（平成14年岩出町条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(岩出市議会委員会条例の一部改正)

2 岩出市議会委員会条例（平成18年岩出町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「8人」を「7人」に改める。

続いて、提案の趣旨を申し上げます。

本議案は、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会における調査の結果に基づき、委員会として提出するものでございます。

特別委員会における調査の経過と結果は、先ほど報告させていただいたとおりであります。

提案理由につきましては、議会改革の一環として、議員定数の削減を行うため、提出するものであります。

各議員におかれましては、ご審議のほど、よろしくごお願い申し上げまして、提案の趣旨説明といたします。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑をお願いします。

○増田議員 この発議については、3点質疑を行いたいと思います。

まず1点目として、議員定数を行う理由として、県下で数少ない人口増加が続き、現在も減少が見られない中で、なぜ定数2を削減する必要があるのか。また、議員定数とは、地方自治法上、どう位置づけているのか、どう認識した上で提案してきたのか。

2点目として、二元代表制の下で、住民要求を拾い上げ、市政へ住民の声を届ける仕事をしている議会はどうあるべきと考えているのか。

3点目に、過去に、岩出市でも定数を削減するたびに投票率が下がっていることはどう考えるのか。これで民意を反映していると言えるのか。

この点について、3点質疑を行います。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の定数削減をする理由は何かということではありますが、先ほどの委員長報告で申し上げましたとおり、委員会では削減を求める市民の声がある、今後の少子高齢化の進展と人口減少に向け、議会としても改革に取り組む必要があるなどの考えから、削減すべきとの提案がなされ、その提案について、賛成者多数で決定されたということでもあります。

次に2点目、二元代表制の下で、住民要求を拾い上げ、市政へ住民の声を届ける仕事をしている議会はどうあるべきと考えているのかということではありますが、増田議員のおっしゃるとおり、市民の声を市政に届けるという仕事は、市民の代表として選ばれた私たち議会議員の重要な仕事の1つであるということは認識しております。

さきの委員長報告でも申し上げましたとおり、委員会においても多様な民意を反映させるためには、一定数の議員の必要であるという考えから、削減に反対する意見や増員すべきという意見も出されております。定数の削減によるデメリットについては、委員の皆さんも十分に認識された上で、削減すべきとの決定がなされておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

次に3点目、定数を削減するたびに投票率が下がっていることはどう考えるのか、これで民意を反映していると言えるのかということではありますが、定数の削減と投票率の低下の関連については分かりかねます。しかしながら、市議会議員選挙の投票率が低下の傾向にあることは認識しております。その理由の1つとして、市民の政治や議会の関心が低いということが考えられるのではないのでしょうか。そして、その責任の一端は、私たち議員にもあるのではないのでしょうか。

これもさきの委員長報告でも申し上げましたが、委員会においても議員定数の削減だけにとどまることなく、市民に開かれた議会運営など、今後も議会改革を進める必要があるという意見が出されております。私も同様の認識であり、開かれた議会とすることで、政治や議会に対する市民の関心が高まり、投票率のアップにもつながるのではないかと考えます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど質疑を行った中で、1点目の部分として聞いている部分についてはお答えがあったと思うんです。しかし、議員定数とは、地方自治法上、どう位置づけているのかというような部分の点についてのお答えがなかったというふうに思

います。この点について、再度どういう考えを持っているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議員定数の地方自治法の位置づけについてであります。今おっしゃったみたいに、先ほどお答えさせていただきましたように、議員定数については、地方自治法第91条第1項において、市町村の議会の議員定数は条例で定めると規定されており、議会の自らの裁量と判断によって決定することになったと認識しております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 発議第5号の件について質疑を行います。

まず第1点は、議会議員の役割というものをどのように認識をされているのか。

2番目に、削減は議会制民主主義を揺るがす大問題であると考えております。かつらぎ町議会の定員と同様になることに対して、岩出市議会としての矜持はないのかについて、ご答弁ください。

3番目に、地方分権の時代に問われる議会の在り方について、どう考えているのか。

4番目に、市民のために働く議会にするために、どうしようとしているのか。

5番目に、議会費及び議員1人当たりの現状について、どう認識をされているのか。

6番目に、地方自治体の議員定数というものに対して、どのように現状を認識しているのか、お聞きしたいと思います。

7番目に、今回の議員の削減によった金額について、先ほどの委員長報告で、削減した金額は有効に使ってほしいということですが、どういうように使っていくと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 尾和議員のご質疑にお答えします。

1点目の議会議員の役割はどうかということではありますが、一般的には、議会としては、地方公共団体の意思を決定する機能と、執行機関を監視する機能という役割を、議員としては、住民の代表であることを強く認識し、常に市民の声、地域の意見等に耳を傾け、議会の構成員として責任ある行動を求められると認識しております。

次に、2点目の削減は議会制民主主義を揺るがす大問題であるかどうかということにつきましては、削減によるデメリットがあることは当然認識した上で、委員会において検討され、削減すべきと決定されたものでありますので、ご理解願います。かつらぎ町議会と同様になるが、市議会としての矜持はないのかということではありますが、かつらぎ町議会と同じ議員定数となるのが、なぜ市議会としての矜持をなくすことになるのかは理解に苦しみます。

委員会で見られた資料を見ますと、岩出市より人口が多い市にあっても、議員定数が14人、それよりも少ない12人としている市もあります。それらの市の議会は矜持がないということになるのでしょうか。そんなことはないと思います。住民から選ばれた代表としてのプライドを持ち、議会の構成員である議員としての職責を果たすことには何ら関係はないと思います。

次に3点目、地方分権時代に問われる議会の在り方はどうかということではありますが、地方分権時代にあって、住民自治の充実の必要性が期待されている中で、多様な民意を吸収し、それを集約し、自治体の意思決定を行う議会の役割はますます重要となっており、政策立案機能や監視機能のさらなる強化の必要性が高まっていると認識しております。

次に4点目、市民のために働く議会にするためにはどうするのかについてでありますのが、1点目の議会と議員の役割という質疑でお答えしたことを誠実に果たしていくため、努力を続けていくことが必要だと認識しております。

次に5点目、議会費及び議員1人当たりの現状はどうかということではありますが、委員会において提出された資料から見ますと、岩出市の令和2年度一般会計予算における議会費の割合は0.9%、議員1人当たり費用は、令和2年度一般会計予算ベースで約780万円となっております。議会費の構成割合が年々下がっているのではないかと、年によっては一般会計の規模に違いがあるので、一概に議会費が減っているとは言えません。決算における議会費の支出額では、前年度と比較して増えているときもございます。

次に6点目、地方自治体の議員定数はどう認識しているのかということでありま

すが、増田議員の質疑でも答弁しましたが、議員定数については、地方自治法第91条第1項において、市町村の議会の議員の定数は条例で定めると規定されており、議会が自らの裁量と判断によって決定するものであると認識しております。

次に7点目、削減した金額は何に使うのかにつきましては、さきの委員長報告で申し上げましたとおり、委員会においても、議員定数の削減により生み出された財源については有効に活用されたいとの意見が出されております。私も認識を同じにしておりますので、執行部におきまして、真に必要な事業に有効に活用されることを期待するところであります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 質疑の中で、3番目の地方分権の時代に問われる議会の在り方で、多様性の問題を言われました。このうち岩出市の市民の人口は5万4,000人前後であります。今日、この中で、議員1人当たりの市民の比率というのは何名ぐらいになっているのか。そして、和歌山県下における現状について、どのように認識をされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、地方自治体の議員定数について、どう認識しているのかということですが、地方自治法においては、5万人以上については、地方議員は30名を上限とするというように決まっていると思います。そういう中で、岩出市は和歌山県下で人口増加の市であります。そういう状況の中、議員定数を減らすということは、市民の声が届かない議会になるのではないかというふうに認識しておりますが、どのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

削減した金額についてであります。有効に使えといっても、執行部がどのように使うのか不明確であります。明確な指針を出すべきだと思うんですが、それについてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、議員1人当たりの人口数なんです。16人の場合は3,375人です。それが14名になりますと3,857名になります。

県内他市の報告もさせていただきます。和歌山市は1人当たり9,656人、海南市2,515人、橋本市3,465人、有田市1,849人、御坊市1,651人、田辺市3,321人、新宮市1,888人、紀の川市2,810人、それから、かつらぎ町1,189人です。

自治法上の位置づけについてであります。地方自治法における人口部分による議員定数は、法定数は法改正により平成15年1月から議員定数の上限を規定する内容に変わり、平成23年8月からは議員定数の上限そのものが撤廃され、各自治体が条例で定める仕組みへと変わっていると認識しております。

削減した金額を何に使うのかであります。執行部において、市としても全体的なバランスを取る中で、真に必要な事業を選択され、有効に活用していただけるものと考えております。

最後の質疑、市民の声が届かなくなるのではというご質疑だったと思うんですが、やはり皆さん議員一人一人が努力されまして、議員として活動されていただければと思っております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。議会の役割については、一言も触れられていないんですけども、議員の役割は言われました。議会の役割について、再度ご答弁ください。

それから、削減した金額について、幾ら減って削減されるのか。その使用方法について、議会として担保を取るのか取らないのか、これについてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議会の役割ということですが、先ほど申し上げたように、地方公共団体の意思を決定する機能と執行機関を監視する機能という役割を議員として行うことだと思っております。それと、住民の代表であることを強く認識し、常に市民の声、地域の意見等に耳を傾け、議会の構成員として責任ある行動を求められることだと思っております。

それから、先ほどおっしゃいました、幾ら削減できるのか。2人の場合は1,560万円であります。

担保というんですが、それに対しましては、先ほども申し上げましたとおり、市としての全体的なバランスを取る中で、真に必要な事業を選択されて、有効に活用していただけるものだと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第5号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第5号につきましては、会議規則第37条第2

項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

憲法第93条は、自治体の長と議会の議員は、住民が直接選挙で選ぶことを定めています。そして、これを受け、地方自治法は議員の定数を自治体の人口規模に応じて決定する基準を定めています。この基準とは、住民の代表としての機能を十分に発揮できるように、人口規模と会議の運営の規模を考慮して定められたものです。ところが、1980年代以降、行政改革の一環、経費の削減と称して、全国で定数削減キャンペーンが繰り広げられました。

その結果、議員定数の原則は覆されてしまいました。このような動きは、議会制民主主義を後退させるものです。地方議員は、住民の利権や利益や福祉のために働くことを市民から付託されています。地方自治においても最も尊重されるべき住民の意思と自主性を行政へつないでいくという役割を持つものです。議員の定数を減らすことは、それだけ市政と住民の間のパイプが狭くなり、住民の声を政治に届けにくくし、市民の意思を反映する道が狭められてしまいます。

また、議会は、議決機関として、執行機関が進める予算、決算や施策、事業などを審議し、点検し、決定する責任を負っています。市民の代表として、行政を様々な角度からチェックするという監視機能も低下するおそれもあります。

議長は、議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置での趣旨説明の中で、それぞれの地方公共団体での地域の実態、民意の動向等を見極めながら、自主的に減少条例を制定することに意義があると述べています。この表現は、議員間での議論をする上で、初めから定数削減することが前提となっています。

また、委員会で決まった2名削減、14人に減らす理由が明確ではありません。定数を減らす理由に、行革や財政問題、また住民感情、将来にわたる人口減などを理由として上げ、身を切る改革が必要、定数削減が議会改革につながる等々言われてきました。

財政問題について、削減する経費で市民の暮らしを守る施策を具体的に提案することも見受けられませんでした。もともと議会は、行政体制の一部ではありません

から、財政問題と議員定数の関連には無理があります。削減は議員の痛みというより、住民の多様な意識が反映される仕組みを弱めることにつながります。

そして、住民感情問題です。市民から議員定数は少なくてもいい、減らしたらどうかとの意見も耳にしますが、議員自らが反省するとともに、そうした声が出ないような活動をしていかなければならないということを私たちは肝に銘ずる必要があります。

議員が住民の立場に立って、住民の声を取り上げ、また、市政をしっかりとチェックすることにより、議会、議員というものは必要なものなんだということを住民に知ってもらうことが大切です。

議会制民主主義の中で、議員だけが市の予算を議論でき、決定できる立場にあります。議員が果たさなければならない役割が、地方分権が言われる中では、ますます重要になってきています。議員を削減することは、議員自らが議員というものを否定していることになります。突き詰めると、議会、議員そのものが要らないということになってしまいます。議会、議員がしなければならないことは、住民のための市政に取り組むことであり、それが第一です。こうしたことから、そのことをもって削減するという理由にはなりません。

そして、人口減少問題です。市においては、現在人口減少には至っていません。人口減については、将来に予想されるものであり、今回、削減の理由にはならないと考えます。将来のことを予想がつきにくい中で、今議論するのは難しい問題だと考えます。

そして、議員定数の削減によって、議会の活性化につながるなどの指摘がありましたが、何の具体的な根拠や見通しも示されておられません。本来、議員の質の向上や議会の活性化とは、現行の議員定数の下で、我々議員がしっかりと勉強し、市民の目線に立って活発な議会活動を行うこと、これを身をもって示すことです。

議員の質の向上や議会の活性化を議員定数削減にすり替えることは問題です。市民が市議会に求めているのは、市民の意見をしっかりと市政に反映させること、市政に対するしっかりした監視、チェックを行うことであり、定数削減は、市民のこの願いと逆行するものです。

我々議員が今果たすべき役割は、誰も経験したことがないコロナ禍の中、議会が住民の意思を代表する機能を果たしていく上で、多様な市民の意見が反映できる議員の数が必要ではないでしょうか。

また、将来にわたって、市民の政治参加に責任を負っていくことこそ求められて

います。少数意見や異なった意見もきちっと反映できること、また、女性、若者の議会への参加なども可能とするなど、これらを保障することこそ求められ、これらを奪ってはならないと考えます。

また、非常に大きな権限を持った市長、執行機関に対するチェック、監視機能を果たしていくことが求められています。執行機関追従、慣れ合いではなく、住民の立場に立ってしっかり審議し、チェックできる市議会であるには、それにふさわしい議員の数が必要と考えます。

市民の声、少しでも多くの様々な人の声を反映できるようにすることこそが、岩出市を発展させることにつながると考えることから、この議員削減には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議員定数条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論をいたします。

議員定数については、自らが減少条例を制定することに意義があると考えております。執行部においては、少子高齢化、人口減少をはじめとする諸課題に対応した施策に加え、社会経済情勢の変化、市民ニーズの変容に応え、持続可能性に配慮しながら、市民サービスの効率化、効果的な提供に努められております。

議会としても二元代表制の一翼として改革し、議会運営の能率化、効率化、経費の節減を図っていく必要があると考えております。

今後、少子高齢化が進展し、人口の減少が始まってから議員定数を減らすという考えもありますが、そうなる前に減らして、少数で議会運営を行っていくことが、議会改革につながるものと考えております。

この条例改正で2名減少となりますと、10年間で約1億5,600万円もの経費節減となりますが、定数が減少すると、民主主義及び地方自治の根幹をなす重要な機能、民意の反映、基本政策の立案、行政の監視が果たせなくなるのではないかと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済、市民生活は大きな打撃を受けており、今後も地域経済の復興には時間を要するものと思われる中、議員としての市民の声を聞くことができないのではないかとこの意見もございます。たとえ定数が少なくなっても、議員としてどう行動すべきか、常に市民の声、地域の意見を聞き、尊重した上で、議会の構成員として責任ある行動をしていくということは認識しております。

また、岩出市はコンパクトシティであり、市民の声、また地域の意見を聞き、反

映させていけるものと考えており、今、痛みを伴う改革が必要であると思っております。

以上述べました理由によりまして、議会改革につなぐと考えますので、本案に賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、現在の議員定数16を最低限度守る立場から、発議第5号に対して、条例改正について反対の討論を行います。

地方議会には、執行機関の監視、チェック機能、政策立案機能、住民の意思を代表する機能という3つの機能があるとよく言われるところでもあります。議員定数問題において、私は、いつもこの3つの機能という物差しに照らして判断をしております。

岩出市議会の過去の歴史から、議員定数と人口に関して見たいと思います。今から56年前、1965年（昭和40年）、議員数は16名で、岩出市の人口は約1万4,000人でした。その後、1981年（昭和56年）、議員数は18名と、人口は約2万4,000人、2013年（平成25年）、2名削減で16名となり、その人口は5万3,000人と増加をしておりました。何と56年前に比べて、人口は約4万人から増加をしているのであります。3つの機能という物差しだけを頼りに得た私の結論は、定員削減は3つの機能を弱体化させるものであります。

議員定数に関する現在の市民意識の基本的な構図は、残念ながら、8年前とさほど変わっていないように見えます。8年前、議員定数を2減らした岩出市議会の定数をさらに削減するなど、およそ考えられないのが今の私の率直な思いであり、結論です。

このような重要な役割を果たす議会の議員定数を削減することは、憲法と地方自治法によって保障された民主主義制度を揺るがす問題であるとともに、この制度によって期待された多種多様な住民の意見を反映し、相互調整して、自治体の意思を決定するという点で欠陥を生ずることになります。

議員定数は、人口区分ごとの上限数が定められ、自治体の条例によって定められることになっておりますが、二元代表制の下での議会に自治体内の多様な住民意思を反映させる役割が期待されているとすれば、こういう姿勢ないし経済性のみの観点から、定数削減には大きな疑問があるのではないのでしょうか。

1982年の臨時行政調査会を前提に、全国で急速に議員定数削減の動きが起こって

きました。その理由として上げられたのが、議会の効率化、能率化、少数精鋭及び経費削減でありました。本市における今回の議員削減を主張する趣旨も、ほぼ同様であります。

しかし、経費削減に関して言うならば、議会費全ての費用は、本市の岩出市の場合、一般会計歳出総額の僅か0.8%、2019年度にすぎず、2011年に比べて0.4%から下落し、3,300万円も減少しているのであります。さらに、今回の2名で1,500万円から削るというのであります。民主主義を保障する経費として、重要なものであるのではないのでしょうか。

一方、定員削減を主張する議員は、削減を求める議員は、コロナ禍において、今痛みを伴う改革が必要であり、議会運営の効率化、能率化、経費の削減を図る必要があると言っておりますが、ここで言う行政改革とは、そもそも執行機関の改革を意味するものであります。執行機関が肥大化して、能率が悪くなり、慣例化するのを民主的、合理的に変えてという内容であります。

この意味での行政改革は、住民の利益を守る観点から、議会は、その監視機能を発揮し、行政の無駄を省き、効率的な行政運営を行うなどの改革をしていくことが重要なことは言うまでもありません。

もちろん議員の住民意思の効果的な集約や効率的な議会経費の執行も大切な課題であります。また、議員定数と議員の質について混同した意見もあります。全く別の性格のものであります。むしろ、議員定数で地域代表的な性格や多様な住民の意見、さらに少数意見の排除につながるとして、逆に議会の本来持つべき機能を低下させることになるものであると考えております。

最後に述べますが、民主政治の対価として見ていくと、2011年の議会費は1億8,800万余りでありました。2019年、令和元年1億5,000万円となっており、先ほども申したように、3,300万円から減額になっているのであります。さらに、今まで費用弁償や政務調査費等で約700万円からマイナスになっているのであります。合計すれば約4,000万から減額をしているのであります。

また、議会事務局費は、人員が3名で、和歌山県下で人件費も額も最低であります。議会において、図書による整備は皆無と断言している現状であります。

一方、岩出市の決算ベースで148億円から175億円と約33億円から増加しているのであります。

地方議会における3つの機能を強化するには、個々の議員の力量、質を高めることを併せ、議員を増やそうとするのが当たり前の考えではないのでしょうか。それが

どうして議員を減らす方向に向くのか、私には全く理解できません。

議員が多過ぎるという声の背景には何があるのでしょうか。それは議員に対する不信感であるからです。市民の中に、高い給料をもらって、どんな仕事をしているか分からない。国保税や税金を上げるだけが議員の仕事か。また、請願書を提出しても、反対、賛成の意思表示だけで、その理由を発言する議員が説明責任を果たしていないのが現状であります。

議案に対しても、質疑もしないし、質問もしない。異議なしとして、賛成する議員が多数であります。議員の皆さん、よく考えてください。特に心の底では、これ以上の定員削減をすべきでないと考えておられる議員諸氏に心から呼びかけます。市議会での期待や市民の声を議会に届けることの議員の活動はどうでしょうか。顔が見えない議員が多いのではないかと。4名ぐらい減らすべきであると暴言を吐く議員がいましたが、全く話になりません。

ご存じのように、一般質問には15名が立つことが可能ですが、岩出市議会では、4年間に一度も一般質問しない議員がおります。文字どおり、市民から見て期待されないのは、議員の質の問題であります。

さらに言うならば、定員が16人に減った7年前から、一般質問の述べ議員数は何人でしょうか。15名全員が一般質問していれば、年間60回から行うことが可能であります。岩出市議会において、毎回質問する議員は五、六人、こんな議会はほかにありません。二代表制の議会において、一般質問して、行政の意見、市民の声を発言すべきであります。議員の皆さん、定員を2名削減すれば、全員が質問したとしても、一般質問に立つ議員は13名を上回ることはありません。

さらに追加すると、議員1人当たりの市民の人口は、2011年、2,481人から、今日では1,000人から増加しており、先ほども委員長が述べましたように、4,000人近くになるのであります。14名の議員数は調整での数に過ぎません。市としてのプライドや矜持はないのでしょうか。全く理解できません。

岩出は議員定数の削減、言い換えれば、民意の削減という現実を自ら選択する代わりに、私たちは一体何をしようとしているのでしょうか。

最後に、先ほど大幅な定員削減を望む市民の声を議員として無視することはできないという同僚議員の発言に一言申し上げたいと思います。

私も含め、議員全員の複雑な思いを代弁して、率直な発言をしたと感じております。しかし、だから市民の声に従わざるを得ないという結論に至るのは、あまりに性急であり、短絡であります。市民から選ばれた議員として自覚がなさ過ぎるよう

に思います。もう少し自分の気持ちに率直に向き合い、結論を出してもいいのではないのでしょうか。こういうように考えております。

以上、議員定数削減の定数は民意の削減に直結し、地方自治における3つの機能を弱体化させるものであるということを重ねて申し上げたいと思います。

さらに、格差社会の中で、ますます市民の暮らしが大変なとき、多様な市民の意見が存在して、要求が渦巻いているとき、議員定数を削減することは、市民に最も身近な議会としてのパイプを細くし、健全な議会としての存在とされないこととなることを憂いているものであります。

岩出市議会において、将来から過去を見て、大きな禍根を残すことになると付言しておきたいと思います。

また、さきの請願者に対して、民意に反して、川の流れはとどまることなく、時の流れに従っていくと言われております。

最後に、議会の多数は、世間、ちまたでは非常識であるということを肝に銘じておくべきであります。

よって、私はこの発議第5号について反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

これまでの市行政の取組を見ますと、健全財政の堅持を財政運営の軸とし、経常経費の節減と自主財源の確保に努められ、少数精鋭で行財政改革を推進されています。

議会サイドとしましても、自ら議会運営の能率化、効率化を常に意識することは当然のことです。今後、少子化、高齢化が進展し、人口が減少に向かうことは確実に予測されている中、岩出市においても労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大など、厳しい財政状況に置かれるであろうことを認識しなければなりません。

議会としましても、効率化を進めていく必要があります、それを考えるとき、定数減少は避けては通れないものではないのでしょうか。定数が減少すると、民意の反映、基本政策の立案、行政の監視といった機能が果たせなくなるのではないかというご意見もございます。議員が2名減少すると、議員1人が受け持つ人口は約3,300人から約3,800人になりますが、他市と比較しても多過ぎるものではありません。

議員は、常に市民の声、地域の意見を聞き、尊重した上で、議会の構成員として責任のある行動をするものであり、様々な市民の意見を集約できるものと考えます。

また、現在、2つの常任委員会を中心として運営を行っている市議会にあっては、現在の委員会当たり8名を7名に構成しても、十分機能を果たせると考えておりません。かえって少人数のほうが意思決定の能率化が図られるものと考えます。

以上述べました理由により、議会改革につながると考えますので、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか。

三栖議員。

○三栖議員 ちょっと賛成討論の前に、一言エクスキューズをしておきますが、補聴器をご利用になられる方にとっては、マイク越しの大きな声というのは、すごく負担になります。それを身をもって、常日頃感じながら生活している者として、少し聞こえにくいかもしれないですが、抑えめの声で賛成討論をさせていただきます。

議会の機能は、多様な市民の意見を集約する機能のほか、当該自治体の団体としての意思を決定する機能や執行機関を監視する機能とされています。このうち意見集約機能を重視するならば、住民の様々な政治的信条や社会的構成がそこに反映されていることが求められるため、議員として一定の人数を必要とすることは疑いのないところでは。

また、議員は、住民代表として広範な意見を集約する機能を有することも重視しなければならず、広範な住民の意向を吸い上げるためには、できるだけ多数の議員がいるほうがよいこととなります。

逆に、団体の意思決定機能を重視するならば、意思決定に関わる人数が少なれば少ないほど合意に至りやすいことから、政策形成の知識を有する少数の議員によって構成される議会が望ましいと考えられます。

一方、監視機能を重視する場合、今現在は委員会中心主義が一般的でありますので、委員会構成にも住民の多様な意見が反映できる一定の人数が必要となり、また、幅広い行政運営の適切なチェックという面からも、多数の議員が必要となります。

つまり、岩出市議会、この議会の今後の在り方が決まっていない。また、人口の大幅な増減がない現在、当市議会のあるべき議員定数を検討することは、少し無理があるとも考えています。

ただ、地方議会の議員定数の議論は、厳しい財政状況を考慮して、削減する方向

に傾きがちで、議員定数の削減を求める市民の方々の声が常に一定数あることも事実です。この削減の圧力は、議会不信によるところも大きいと思います。この議会不信は、ニュース等で度々話題になるほかの自治体の一部議員の不祥事への批判もあるとは思いますが、そもそも議会がどんな活動をしているのか分からないという議会活動への批判が根本にあると感じています。つまりは、あの人数にあれだけの給料を払って、市民のために何かメリットはあるのという不信感だと思っています。

今回の特別委員会では、定数の削減の議論にとどまらず、議会運営の効率化、つまり議会に関わる費用の徹底削減、老若男女、多様な議員構成を実現するための夜間や休日議会の有効性、ICT機器の導入による生産性の向上などなど、待ったなしで議会改革に取り組む方向性も合意形成できたと、個人的には感じています。

岩出市議会は、どんな活動をしているのか分からないと、市民の方々に不信を抱かれないよう、不断の努力、改善を続けてまいる所存でございます。

以上、私が考える市議会の現状と今後の課題等をご説明しましたが、とはいえ、コロナ禍で苦しむ市民の方々にすぐに何かお役に立てることはないかという強い思いから、同規模自治体の議員数では最少に近い14名に議員定数を削減することに賛成をいたします。個人的には、この議員2名分に関わる削減できる費用は、コロナ禍で不安を抱える市民の皆様の直接的な支援に、ぜひともご活用いただきたいと強く望んでおることを申し添えて、賛成討論とさせていただきます。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、発議第5号に対する討論を終結いたします。

発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

この議決をもって、議員定数に関する調査を終了いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議員派遣について

○田畑議長 日程第27 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付のとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月16日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月16日水曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時50分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和2年12月16日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○田畑議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上4名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子でございます。おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

まずは、コロナ禍の中、医療現場に従事していただいている方々に心より感謝申し上げますとともに、感染されました皆様には、一日も早く回復されますことをお祈り申し上げます。また、お亡くなりになった方へは心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、1番目、コロナ禍における市民への支援策についてお伺いいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策を市民の方々に対して、また事業者の方々に対して、また避難所の機能強化や感染予防、小中学校での感染予防対策等、各分野にわたって行ってこられました。市民の皆様からは、岩出市は水道料金基本料の免除以外に何をしてくれたのかとか、他市と比較して支援が少ないのではないかとの声が聞かれます。

そこで1点目、岩出市がコロナ禍の中、これまでに行ってきた独自の取組、支援策についてお伺いいたします。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の第3波が起り、本市においてもクラスターが発生するなど、市民の不安が広がっています。今こそ市民に寄り添った施策が望まれます。今後取り組まれる支援についてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。失礼いたします。

奥田議員ご質問の1番目、コロナ禍における市民への支援策についてですが、現在、全国的に新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向にあり、岩出保健所管内においても複数の感染が確認されております。また、市内において、クラスターの発生も確認されており、第3波の襲来が非常に懸念されております。

市といたしましても、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係機関と連携の下、情報収集や感染防止対策を講じているところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民の支援については、これまで国においては特別定額給付金の交付や持続化給付金などの事業を実施しており、市といたしましては水道料金の減免や妊婦応援給付金の交付など、必要な支援を講じてまいりました。

いまだ感染の終息が見えない状況下において、今後も引き続き国・県等の動向を注視し、関係機関と連携し、必要な施策を講じてまいります。

なお、詳細につきましては、担当部局長のほうから答弁をさせます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 奥田議員ご質問の1番目、コロナ禍における市民への支援策についての1点目、岩出市独自の取組・支援策は、2点目の今後の取組・支援はどうかについて、一括してお答えいたします

市独自の取組支援といたしましては、水道基本料金の6か月間免除を実施したほか、市内飲食業の活性化と高齢者の長寿を祝うことを目的とした弁当の配布を行う敬老事業、妊婦を応援するために1人当たり10万円を支給する妊婦応援給付金事業、地域経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券事業等を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策につきましては、各部において必要な取組を実施しております。

今後の取組・支援については、現在、新型コロナウイルス感染症が第3波とも言われており、予断を許さない状況であり、今後、国における第3次補正予算等の動向に注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

なお、総務部においては、感染予防対策として、庁舎等に消毒液やパーティションを設置したほか、各種会議等において消毒液の設置や換気を行うなどの対策を実施しています。また、確定申告等、会場での感染予防対策として、飛沫防止パネルをはじめとする備品等の購入に加え、簡単に市県民税の申告書を作成し、郵送で提出できるよう市ウェブサイト上に、市県民税申告書作成システムの構築を進めてお

り、令和3年1月から運用できる予定です。

地域公共交通への補助事業として、巡回バス及び大阪方面路線バス運行事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対する補助を実施し、また、バス運行事業者が行う感染予防対策に対する補助を実施することとしております。

災害時等における感染予防対策として、各避難所に間仕切り段ボールの配備を実施したほか、サーモグラフィーの購入やマスクの備蓄を実施しております。

また、市民への啓発として、広報7月号とともに、避難所における3密の回避やマスク等の備えに加え、親類・知人宅への避難の検討などを記載したチラシ「災害時の避難について」を全戸配布しており、市内放送では、市民の皆様へ感染防止の協力をお願いするとともに、12月14日に県が発出しました「県民の皆様へのお願い」に基づき、12月29日までの期間は、できる限り大阪府への不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いをしているところです。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 奥田議員のご質問にお答えいたします。

市長公室では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、マスクの着用、室内の換気、消毒液の備付けを基本に、人と人との距離間に注意を払いながら、密にならない体制の下、各事業を実施してまいりました。

まず、市民表彰式については、会場受付での検温や会場での密を避けるため、座席を2席ずつ空けるなど、お越しいただく皆さんの安全確認に努め、開催いたしました。

次に、市政懇談会については、参加者の感染拡大リスクを考え、従来の21会場での実施を中止し、市の取組を紹介するための新たな広報スタイルを取り入れるなど、開催方法の見直しを行い、工夫を凝らし、実施いたしました。

次に、消費者相談については、接触を避けるため、広報において電話相談への勧奨を行いながら、飛沫防止用パーティションや室内消毒により相談窓口での対応を行ってまいりました。

次に、国勢調査については、調査時の人との接触を避け、ポストインでの対応を行うとともに、調査員が調査用提出時においても、飛沫防止用パーティションや室内消毒による対策を行っております。

次に、視覚に障害のある方などを対象とした声の広報いわでにつきましては、地方創生臨時交付金を活用し、事業を継続して実施いたしました。

次に、男女の出会いサポート事業については、来年2月に開催する計画でありま

すが、感染対策については、受付時での検温、参加者のフェイスガードの着用、飛沫防止用パーティションや室内消毒を行いながら、参加者同士が密にならないように実施いたします。

以上が、市長公室の取組となっております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 奥田議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う感染症防止対策として、これまで実施した事業は、健診実施医療機関へのフェイスシールドの配布、障害福祉サービス事業所、資源ごみ収集運搬事業者及びし尿・浄化槽清掃業者へのマスク及び消毒液等感染防止品の配付であり、現在継続している事業は、介護サービス事業所や学童保育施設、子育て支援センター及び保育所等へのマスク及び消毒液等感染防止品の配付、公立那賀病院への玄関トリアージ等設置費用の助成です。また、遠隔手話通訳サービス支援に係るタブレット端末については発注済みであり、妊産婦オンライン保健指導は令和3年1月からの実施の予定です。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減等への現金給付として、これまで支給した給付金は、子育て世帯への臨時特別給付金、独り親家庭等応援給付金、妊婦応援給付金、保育従事者特別給付金、介護認定調査員特別給付金であり、現在継続中の給付金は、住居確保給付金と住まいの困窮者緊急支援金です。さらに、高齢者に弁当などを配付した敬老事業を9月に実施し、来年度から使用する学童保育施設の増設工事を現在行っております。

また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免及び徴収猶予を実施中であり、緊急事態宣言下での保育所及び学童保育の保育料の減免も実施しました。

なお、岩出保健所への人的支援として、本市保健師の派遣や岩出保健所との連絡や情報収集などを行っております。

岩出市社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付けを行っていますが、新型コロナウイルス特例貸付けとして、緊急小口資金と総合支援資金の貸付けを現在実施しています。

今後も生活福祉部として、引き続き必要な施策を講じてまいります。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 続きまして、事業部におきましては、市道北大池6号線新設改良事業では、年次的に事業を進めてきた生活道路環状化事業を前倒しで実施することに

より防災機能の強化、公共事業実施により地域経済の活性化を図っております。

次に、事業所支援給付金として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した事業所のうち、国の持続化給付金の対象とならない市内の中小法人等、及び個人事業主に対し、上限30万円の給付を行っています。

次に、道の駅休業要請に伴う協力金として、道の駅根来さくらの里及び道の駅ねごろ歴史の丘において、市から4月29日から5月29日まで休業要請を行ったため、休業中の施設維持及び経済活動再開を支援することを目的として協力金を給付しており、各施設において集客PR等の費用に活用しております。

なお、道の駅ねごろ歴史の丘の休業と併せて、旧和歌山県議会議事堂とねごろ歴史資料館も休館といたしました。ちなみに、さぎのせ公園も4月25日から5月31日まで閉鎖といたしました。

次に、プレミアム付商品券事業として、新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けた地域経済の回復及び活性化を目的として、商工会にてプレミアム付商品券事業を発行総額3億円、プレミアム率25%で、令和2年11月1日から令和3年1月31日の期間で実施しています。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 上下水道局では、コロナ禍における市民への支援といたしまして、7月検針分、8月請求分から12月検針分、1月請求分までの6か月間、本市と給水契約をしている全ての使用者を対象に、水道基本料金の免除を実施しております。

○田畑議長 教育長。

○湯川教育長 教育委員会の関係でお答えいたします。

まず1点目についてであります。基本的な方針は教育委員会が管轄している施設に関係する市民の皆様方に感染者を出さないということであり、特に重要視しているのは4,300人余りの児童生徒が通う小中学校であります。ほかにも公民館などの屋内施設についても様々な年齢層の方が利用されますので、感染防止対策については徹底しているところでございます。

小中学校の感染防止対策としては、保護者の皆様との連携によりまして、毎朝の検温をはじめ学校でのサーモグラフィーによる検温、マスク着用の徹底、手指消毒など、文科省の学校の新しい生活様式に基づき、学校における感染リスクの低減を図っているところでございます。

また、感染防止には、家庭内における対策も重要であることから、保護者の皆様

には日常の健康管理とともに、不要不急の外出の自粛、3密を避けることなど、学校を通じてお伝えするとともに、学校の再開に際しては、児童生徒にはマスクの着用、健康管理票の記入などを指導してまいりました。

また、コロナ禍において、学校休業要請や緊急事態宣言の発出もあり、学校生活における感染防止対策や学力の定着面における課題もあることから、学校においては感染予防対策事業等を適切に実施してまいりました。

具体的には、完了事業としましては、備品購入としてサーモグラフィーや扇風機等の購入、感染防止物資では、マスク、手洗い用石けんや健診器具等の購入、児童生徒用教材の購入事業及び給食業者への補償費の支援事業、継続事業としまして、消毒用アルコールの購入事業、就学援助費の申請の受付期間の延長を行ってまいります。

公民館や体育館などの施設の感染防止対策としては、感染状況に合わせて施設の利用人数の制限、夏の市民プールにつきましては、運営マニュアルを見直し、入場制限や更衣室の利用制限など、厳しい感染防止対策に取り組んでまいりました。

また、感染防止対策事業として、感染防止物資の購入、災害時の避難場所となる施設については、桜台地区以外の公民館の換気対策やテントの購入は完了しており、桜台地区公民館のみ事業継続中でございます。

岩出図書館、民俗資料館については、感染防止対策事業として感染防止物資の購入をはじめ、岩出図書館では、コロナ禍において必要と考えられる大活字本及び図書消毒器の購入は完了、また、ネット上で図書の貸出しが可能となる電子図書館につきましては、12月の1日に開設してございます。

なお、文科省の学校の新しい生活様式については、適宜見直しが行われており、変更箇所を見逃すことなく、必要がある場合は校長会を開催し、適切に周知、対応をしてございます。

2点目についてですが、国の第3次補正予算案について閣議決定され、具体的な施策の中で、地方創生臨時交付金については拡充する方針と聞いておりますが、詳細についてはまだ示されておられませんので、現段階では具体的なことはお答えできませんが、詳細が示されましたら、効果的な事業について検討してまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 ありがとうございます。各部におかれましては、感染防止に必要な物資の購入や、それから様々な取組が行われているということが大変よく分かりました。

地域経済の活性化を図り、それを使用する市民もお得なプレミアム付商品券につきましては、広報いわで9月号に掲載されておりました。また、新聞の折り込みでも宣伝しておりましたが、多くの方からプレミアム付商品券のことを知らなかった、教えてほしかったというような声が聞かれるんです。新聞を最近では取っておられない方も多くいらっしゃいます。限られた時間の中での周知というのは大変かと思われませんが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、プレミアム付商品券の発行総額は3億円で、プレミアム付与率は25%ということですが、その分を抽せんとか、早いもの順というのではなく、市民に一律にプレミアム付商品券を配布してもらったほうが公平なのではないかという声も聞かれました。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券のことを知らなかったという声があること、また市民一律のプレミアム付商品券を配布するほうが公平ではないかについてですが、今回の岩出プレミアム付商品券の発行は、国の地方創生臨時交付金事業として、8月の臨時議会での予算承認以後、加盟店募集、市民への広報、周知から商品券発行までを約2か月余りという短期間の中で実施するため、実施主体であります商工会と検討の上、商工会並びに市ウェブサイトへの掲載のほか、新聞折り込み、加盟店や市役所などのポスターの掲示、チラシの配布など、可能な限り周知方法を取ったものであります。

議員ご質問のように、新聞を講読していない方やパソコンやスマートフォンをお使いにならない方など、周知の徹底には至らなかったという声はお聞かせいただきますが、限られた事業スケジュールの中で最善を尽くしたところでありますので、ご理解をお願いいたします。

また、商品券の配布につきましては、コロナ対策の臨時交付金を活用して、独自施策として、商品券を市民一律に配布している市区町村もあると聞いております。商品券を一律配布とした場合、6,000万円の交付金を5万人に配布すると、1人当たり1,200円で、経済効果は財源と同じ6,000万円ですが、プレミアム率25%の商品券を発行した場合、1万円の商品券を8,000円で購入していただき、2,000円を交付金で賄うことで、経済効果は5倍となり、交付金6,000万円では3億円の経済効果が期待できます。

このことから、本市については限られた交付金の使途として、プレミアム付商品券を発行することとしたものであり、地域経済を回復する事業として適正な方法であると考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目につきましては、市行政のデジタル化についてお伺いたします。

コロナ禍の中、通勤に伴う3密を避けるためや外出自粛の要請を受け、リモートで仕事をしたり、オンラインでの授業が始まるなど、本年は大きく社会変革の波が起こった年であったと言えます。私の周辺でも、かたくなにガラケーでいいと言い張っていた人も、LINEでのミーティングに参加するためにと、一転してスマートフォンに買い換えた方も多くいらっしゃいます。

国では、来年の秋にデジタル庁を創設するとの方針が打ち出されました。今後は行政手続のデジタル化が推進され、住民サービスの向上や、業務の効率化による業務量の削減など、期待されます。

そこで、1点目として、行政のデジタル化に対する本市の考えについてお伺いたします。

2点目は、市民にとってのメリットとデメリットについてお伺いたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員ご質問の市行政のデジタル化についての1点目、行政のデジタル化に対する本市の考えについてお答えいたします。

国においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、行政のデジタル化の重要性がより高まっていることもあり、令和3年度にデジタル庁の新設を予定しております。行政のデジタル化については、令和元年12月20日、閣議決定によるデジタルガバメント実行計画により、地方公共団体においては、行政手続のオンライン化の推進や地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進などに取り組むように示されております。

本市においては、スマートフォン決済による市税等の納付や、子育てに関連する電子申請や母子手帳アプリに取り組んでまいりました。また、昨年11月に紀の川市

と基幹系システムのクラウド化による共同利用を開始しております。

今後とも、国、県の施策の動向を勘案しながら、さらなるデジタル化の推進に努め、行政手続等における利便性の向上や行政運営の効率化に努めてまいります。

次に、2点目の市民にとってのメリットとデメリットはについてお答えいたします。

市民の方のメリットについては、本市において行政手続のオンライン化を推進することにより、これまで市民の方が市役所に来ていただき、書面で行う必要のあった手続がインターネットで可能となります。そのため本人が市役所に来庁する必要がなく、また休日や夜間にも申請が可能となり、現在のスマートフォンやパソコンの普及率から考えますと、市民の方の行政手続への負担が大きく軽減されると考えられます。

デメリットについてですが、行政手続のオンライン化により、インターネットの利用環境がない方やスマートフォンやパソコン等の操作が困難な方につきましては、さきに述べましたメリットが受けられないということになります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 ただいまご答弁いただきました、昨年11月に紀の川市と基幹系システムのクラウド化による共同利用を開始したということではありますが、具体的にどのようなことか、お教えてください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

紀の川市と基幹系システムのクラウド化による共同利用とは、具体的にどのようなことであるかというご質問ではありますが、紀の川市と基幹系システムのクラウド化による共同利用とは、本市の住民基本台帳や税及び福祉の情報等を取り扱うシステムを外部のデータセンターにおいて管理運営をし、紀の川市と共同で利用することであり、メリットといたしましては、システムの運用コストの削減や紀の川市と業務システムを共通化することにより、事務効率化が図れることとあります。

また、災害時に岩出市の本庁舎が被災して業務継続が困難な場合であっても、紀の川市で基幹系システムを利用することが可能となっており、

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長　これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員　3番目の質問をさせていただきます。根来公園墓地についてお伺いいたします。

高齢になると、自分の亡き後のことを考えるようになります。昔は、先祖と同じ何々家の墓に入るとか、お墓がなければ新たに墓地を購入して墓石を建てるというのが一般的でした。しかし、最近では、自分が死んでお墓に入っても子供や孫がいないのでお墓を守ってくれる人がいないと、お墓を建てることを敬遠しがちになってきました。それどころか、先祖代々のお墓がある人でも、自分が亡き後は子や孫に迷惑をかけたくないからと、先祖のお墓を墓じまいする人も出てきているということです。これはお墓や人生の終わり方について、新しい価値観が生まれてきていると考えられます。

本市には、根来公園墓地というすばらしい公園墓地があります。近くに緑花センターや根来寺、げんきの森などがあり、緑豊かでとてもいい環境下にあります。また、高台にあるので岩出市を眼下に望むことができます。しかし、近年、この根来公園墓地の売行きが鈍ってきたと伺っております。

そこで、1点目、根来公園墓地の課題についてお伺いいたします。

2点目として、墓石だけではなく、樹木葬や納骨堂を設けるなど、そのような多様化の考えについていかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　奥田議員ご質問の3番目、根来公園墓地についてお答えいたします。

まず1点目、根来公園墓地の課題はについてですが、根来公園墓地がオープンした平成17年当時から比べると、市民の墓地に対する考え方などが変化し、先祖代々のお墓を引き継いでいくという考え方が希薄になってきたように思われます。この状況を受け、年々、根来公園墓地でも新規申込みは減少の傾向にあり、販売実績が伸び悩んでいる状況にあります。

現在、区画数限定で市外の方のお申込みを受け、広域に向けて新聞折り込み広告やテレビコマーシャルなども実施し、販売の促進に努めているところでありますが、今後も様々な手法を用いて販売の促進を図っていくことが課題であると考えています。

次に２点目、多様化、樹木葬、納骨堂等の考えはについてですが、ニーズの多様化として樹木葬や納骨堂などの合葬形式の施設を求める声があることは認識してございます。納骨堂などの合葬墓については、市民の声や市政懇談会でのご意見、ご要望を受けて、近隣の墓地の状況や先進事例の視察なども実施し、調査検討を進めているところであります。現在のところ、直ちに新しい形態の墓地施設などを造って対応する予定はございませんが、今後も引き続き市民ニーズの把握に努め、状況を見て検討を進めたいと考えています。

なお、樹木葬については、既存の墓地区域内におきましても、植栽する樹種や高さなど、制限範囲内であれば可能であります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 現段階では、納骨堂などの設置予定がないということですが、子供や孫への世代に負担をかけたくないという考えから、永代供養付の墓地を希望するという声も聞かれるんですが、将来的に、このような施設を造る可能性についてはいかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

永代供養付の墓地を希望する声をよく聞くが、将来的に施設を造る可能性についてですが、議員ご質問のとおり、納骨堂など合葬形式のお墓について、民間の宗教法人が経営する永代供養付の施設をよく聞きます。

しかしながら、根来公園墓地は公営の墓地であるがゆえ、いわゆる永代供養のような特定の宗教による祭礼サービスの提供はできません。ただし、現在、募集をいただいている墓地で、管理者不在となったお墓が発生し、いわゆる無縁墓地となった場合、埋葬されたお骨を取り出し、納骨堂等の施設に収蔵保管する必要性が生じますので、こういった保管のための納骨施設はいずれ設置する必要があります。

あくまでも宗教的サービスのない収蔵施設ではありますが、この施設において一般の方の新規での使用を受け入れるかどうかは検討する余地があると思われしますので、その時点での市民ニーズに基づき、適切に判断したいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の３番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告2番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員 議長、先ほど、市長が発言されたときにマスクを外されてたんですが、質問のときにマスクを外させてもらってもよろしいでしょうか。

○田畑議長 どうぞ外してください。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今期最後の一般質問となります。今回は、子供たちが安心して学校生活を過ごせるように、各小学校の施設整備と公民館の整備について質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、学校関係の施設整備の点においては、早急に改善ができるもの、年次計画を立てて実施していくもの、突発的なものとして対応していかなければならないものなど、様々な状況の下で対応が求められてきていると思います。小中学校の先生方から各学校における改善の要望もたくさん出てきているわけですが、教職員組合からの要望を含めて、市民の方から聞かせていただいた点を教育委員会として、今後どのような対応を取ろうと考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

この間、岩出市としては、耐震改修と併せて、各小学校において、年次計画を立てて様々な整備も行われてきています。校舎の整備という点では、山崎北小学校については、大規模な教室の床やドアをはじめとした改修面で進んでいない面があるのではないかと感じています。今後における教室の整備は、どのような計画や方向を持っているのかをまずお聞きします。児童に対しても、荷物がけのフックもないという声も聞こえてきていますが、併せて、今後の市の対応をお聞きしたいと思います。

2点目として、岩出小学校では、本館、中央階段については、手すりは一方のほうにしかついていないということもお聞きをしました。階段については両側に手すりが必要だとされていますが、手すりの整備の計画があるのでしょうか。

根来小学校でも手すりの整備という面では、図書室のある北側校舎は手すりが整備されてきていますが、児童がふだん利用する南校舎の東側にはついていません。この点についても整備が必要だと考えます。また、家庭科教室における子供たちの作業台なども傷みが来ている状況とお聞きをしました。今後の対応面など、お聞きをしたいと思います。

上岩出小学校については、体育館の雨漏り対策の要望も出てしていると聞いています。

体育館の中央部分に雨が漏るとのことで、昨年度では8回雨が漏ったそうです。卒業式や入学式のときに雨が降らなければいいかと、随分先生方も心配されていたそうです。今年の雨漏りについては1回だけだそうですけれども、上岩出小学校の雨漏りについては、教育委員会としても随分気に留めていただいて、業者に何回も調査されているということなんかも聞いていますけれども、原因が分からない状況だということなどもお話を伺いました。しかし、体育館の中央部分であり、授業や式典などにも関わり、想定される部分を含めて抜本的に改修していく必要もあるのではないかと考えますが、教育委員会としての今後の対策面についてお聞きをしたいと思います。これ以外にもグラウンドの南側フェンスが全体的に傷んでいるというような状況もあります。これまでゲートボール場として利用されていた南側の部分の利用なんかの状況とも関係すると思いますが、改修の計画なんかはあるのでしょうか。

中央小学校では、プールの更衣室の換気が悪いというようなことも聞いています。部屋の明かり取りとして活用しているガラスの窓を利用して、換気ができるような対応は取れないものなのでしょうか。

また最後に、山崎小学校ですが、この間、人口増加とともに、山崎小学校の生徒数も増えてきた中で、グラウンドが狭い状況が続いてきていると思います。今後も畑毛や吉田、中島地域において宅地開発が続くことが考えられ、生徒も極端に減らないことが想定されます。この間、市としても新館北側の用地購入などもできないものかというようなことなんかも含めて、苦労もされてきたと考えるものですが、グラウンド拡張面について、市として、これまでどのような対応されてきたのか。また、経緯を含めて、今後の対応面についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 学校施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校施設の改修についての基本的な考え方は、児童生徒の安心・安全を最重要に考えており、学校から提出された工事要望書に基づき、それぞれの緊急性、必要性に応じて、優先順位に基づき予算計上をしております。

個別にお答えいたしますと、まず、山崎北小学校ですが、南校舎の床の貼り替えとドアの改修についてですが、床の改修については平成30年度から着手しており、引き続き計画的に実施してまいります。ドアの改修につきましては、学校からの要

望は聞いておりません。荷物がけフックについては、学校とのヒアリングにおいて設置に向けた協議をしております。

次に、根来小学校の階段の手すりについては、学校からの要望は聞いておりません。家庭科教室の作業台については、計画書に計上しております。

岩出小学校の手すり、上岩出小学校の雨漏り及びフェンス、中央小学校の更衣室の換気については、計画書に計上しております。

山崎小学校のグラウンド拡張への北側用地の購入につきましては、新校舎建設の際、用地権者と協議した経緯がございますが、その際には用地の取得には賛成をいただけなかったという経緯がありますので、それ以来、グラウンド北側の用地についての交渉はしてございません。

なお、ご質問の箇所以外にもほかにも優先度が高い危険箇所の改修や授業に影響を及ぼす可能性のある改修箇所等がございますので、優先性を考慮しながら、計画的に実施してまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今お答えいただきました。各小学校なんかで、来年度予算にいろいろな形で計上されているというようなものもたくさんありました。お聞きをしているのは、今、教育施設建設基金というものが岩出にはございます。現在、2億4,000万円以上積み上げられてきているわけなんです、この基金、最大限の活用をやっぱり行っていただいて、そして各小学校の整備を図っていただきたいというふうに思うんです。この点で、基金の運用面というんですか、基金の活用面、この点について使い道や、また今後の方向性というんですかね、その点について、市としての基金の運用面について、どのように市として基本的に考えておられるのかという点。

この点が1点と、もう1点は、今も言われていたんですが、優先順位という考えですね。この点はよくほかの、教育委員会だけじゃなしに、総務も生活福祉部、市当局全体でよく優先順位を考慮して取り組んでいきたいというような答弁がされます。この点では、教育委員会として優先順位、この優先順位をつける基本的な考え方、これはどのような基準というんですか、そういうふうなものを想定されているのかという点、この2点ちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 まず、改修に関することで、基金のお話ございましたが、学校施設

の改修ということでは、先ほど申し上げましたように、毎年、工事要望書の提出に基づいて優先順位をつけて計画化していると、こういうことをお答えさせていただきました。

施設の改修につきましては、学校からの要望だけではありません。例えば、公共下水道の接続工事であり、トイレの改修工事、あるいは空調設備の整備工事も行ってございます。また、突発的な漏水等の工事、こういったことも行うということもございまして。

基金につきましては、そのときそのときの必要性があれば活用していくことになるということもございまして、できるだけ活用しない、当初予算の中でできるだけやっていきたいと、このように考えてございます。

それから、優先性というお話がございましたが、これ、先ほど申し上げましたように、児童生徒の安心・安全、この部分を最優先と考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 1点だけお聞きをしたいと思うんです。例えば、学校の教室ですね、それについては、例えば、床の貼り替えとかという、そういう部分などの改修工事というのは、ある一定の時間というんですか、かかると思うんです。これまででもいろんな形で改修されてきたと思うんですが、一定時間かかるということになると、これまでも夏休みの期間なんかを利用して、2学期から、大体新しい教室が利用できるというような形として捉えていいのかどうかという点です。

実際に、今も言われていましたけれども、子供たちというのは、本当に安全で安心して勉強ができる、そういう環境を本当に待ち望んでいます。そういう点では、学校の教室を改修した点については、いつから新しい教室が使えるのかという、時期的な部分、この点だけちょっと最後にお聞きをしたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再々質問にお答えいたします。

工事、いろんな工事がございまして、その工事の規模によってできる時期がございまして。大きな工事は基本的には夏休みということになるかと思っております。

だから、いつからという意味からいいますと、工事終了後、2学期の初めがオープンになるのかなど。ちなみに、空調工事であるとか、そういうものについては夏休みに実施をさせていただきます。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、公民館の整備について質問をします。

現在、岩出市においては、岩出地区公民館をはじめ、各地域に公民館は設置がされています。しかしながら、公民館においては、2階へ行くエレベーターというものなどについておらず、車椅子の方が昇降機というものなんかもついているようなところなんかも自治体によってはあるわけなんですけど、こういうものもついておりません。要するに、自分で2階に行くということはできない状況となっています。

車椅子を利用している方からの声として、2階でいろんな催物というものなんかもやっているんだと。しかし、実際、自分がそういった催物に参加をしたいと、関心を持って参加したいんだけど、実際には自分で行くことができないんで、断念しているというような状況があるんだという声もお聞きをしました。

私は、本当にそうした方が参加できないのは、本当に非常に残念だなというふうに思うんです。体に不自由がある方の社会的参加を阻害しているんじゃないかというふうにも思いますし、公民館活動としてのいろんな役割を果たす上でも、市民が利用しやすい公民館にしていくと。こういう意味においても、私は市内各地の公民館に、こうしたエレベーターや昇降機といった施設整備が、今岩出市に本当に求められているんじゃないかと考えます。

岩出市として、公民館のエレベーターの設置など、また、昇降機というようなものの設置、こういう改善対策を求めたいと思うんです。この点について、教育委員会としての見解をお聞きをしたいと思います。

2点目として、公民館は福祉避難所としても活用される、こういう施設となっていますが、福祉施策面でもエレベーターなどの必要性や改善対策が求められているんだという、こういう認識、当局が持っているのかいないのか、福祉施策面から見たエレベーター設置についての見解、これをお聞きしたいと思います。

3点目としては、傷んだ机や椅子、こういうものがあるわけですが、この間、市としても、順次使いやすい新しいものへと取り替えられてきていますが、この間、傷んでいないものについては、最大限活用を行いたいとされてきています。

私は、全ての公共施設や公民館で、机なんかにしても移動しやすい机とか、また軽い椅子、こういう持ち運びがしやすいような、こういった椅子などに、やっぱり早急に替えていく、早く替えていくべきだと思うんですね。現在のものについては、

こうした利用しやすいものには、まだ完備がされていませんし、早く進めるべきだと思います。

また、壁なんかについても、この間、随分傷んでいるというような、公民館なんかもあるわけなんですけど、こうした壁の改修なんかを含めて、公民館の整備を行うべきだと考えるものですが、今後の対応について質問をしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 まず1点目、お答えいたします。

公民館として利用している施設は8か所あり、船山地区公民館以外の7か所が2階以上の建物となります。既存の施設にエレベーターや昇降機を設置することについては、設置スペースの確保が難しいため、現在のところ、設置については考えておりません。

3点目についてですが、公民館の備品等については、修理が可能なものは修理し、修理が不可能なものは処分をしております。また、折り畳み式の机については、移動式の机と入れ替えるなどしてございます。引き続き年次計画的に入替え等を行ってまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 増田議員ご質問の2番目の2点目、公民館は福祉避難所としても活用されるが、福祉施策面でもエレベーターなどの必要性や改善対策が求められている認識を持っているのかについて、お答えいたします。

公民館を福祉避難所としているのは、高齢者や障害のある人などの要配慮者が、災害時に避難生活を送る上で、公民館が身近な場所であること、また、同居家族や生活圏のコミュニティとのつながりを持てることなどを配慮し、福祉避難所としているものでございます。また、避難スペースといたしましては、出入り口の近く、トイレが近いなどの利便性なども配慮し、1階の大会議室に設けることとしております。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今、教育委員会からのほうでは、スペースの関係でできないんだというお答えでした。私は、スペースがないからという、そういう部分の考えではなしに、やはりエレベーターそのものの整備の必要性、この点について、また利便性そのものの自身も図って改善していく、そういう必要がやっぱりあると思うんですね。

そういう点では、スペースの関係でできないというのではなしに、どうしたらそうした方なんかは2階に行くことができるのかと、こういう点をやっぱり今の現状の公民館の中でも対応面、やはり考えていくべきではないかと、やっぱり思うんです。同時に、それができないのであれば、例えば、公民館そのものについての増築というような対応策という部分なんかも含めて考えていく必要があるものじゃないのかなというふうに感じています。

その点では、今後、エレベーターが無理だとしても、昇降機というような部分なんかも本当に設置することはできないのかどうかというような点、この点について、改めてお聞きをしたいと思うんです。

2点目では、今、生活福祉部長からは、大会議室を一応福祉避難所という部分の面から見たら、考えておられるということをおっしゃいました。その場合、避難場所として、大会議室の1階を利用する場合、車椅子の方は何名程度を想定して、一般の方を含めて、1階部分でどれぐらいの広さを想定しているのでしょうか。公民館の1階部分、こうしたときに利用した場合に、現実にその対応、取れるのかどうかという点も私疑問に思うところがあります。

現時点で、公民館に、少なくともそういった車椅子の方が休まれる場所、その点については、畳を敷くか、畳以外の対応面として、寝転べるというんですかね、そういう何らかのものを床に敷いて、そして休んでいただくという形の対応面が要ると思うんです。そういう点を考えてみると、現実に、各地区の公民館で、畳とか、畳に代わるもの、これが大体広さに応じて、何畳分ぐらいが必要なのかという点、当然、生活福祉部のほうでも把握されていると思うんですね。

その点について、畳とか、畳の代わりになるもの、これについてはどのようなものをお考えおられるのかという点。

そして、今の公民館で、そういったものがどこに保管されているのか。人数分については、どのぐらいを確保されているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、備品関係については、順次終わっていつているというような状況だと思うんですが、最終的に、今の時点で、全ての公民館が全部新しく完了できるというめどというんですかね、市としては、いつぐらいに全ての部分について完了していきたいというふうに考えておられるのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再質問にお答えいたします。

エレベーター、昇降機の関係ですけれども、バリアフリー法では、2,000平米以上の施設についてはエレベーター設置が義務づけられております。公民館というのは全て2,000平米以下となりますので、必ずしも設置しなければならない施設ではございません。私先ほど申しましたのは、もともとの構造もあるということから、現状の施設にエレベーターの設置については難しいということでお答えをさせていただきました。

今後の考え方としましては、将来的に建て替えとか、大幅な改築を実施するということがあれば、その際に検討してまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 増田議員の再質問の福祉避難所の畳の保管スペース、それから何人分の対応をしているのか、それから、どこにそれを保管しているのかということについてお答えいたします。

まず、寝転んでいただく、床に敷くものとしては、畳ではなくて、段ボールを想定しておりまして、それは各公民館に保管しております。

そして、何人分の段ボールあるいはスペースを確保しているかにつきましては、岩出地区公民館では42人分、それから山崎地区公民館は32人分、根来地区公民館は41人分、上岩出地区公民館は23人分、紀泉台地区公民館は35人分、そして最後に、桜台地区公民館は37人分の段ボールを用意しております。

○田畑議長 教育長。

○湯川教育長 すみません。備品の入替えがいつ終わるのかというご質問があったと思いますが、これは、そのときそのときの劣化している部分について入れ替えるということでございますので、いつ終わるという考え方はしておりません。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今言われましたが、大会議室の対応面については、段ボール対応だということを言われました。この段ボール対応については、本来、2階の部分では、畳という部屋なんかも利用されて、くつろげるというような形になるんですが、こういう点では段ボール対応という点で、居心地というんですか、座り心地というんですか、そういう点については、どんな形で、同じような、できるだけ安心して休んでいただけるという対応を取っていただきたいと思うんですが、1つちょっと気に

なったのは、岩出の公民館で42人と、山崎で32人、いろいろ言われたんですけども、これだけの方を1階の大会議室に避難された場合ですね、例えば、これだけの方が避難されるということは、かなりの災害のときとかというのが想定されるんですね。

そう考えると、当然、事務方というんですか、職員の方の必要なスペースというんですか、会議する場所とか、受付とか、いろんな部分で、それなりのスペースというのが必要になってくるんじゃないかなというふうに思うところがあるんですが、例えば、岩出の公民館で1階で42人をスペース取った場合に、職員とか、いろんな物資面とかという部分なんかも置くスペースなんかも要るんじゃないかなというふうに感じる場所があるんです。

そういう点では、あの岩出の公民館のところで42人分ということは、42畳分というふうに、私、1人が寝転んだりとかする場合だったら、少なくとも42畳分ぐらいが要るのではないかなというふうに思うんで、その辺のところでは、各公民館、先ほど言われた公民館の部分の中で、そうした職員対応面としてのスペースというのは、どれぐらいのスペース等を確保されることになるのか、この辺について、少し気になっているところがあるんで、その辺についてどうなのかという点、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、段ボールでの対応ということになりますが、これはあくまでも緊急的なものと考えてございます。避難というものは緊急的なもの、それを少しでも居住をよくするために段ボールを使用することとしてございます。

また、職員等のスペースについてですが、まずは事務室を考えてございます。

それと、あと避難が、これが長引くことになると、職員ではなく、避難されている方、この方の協力を得て避難所の運営となりますので、特に広いスペースは必要ないと考えてございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時42分)

再開 (10時55分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、傍聴者の方より、空調の関係で、質問者並びに答弁者の声が聞き取りにくいというご意見がございました。ボリュームはトップにしておりますけれども、発言者はできるだけマイクに近づいて発言していただくようよろしくお願いします。

一般質問を続けます。

通告3番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、県の高校再編計画についてであります。

県の教育委員会は、きのくに教育審議会の答申を受け、今年度中に高校再編整備実施プログラムを策定しようとしています。中身は、15年後には中学生卒業が今より3割減るため、全日制29校を将来的に3分の2の20校に削減する計画となっております。高校の問題は、県の問題だけではありません。岩出市の子供たちの進学にかかわる、また、教育、学ぶ場としての大事な問題となっております。

そこで、県からの説明や懇談といった話合いはあったのかについてお聞きをいたします。

2つ目は、高校編制への市の理解について、どのように考えておられるのか、お聞きします。

3点目は、高校削減で岩出市の子供たちへの影響をどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 県の高校再編計画についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。本年8月7日に県教育委員会に第6期きのくに教育審議会から、これからの県立高等学校の在り方についての答申があり、その答申の概要が報道されました。この答申に係る説明、懇談といった話合いはなく、10月1日に、紀の川市で、紀北エリア（伊都・那賀地域）の地方懇談会が開催されるということで、指導主事1名、参加させております。

次に、2点目についてですが、きのくに教育審議会への諮問の趣旨及び内容は、少子化が進む中、多くの県立学校において適正規模の維持が困難になることが予想されることから、「高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために」をテー

マに、5項目について諮問したもので、審議会では、さらなる生徒減少への対応と高等学校教育の充実の2つを柱に、出生数から15年後を想定して、県民や地域の期待に応える県立高等学校の在り方について答申を取りまとめたものであります。

少子高齢化による人口減少化が進む中、今後の持続可能性を探っていくことについては理解できますが、基本的に、29校が20校程度に再編するという方針ですので、当然のこととして、様々な課題や問題が付随してくるものと想定できます。

県の方針では、今回の答申を基本に、再編整備実施プログラムを作成するとされていましたが、県議会において様々な意見が出される中、策定の延期も考慮しているとのことであります。

3点目については、現在、学校区は全県区となっていることから、校区についての問題はありませんが、高等学校が減ることにより、生徒の選択肢が狭められるということが考えられます。

また、進学する高等学校により、通学距離が長くなる可能性もあります。また、高等学校にはそれぞれ長年にわたって培われてきた伝統があります。生徒が進路として高等学校を選択するに当たって、学校の伝統ということも大きく影響している場合も考えられます。

したがって、再編後の各高等学校の運営方針や目指す学校像など、進学を目指す県内の中学生に示していく必要があると思います。また、生徒数の減少傾向についても紀北地域と紀南地域では、そのスピードには違いがあると思いますので、地域性に応じた対応が必要であると考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、この問題は、子供たちの立場に立って考えていただきたいということを1つ申し上げたいのと、やっぱり身近にある学校に通うことができれば一番いいのですが、やはり高校は学力によって通える学校が決まってくると。先ほどもおっしゃったように、問題点としても、通学の距離が長くなったりとか、一概に高校がなくなるといっても、地域の差も出てくるという形での考え方があると思うんです。

やはり地元の高校への進学が進めばよろしいんですが、実際に市外の高校に通う生徒が岩出市の中では大変多いということを考えれば、県の計画というのは、市にとっても無視ができない問題であると考えます。

この高校の再編計画には、先ほど教育長がおっしゃったように、県議会をはじめ

地域からも様々な意見が上がっています。岩出市としても県の問題と考えるのではなく、やはり市民の声や、また保護者の声、そして、さらには教育現場の学校の先生たちの声までも受け止めて、また、そうした意見を必要ならば県へと上げるべきだと私は考えていますが、それについてのお考えをお聞かせください。

また、やはり素早い情報という、そういうのをやっぱり入手して、この問題一つ一つ丁寧に考えていかなければならないと思っています。そうした点での情報の収集について、どのような形で行っていくのか。積極的な提案とともに、そのことについてもお聞かせ願いたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

現在、特に県議会の動向を注視しているところでありますが、県教育委員会から意見を求められましたら伝えていきたいと考えております。

先日の県議会文教委員会で、再編整備の考え方の骨子、あるいは各エリアにどのような学校や教育を整えるかということについて説明し、意見や要望を伺う懇談会を来年1月中に県立学校を会場に実施するという説明がありましたし、これまた新聞にも出ておりましたので、今後の動向を見ていきたいなと思います。

それから、情報の件ですけれども、今の動き方については、県の教育委員会から逐次情報を得ております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 2点目に、コロナ第3波に対する積極的な取組をとということで、市民対策についてお聞きします。

まず初めに、コロナ感染で亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げるとともに、罹患した現在闘っている患者様の早期のご回復をお祈りしています。

また、日々奮闘されている多くの仲間、医療従事者の皆さんへの敬意を表したいと思います。

全国各地で新型コロナウイルス感染症拡大が急増し、春の第1波、7月、8月の第2波に続く第3波の感染拡大が起きています。新型コロナウイルス感染症第3波

の急拡大により、全国で重症者が急増し、医療体制が逼迫するなど、政治が役割を發揮すべき重大な局面であると考えます。

9月議会におきましてもインフルエンザ予防接種に関する質問を行いました。コロナウイルスが発生し、誰もが経験をしたことのない事態となり、今後、何が起るか予想がつかない中で、市民の命を守るためにも、また予防を行うことが何より大事であるという点から、再度取り上げてまいります。

市はインフルエンザ予防接種の助成は、これまでどおりで行う対応をいたしました。しかし、県内の市町村では、様々な形で助成制度を拡充して、独自の対応が図られています。当然こうした情報は市民にも伝わっており、市の対応には怒りの声さえ聞かれてまいります。

既にワクチン接種が始まっており、遅いという見方をされる方もおられますが、現行制度でも来月末までの対象となっている点では、今からでも十分に拡充を図れる。実施でさらに多くの方々が予防に努めていただけたらと考えます。

まず1つ目は、インフルエンザ予防接種自己負担軽減の拡大について実施を求めますが、いかがでしょうか。

2つ目は、水道基本料金の免除継続実施をについてです。新型コロナウイルス対策として、市が運営する水道事業が、利用者への負担軽減を行いました。6か月間の水道基本料金の免除です。水道法第1条の目的である感染症予防という公衆衛生の向上で、うがいや手洗いの励行といった観点や水の供給は、現行憲法の社会権、基本的人権、生存権の保障に関わることであり、そして、水道普及率からして、公平性が一定担保されるものと考え、評価できた点だと考えます。しかし、6か月という期間がもう迫ってまいりました。この6か月という期間をさらに延長する考えについて、市当局にお聞きをいたします。

3点目は、今後必要な支援策についての考えです。新型コロナ危機が襲ったことで、家計、雇用、中小企業は深刻な危機に直面しています。さらに、コロナ感染第3波が広がりを見せる中、感染への不安と今後の生活の不安、また事業所等でも経営に対する不安などの声が聞かれてきます。必要などころに必要な支援と、そして市民の暮らし、命を守るという姿勢が市に問われていると考えますが、今後の支援策について、具体的にどのようなものを考えているのか、お聞かせください。

4点目は、コロナ関連に関する総合相談窓口の設置についてであります。この総合相談窓口設置の件についても、過去にも取り上げました。長引くコロナ禍の下で、市民の不安や悩みは多様化しています。その不安や困り事を少しでも解消するため

にも、総合相談窓口の設置は必要だと考えます。

岩出市のホームページでもいろいろな施策に対し、担当課の連絡先、担当課、分かりやすく記載されておりました。しかし、こうした制度に対するお知らせは重要ですが、全ての市民の方々が通信機器を使いこなせるとは限りません。また、総合相談窓口の設置で、例えば、市民の皆さんがこういった悩みや問合せが多くあるのか。困り事がどのような形であるのか。こうしたことを一括して知り得ることができます。こうした情報は次の市の対策、施策を立てていくことに必要ではないかと考えますので、総合相談窓口の設置について求めていきたいと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 2番目のコロナ第3波に対する積極的な取組、市民対策の1点目、インフルエンザ予防接種自己負担軽減の拡大についてであります。定期接種の対象である高齢者につきましては、既に費用の一部を市で助成をしております。定期接種対象外の世代へのインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種ワクチンの有効性、まれに起こる接種による副反応などの健康被害などから、予防接種法では任意接種として推奨することが適切であるとされています。市といたしましては、安全性や有効性をまず第一に考え、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき実施していますので、さらなる助成の考えはございません。

続いて、2点目、水道基本料金の免除継続実施をにつきましては、現時点において水道基本料金の免除継続の考えはございませんが、新型コロナウイルス感染症については、現在、第3波と言われ、予断を許さない状況であり、今後、国における第3次補正予算の動向に注視し、市として必要な支援を検討してまいります。

なお、3点目、4点目については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員ご質問の2番目、コロナ第3波に対する積極的な取組をの3点目、今後必要な支援策についての考えはについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策につきましては、さきに奥田議員に答弁させていただいたとおり、これまで各部において必要な事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症については、現在、第3波とも言われており、予断を許さない状況であり、今後、国の第3次補正予算等の動向を注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員ご質問の4点目、コロナ関連に関する総合相談窓口設置についてお答えします。

市では、これまで新型コロナウイルスに関する相談を数多く受けてまいりましたが、その内容は、健康相談から市の様々な支援施策、近隣の苦情に至るまで多岐にわたっており、それぞれの所管において、その対応を行っています。

議員ご提案の総合相談窓口ですが、市民の様々なニーズに対して的確にそごなく応えるには、やはりそれぞれの所管で対応していく必要があります。よって、現在のところ、コロナ関連に関する総合相談窓口の設置については考えておりません。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、コロナの総合相談窓口の設置についてお聞きをしたいと思います。

現在は考えていないと。それぞれの担当課で行うことが適切であるというような形で答弁いただきました。それぞれの担当課でできることというのは、たくさんありますよね。それぞれの施策について説明だったり、こういう施策があるということは説明できるんですが、今増えてきているのは、コロナ広がっている下で、感染に対する不安を抱えている方々が大変多くなってきているんです。その方々の不安や悩みを聞くところは一体どこになりますでしょうか。それについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

インフルエンザの問題です。既に高齢者においては助成制度を設けていると。私は、これについては1,500円という自己負担をなくした上での無料ですね。受けられるような対策を立てれないかということをお聞きをしたと思います、前回も。実質、65歳以上自己負担分、1,500円を助成した場合、一体、市の持ち出しは幾らになりますでしょうか。1,500円をなくした場合です。

それから、子供たちに至っては、任意事業なんで、任意接種なんで、することを考えていないというふうにおっしゃいました。私がなぜインフルエンザに固執しているのかというのは、コロナの感染に至っては、先が見えないという点、インフルエンザもまだ分かりません。その下で予防ということを行っていただくことが一番大事ではないかという、その観点から、市に対しても接種をより多くの方々が受けていただき、予防に対する意識を高めていただくという、そういう判断でできないかということをお聞きを申し上げているわけです。この考え方、できませんでしょうか。これについてお聞きをします。

さらに、必要な施策面について、支援策、対策においては、これから国の第3次補正、ここをかなり、市長もそうですし、部長もそうですし、強調されます。当然、国からの補正予算を使ってやることというのは十分大事なことです。独自対策として、市に今何が必要なのかという検討等は行っておりますか。

これまで、先ほども言われましたが、岩出市では大きく市民に関わるといえば、水道の基本料金の免除、ほかの市町村ではいろんな対策打っている。よく市民の方はご存じですよ。市に優しさはないのか。思いやりはないのか。こういう誰もが経験したことがないときだからこそ、市が市民の命を守る、暮らしを守るといふ、そういうメッセージにもつながるんですよ、独自施策というのは。そういう対応をしっかりと考えていく必要があると考えますが、そうした観点、お持ちでしょうか。それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

総合窓口の設置ということで、不安を抱えている、悩みがある方の話をどこで聞くのかということですが、先ほど部長の答弁のほうでもございましたように、悩み事といえども、お金のことであったり、子供のことであったり、介護のことであったり、健康のこと、様々ございます。それぞれに対して、やはり的確なアドバイスをできるのは、やはりそれぞれの所管という形になりますので、総合窓口という形ではなくて、やはりそれぞれの所管で対応すべきだといふふうに考えております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 インフルエンザの65歳以上の方の今1,500円、自己負担している分を現物給付した場合、どれだけ市が負担することになるのかというご質問ですが、1,880万円の市の負担というふうに試算しております。

それから、子供は任意接種ということですが、コロナも拡大していて、インフルエンザの流行についても先が見えないということで、予防という観点から実施をというお話なんですけども、今年の11月の第1週から12月の第1週までの5週間の全国のインフルエンザの罹患者数は202名、昨年の同期は10万4,174名と。昨年と比較しますと、0.2%を切っております。

これは大学の先生の話によりますと、免疫細胞を活性化させて、感染を抑制するインターフェロンというたんぱく質が体内で満たされて、ほかのウイルスは感染し

にくくなるというウイルス干渉の可能性で、こういう結果になっているのだろうという予測をされているんですが、今年の南半球の5月か6月の冬季でのインフルエンザが流行しなかったという結果もありまして、これもウイルス干渉の可能性が非常に高いというふうな分析をされております。

ただ、これにおきましても、厚生労働省におきましても、担当者は、今の現時点では、12月の上旬の時点では、ウイルス干渉の証拠はないし、今後のインフルエンザの感染の予想は難しいので、新型コロナウイルス対策と同じ、手洗いやうがい、あるいは基本的な感染予防対策のマスクを徹底して、警戒を続けてほしいと言われておりますので、引き続き市としても啓発を呼びかけていきたいと思っております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

第3次補正の動向を見ながらということでの支援の考えの中で、独自対策の検討はという、そういう観点からのことは検討しているのかというご質問であったかと思っております。

新型コロナウイルスの感染症の対策事業については、現時点では、従来から実施しております各種支援事業を適切かつ迅速に進めるとともに、いつ、誰が、どこで感染しても不思議ではない状況であることから、市民の皆様に対して、3密の回避や換気などの基本的な感染対策を継続し、周知・啓発を行っているところです。

新たに必要な事業をとということの観点については、独自対策ということにこだわることなく、対策が必要であると、それぞれ各課で判断をすれば、補正予算に計上して、必要な施策ということでの支援に取り組んでまいるという姿勢で考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 インフルエンザワクチンについてです。65歳以上の自己負担分を全て無料にした場合は1,880万円、あとということですか。これできない額じゃないと思うんです。前から言うてるように、予備費あるんだから。それを活用してやる。それができないでしょうか。先ほど言われましたね。インフルエンザが全国的にはやってないということですか。私、これ言い切れるのかなというところがあるんです。誰にも分からないんです、この先って。

私が必要なのは、予防という観点が大事ではないかと。はやらないからやらないというんじゃないで、予防をしていただくことが大事ではないか。市民の命を守る

という点で、どうなのかということをおっしゃっているのと同じですよ、その反論、反論というか、そういうことを言われたら。

私は予防対策として、できることをやるべきではないかということで、これ拡充、広げたらどうですかという提案をさせていただいています。この観点からどうでしょうか。十分にできると思うんです、額からしても。

先ほど言われました。独自施策について、3密を避ける、手洗い、十分市民の皆さん、やっておられます、当然。自己責任論に持ち込むのではなくて、今、市民が一体どんなことで、どういうものを必要としているのかというしっかりとしたアンテナを張って、いろんなことに、大変ですよ、市の職員さん。本当に大変で苦労しながらやっていると思います。しかしながら、独自施策をつくるためには、やはり市民へのアンテナを張っていただかないと、見えてこないと思うんです。

積極的に予備費も置いたままになっていますからね、そうした活用も含めて、対策を今後もしっかり取っていただくことをぜひ求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 インフルエンザの予防接種に対する助成についてなんですけども、再々質問についてお答えします。

インフルエンザの接種者数については、現在65歳以上の方、一部障害のある60歳以上の方で、昨年11月末では5,972人に対して、今年度では8,164人というふうに接種者数が増えております。

先ほど、接種に対する費用1,880万円というふうにお答えさせていただきましたのは、1万2,533人ということで、当然、接種者数が増えていますので、2,200人ぐらい、今の段階で増えているんですけども、予備費でできるのではないかとのご質問なんですけども、現時点での全国的な罹患の推移等を見ましても、やはり現行の国が定める法の範囲での助成の範囲にとどめておきたい。毎年のお話ですので、コロナの交付金については、来年、再来年以降あるかどうか分かりませんが、インフルエンザの予防接種の事業については、毎年のお話なんで、国の予防接種法や予防接種施行令に基づいての助成の範囲というふうに、今後も続けていきたいというふうに考えております。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

コロナ感染症対策の各種支援事業をこれまで行っており、先ほど各部局長から、今まで行ったこと、これから行うこと、今継続していること等々、今分かっている範囲でお話をさせていただきました。これらは市民の生活を守るためのものであり、メッセージ性のあるものと考えております。今後も国の動向を注視しつつ、市民が安心・安全な生活を送れるよう、市民の皆さんのご協力を得ながら事業に取り組んでいきたいと思っております。

なお、予備費につきましては、せつかくの予備費であります。大事に使わせていただきます。

○田畑議長　これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　3つ目の質問は、コロナ第3波に対する積極的な取組をとということで、これは医療、介護、保育についてであります。

まず、コロナ禍での保育における子供の発達問題についての認識と対応策です。

新型コロナウイルスの感染を長期的に防ぐための新しい生活様式が広がる中、保育の現場でもマスクの着用が定着しておりますが、子供に表情が伝わりづらいなど、多くの課題も出てきております。専門家は、子供の表情や口の動きから、いろいろなことを読み取っている。安全に配慮しながら表情を伝える工夫が大切だと指摘をしています。ゼロ歳から1歳半にかけては、言語の発達をはじめ、コミュニケーション能力や共感性を発達させる重要な時期とされます。子供は口の動きを見ながら言葉を覚えていきます。また、大人の表情を見て感情を認知していきます。

感染予防で長期にわたる対策、マスク着用での保育で、専門家からも子供の成長に影響をしないか心配との声が上がっております。大変、現場では安全への配慮と子供の成長を支えるということを同時にやっていかななくてはならない。そうした意味でも、保育士たちは大変苦悩していると思います。

そこで、こういった発達問題に対する認識と対応策について、何かやっているのかをお聞きをしたいと思います。

2つ目は、医療体制について。

県内でも連日感染者が報告されています。県は、11月から発熱などがあれば、かかりつけ医で、県が指定した診療・検査医療機関であれば受診できるとしました。10月末現在で280医療機関となっています。しかし、どこの医療機関かは公表されておりません。県の発生状況を見ると、濃厚接触者は県も早い対応をされておしま

すが、新規での感染者が検査を受けるまでに大変日数がかかっているなというふう
に感じています。

早期に検査を行えば、すぐに対応することができる。そうした意味でも、市民が
安心して診察を受けることができるように、やはり医師会の協力を得て、可能な限
り多くの医療機関で診察・検査が受けられる体制にすべきと考えますが、市の見解
についてお聞かせください。

3つ目は、看護師不足が起こっております。感染が広がっている地域では、医療
崩壊寸前、看護師不足が生じております。和歌山県からも大阪にいち早く派遣した
ことが仁坂県知事のメッセージでありました。県内でも感染が広がったり、院内ク
ラスタが発生した場合、看護師不足に至ることが予想されております。

直接自治体には看護師不足問題でできる対策・対応には限界がありますが、例え
ば、育児で現場で離れている場合は、保育所の入所であったり、親の介護などで現
場を離れている場合には、介護施設の利用であったり、復帰を望む場合、自治体の
協力も不可欠になると考えます。

こうした相談を受けることができるのも自治体への役割ではないかと考えますの
で、例えば、この件に対するどういった対策を打っているのか、また考えているの
か、この辺についてお聞かせください。

最後は、エッセンシャルワーカー等への社会的検査の必要性の見解です。

先ほども申しましたが、クラスターが発生すれば、多大な影響が出ることから、
医療機関と高齢者施設のみならず、福祉施設、保育園、幼稚園、学校、また自治体
職員などに定期的な社会的検査を行い、感染拡大を事前に防ぐことが求められてお
りますが、必要性について市の見解をお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の3番目、コロナ第3波に対する積極的な取組を医療、介護、
保育についての中でお答えをいたします。

ほとんど先ほどお答えをしたとおりであります。中でも、今抜けてましたのは、
国における第3次補正予算等の動向に注視して、市として必要な支援をしてまいり
ます。

あとは担当部長のほうから、所管についてお答えいたします。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員のご質問の2番目、コロナ第3波に対する積極的な取

組を医療、介護、保育の1点目から4点目について、一括してお答えいたします。

コロナ禍での子供の発達の問題についてお答えします。感染症対策の長期化により、子供たちもストレスを経験し、不安になったり、恐怖を感じたり、いらいらしたりと、様々な反応が出てくると言われています。また、議員ご指摘の保育士のマスク着用が子供たちに影響があるとの研究もございます。

保育所では、子供が人として育つには、人と接することが避けられないという観点で、保育の安全を優先し、どのような対策ができるかを考えて保育をしています。衛生面での消毒、手洗い、検温の励行はもちろんのこと、心理面でもマスク着用時でも優しい表情で、笑顔を心がけ、声かけを忘れず、声のトーンや全身を使っての分かりやすい表現など、子供たちが安心感を感じられるよう配慮し、保育を行っております。

続きまして、2点目、医療体制について、市民が安心して診察を受けることができるよう、医師会の協力を得て、可能な限り、多くの医療機関で診察・検査が受けられる体制にすべきと考えるが、市の見解はにつきましては、医療提供体制の確保については、医療法において、国が基本的な方針を定め、都道府県がそのための計画を定めるものとされています。

岩出保健所によりますと、那賀医師会が和歌山県との集合契約でPCR検査が実施できる医療機関を設けています。発熱等、症状のある方は、まずかかりつけ医療機関へ電話相談し、コロナ感染が疑われる場合、PCR検査をできる医療機関であれば、その医療機関で実施しますが、未設置の医療機関であれば、他の医療機関へ紹介してくれることになっております。また、和歌山県全体で、1日3,800件の検査が可能であると聞いております。市としましては、状況の推移を見守り、必要に応じて県に要望してまいります。

続きまして、3点目の看護師不足についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、大阪や北海道では看護師が不足し、自衛隊や近隣府県に派遣を要請する事態となっており、和歌山県からも2名の看護師が派遣されていることは承知しておりますが、本県の状況を県健康推進課に問い合わせたところ、現状、コロナによる減少、看護師の不足は起きていないとのことでした。

しかしながら、今後、和歌山県でも新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大による看護師不足が生じた場合は、大阪や北海道と同じように、県知事が自衛隊や近隣府県に派遣要請をしていくこととなります。市としましても、新型コロナウイルス

の対応につきましては、県、特に岩出保健所と連携を図り、適切に対応してまいります。なお、議員ご指摘の潜在看護師の活用については、保育所や学童保育、介護保険など、市の制度を利用することで対応可能と考えます。

最後に、4点目、エッセンシャルワーカー等への社会的検査の必要性への見解についてですが、必要性が全くないというわけではございませんが、県内でも感染者が増えてきている中、感染拡大防止のための対応が最優先と考えています。

また、エッセンシャルワーカーとは、医師、看護師をはじめとする医療従事者や介護従事者、配達を担う物流事業者、公共交通機関の職員など、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事に従事する方々のことを指していることから、検査対象の幅が広範囲となること、1回の検査では感染拡大防止の効果につながりにくいいため、定期的に検査する必要があることなどにより、費用面や検査機関の受入体制面などの様々な課題が上げられるため、現在、実施の考えはございません。

市としましても、コロナ禍の中でも社会を支えてくださる方々に対する感謝の念と、これからも頑張っていたきたいという考えの下、今でも、いわゆるエッセンシャルワーカーが従事している介護、医療、保育、学校などに対する支援として、マスクや消毒液などの衛生用品の配布や、保育、介護従事者への特別給付金の支給など、感染防止対策への支援を行ってまいりました。

今後も国、県の動向を注視しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、保育所についてであります。保育所でもいろんな問題があるということになってくるとは思うんですが、保育士同士の苦悩や子供の発達に関わる問題点など、様々な問題を共有していくことが求められるのではないかと。共有しながら、一体何の対策ができるのかという部分。また、全国でもいろんな取組が行って、例えば、先ほど言ったみたいに、お食事をするとき、子供は大人の口の表情を見て飲み込むだったり、もぐもぐさせるだったり、そういったようなことが分かると。

例えば、食事中はマスクを外して、フェースシールドに替えて、要は子供との距離を取りながら、口元を見れるような形でのやりかたをやったりとか、それぞれの対応、それぞれの方法でやっているところがあるんですが、専門家などの意見も取り入れながら、こういう対応策を考えてみてはどうかという問題があります。

先ほど言った人との接触の中で努力されているということで、私は、これについ

てはエッセンシャルワーカーとして、社会的検査が必要ではないかと、定期的なね、ということをつなげていきたいわけなんです。

あとは、医療機関に関してなんですが、那賀圏内、岩出市の中でも医療機関で診療と検査を行っているところがあるとは思いますが、しかしながら、県では発表されていないと。だから、どこがその医療機関になっているか分からないと。その中で素早く、症状が出たときに、見つけることが感染を広げないというような対策になると思うんです。一度県の感染の状況を見てもらったら分かるんですが、濃厚接触者はすぐに調べていただけるんですよ。

ところが症状が出たときに、県の情報でいうと、A機関に行って、二、三日後にB機関に行って診てもらっているとか、検査をしてもらっているとか、結構タイムラグが出てきているんですよ。すぐに次の医療機関に紹介されて行っていただければいいんですが、その辺がちょっとうまいことってないのではないかという点が気になります。こうしたことについても、ぜひ県に言っていただきたいんですが。

また、発熱外来やPCRセンターの設置ということも前回取り上げました。これについては、一体どのような形でお聞きをされていますでしょうか、実際のところ。病院や介護施設で入院、入所者、職員を一斉に定期検査するには、やはり社会的検査というのが重症者の発生を予防することができると思うんですが、なかなかできない。そこには多くの自治体でやっているところでも、積極的検査に行く費用が、やはり自治体負担となってくると、大変な状況になってくるのでできないという問題があります。そのことについては、国に対して、やっぱりしっかりと物を言っていくという姿勢が問われてくると思うんです。

感染をなるべく少なくする、早期に発見できということをしよと思うたり、また、人と人とのエッセンシャルワーカーは接するのが仕事です。そうした方たちにも広めないためにも、定期的な検査をやる。そのためには、どうしてもお金が必要だと。そうしたところには国に求めるといった、そういうお考えはないのかについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

保育所のほうのコロナ感染対策ということで、まず、先ほども部長のほうの答弁にもございましたように、保育士は、日々コロナ禍の中で、子供たちは何のために保育所に来ているのか、私たちはなぜ保育をしているのかということ職員間で非

常に話し合っ、保育の方針を決めているという形になっております。

それと、先ほどおっしゃっていただいた専門家の意見というお話もありましたけども、今、厚生労働省のほうから、コロナに関して、保育に対する考え方とかというのは常に情報提供ございますので、それは全ての保育所のほうにも、公立・私立含めてですけども、情報提供するようにして、その指針に従って保育していただくようお願いしているところでございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員の再質問の保育士への社会的検査の必要性のご質問なんですけども、エッセンシャルワーカーの中には、当然、保育士さんも含まれるわけなんですけども、社会的検査においてのPCR検査を行った場合でも、その時点で陰性であっても、翌日には感染する可能性もあって、定期的に何回も検査するとなりますと、費用対効果の問題も出てきます。

このようなことから、現状では、症状がある人や濃厚接触者に対してのPCR検査を積極的に実施して、適切に対応することが、感染予防拡大防止に効果的であるというふうに考えております。

それから、PCR検査の実施の方法で、濃厚接触者以外の方で、PCR検査にたどり着くまでに時間がかかりかかっているの、その点について、県への予防等をしていただきたいというご質問なんですけども、現在、対象者を囲い込むことによって、罹患した方、その濃厚接触者、またその濃厚接触者というふうに、対象者を囲い込むことによって検査をすることで、感染拡大を押さえ込もうとしていますので、それは県の方針にもありますし、費用対効果の面でも、先ほども言いましたように、非常に有効であると思いますので、症状の薄い方については、濃厚ではない方については、時間がかかるということなんですけども、そこは現状のやり方に従っていただきたいというふうに考えております。

発熱外来でPCR検査をすべきかということですかね、もう一つのご質問は。

すみません。ここままで、ちょっと替わります。

○田畑議長 総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 発熱外来につきましては、9月議会のときに県のほうから、今後つくっていくというふうな回答をしているかと思うんですが、今のところ、県のほうから進んでいないと。9月の状況が進んでいないということになっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 1点だけ、私が言うたのは、濃厚接触者は、すぐに調べていただいて、すぐに調べることというのは、県の方針としてやっているんです。一番気になるのは、新規で、例えば、すぐに熱が出たと、今、症状が出たというときに、なぜすぐにできないのかというところに、市の職員さんは、皆さん疑問を持たれないのかなと私思うんですよ。

症状が出て、すぐに診察受けて、すぐに受けられたら、その分、早くに検査が分かって、陽性だったら、すぐに対応できるということじゃないですか。市民を守るために、どうすればいいのかというのは、そういう情報も察知しながら、やはりすぐに県に対して対応できないんだったら、この辺、もうちょっとできませんか。医師会に対してでも、この辺どうですかという声かけられないのかなと。そういう要望を上げれないのかなというところが気になるんです。

市民の方からも、すぐに診てもらえるんじゃないなくて、かかりつけ医に行ったとしても、かかりつけ医がPCR検査をやってくれなかったところでは、どういうことが起こっているかといったら、二、三日様子見てくださいと言われてるんですよ。だから、A機関へ行っても、そこで検査できなくて、次、B機関に行ったときというのは二、三日空いているんですよ。すぐに紹介していただいたらいいですよ。例えば、それが紹介ができてないんであれば、すぐ素早く紹介するようにしていただきたいとかで、そういう方針を県に上げてもらって、出してもらおうとか、いろんな方法があると思うんですけど、市民を守るために、行政として何ができるかというところに重点を置きながら、これ、県がやっているんで、県のとおりでご理解いただきたいというんじゃないなくて、そうじゃなくて、そういう声があるというのであれば、そういう声を伝えていきますという、その一言でいいんですよ。それを求めているんです、私は。

- 田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

- 広岡子ども・健康課長 市來議員の再々質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただいていること、十分、県の発表なんか見えていますと、最初に熱出てからPCR検査まで何日もかかっているという方も多々おられます。ただ、そこもPCR検査に持っていかどうかというのは医師判断という、ちょっと個人個人のお医者さんの判断というところもございますので、必ずお医者さんが判断して、そこへ持っていくという形になっているんで、言いにくい部分もあるかとは思

うんですけども、例えば、議員おっしゃることもよく分かりますので、岩出保健所のほうに、できる限り早く検査できるような体制をとということでお伝えはさせていただきます。

○田畑議長 これでは、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 4点目は、ヤングケアラーについてであります。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアや責任を引受け、例えば、料理や洗濯、掃除などの家事のみならず、入浴やトイレの介助、薬の管理や着替えや移動の介助など、見守りや励ましなど、情緒面のサポートなども担っている状態です。

ケアが必要な人とは、主に障害や病気のある親や高齢の祖父母を指しますが、兄弟だったり、ほかの親族の場合もあります。家のお手伝いをする子供と混同されやすく、また、子供本人も自分が家族の役に立っている、家族との結びつきが強まった等々、感じることもあり、気づかずにいる場合が多いということです。

また、ヤングケアラーという認識が低いことから、表面化しづらく、把握しづらい問題点が出てきております。しかし、そのケアや役割や責任が年齢に釣り合わない不適切な場合やケアを担う期間が長期にわたる場合には、子供の心身の発達や人間関係、そして勉強や将来の進路にも大きな影響を与えること等が懸念されております。

総務省発表の就労構造基本調査では、2017年時点で21万100人のヤングケアラーと30代の若者ケアラーは33万人いることが分かっておりますが、しかし、この中には14歳未満は含まれておりません。こうしたケアが子供にとって過度な負担になっている場合には、ヤングケアラーである子供の置かれた状況や要望等を把握し、そして、その子供のケア負担や改善、将来に向けた効果的な支援策を考えていく必要があると考えます。

そこで、ヤングケアラーの現状の認識と把握についてお聞きをいたします。

2つ目は、対策・対応、支援施策をどう行っていくのかについてお聞きをします。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員ご質問の4番目、ヤングケアラーについての1点目、現状の認識と把握についてお答えいたします。

ヤングケアラーとは、厚生労働省が行ったヤングケアラーの実態に関する調査研究では、慢性的な病気や障害、精神疾患のある保護者や祖父母の介護や家事、年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と定義されています。

家のお手伝いをよくする子供との違いは、ヤングケアラーが担っているのは、本来大人が担うようなケアや責任を引き受けているという点にあります。このことにより、学校に行けなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができないなど、本来守られるべき子供自身の権利を侵害されている可能性があり、そのような子供の把握や子供への支援が重要なことであると認識しております。

市では、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、那賀振興局、教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー、岩出警察署、和歌山乳児院、岩出障害児者相談・支援センター、主任児童委員、市関係各課などから成る要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、虐待の通告があったケースや見守りとなっている要支援家庭などについて協議・検討し、関係機関で情報共有、連携・協力しながら対応しています。その中で、日常的とまではいきませんが、家事や兄弟の世話をしている気になる子供を把握してございます。

また、現在策定を進めている第8期介護保険事業計画の基礎資料とするため、昨年、在宅で生活をしている介護保険の要支援・要介護認定を受けている方の介護者600人を対象に、在宅介護実態調査を実施しましたが、主な介護者の年齢の設問において、二十歳未満であると回答した方はなく、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいても、今のところ、ヤングケアラーとする人からの相談などはございません。

今後も児童担当のみならず、高齢者担当や地域包括支援センターとも連携する中で、把握に努めたいと考えております。

続いて、2点目の対策・対応、支援施策をどう行っていくかについては、要保護児童対策地域協議会では、虐待等により、まずは子供の安全確保などの緊急性の高い対応を行います。緊急性が低いと判断された場合も要支援家庭として、気になる子供の家庭を訪問したり、保育所、学校等での見守りを行っています。

それぞれの機関による訪問や見守りを行う中で、介護や家事、兄弟の世話などにより、健康に生きる権利、教育を受ける権利、子供らしく過ごせる権利など、本来守られるべき子供の権利が侵害がされていると判断した場合は、その権利が守られるよう、必要な支援を行わなくてはならないと考えております。

また、ヤングケアラーは、本人をはじめ、家族や周囲の大人が、ヤングケアラーの認識がないことがほとんどであります。市としましては、身近な大人や学校、市役所等への相談につながるよう、ヤングケアラーについて、広報等で周知を行ってまいりたいと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (12時02分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松下 元議員は、体調不良のため、本日、午後の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、6点到って申入れをしております。

まず、第1点目ではありますが、ミレニアオークワの撤退についてであります。

長きにわたって岩出市内唯一の規模を有する商業施設として、オークワ直営の食品、衣料、雑貨売場を核に、100円ショップ、オークワグループの複合諸店、ファーストフードといった専門店が出店をしておりました。オークワの閉店発表に合わせて、順次閉店をしてきております。8月には2階を閉鎖され、今年の9月20日に完全閉鎖となっております。

この地の利は、岩出市の中心市街地であり、この店舗が閉まると日常の買物や生活に困る近隣の市民の方がおられます。また、商業施設としても、閉鎖は岩出市にとって暗い印象を受けるものとなることは現状として見受けられます。市として、この事態に対して、今後の方針を正したいと思っております。

まず第1点は、岩出市の中心地として、活性化にマイナスになるのではないのか。

2番目に、早期に企業誘致に向けた取組をすべきであると考えておりますが、市の取組、見解をお聞きをしたいと思っております。

3番目に、今後の方針について、具体的に市は持っておられるのか。そこらについてお聞きをしたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問のミレニアオークワ撤退について、一括してお答えをいたします。

オークワミレニアシティ岩出店は、昭和55年に岩出市初の沿道型大規模商業施設ニチイ岩出店として開業し、その後、令和2年9月までの40年間、岩出の商業施設の代表的なものであり、このたびの閉店に当たっては、少し寂しいような感じもいたします。

しかしながら、岩出市では昭和50年代の頃から、人口増加や国道24号バイパス、府県道泉佐野岩出線や市道幹線道路の整備など、交通インフラの整備により、沿道型の商業施設が多数立地し、買物や消費生活など、生活の利便性は大きく向上しているところであり、このたびの一店舗の撤退により、市全体の活性化に大きな影響を与えるものではございませんが、言われるように、隣接地域では、少なからず影響があるものと思われ、ます。

また、当該土地及び建物については、民間の所有物件であることから、今後の利用方法等については、社会の需要に基づき、民間資本において考えられるものであると思われ、ます。市において、積極的な誘致活動などは実施するところではございません。しかしながら、企業からの問合せや出店相談などがあつた場合には、積極的に対応する姿勢を取つております。

現在、事業者からの相談を受けているところであり、事業者の要望や意見に対しては、市として協力できる点については協力を惜しまず、市の商業地域の1つの核として、適切な土地利用となるよう要望し、協議を進めているところであり、ます。

今後は、開発等に関する法令並びに本市の開発条例に基づきながら、市民が求める適正な土地利用に向けて誘導していきたいと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。その中で、現在、耐震化等の関係で、解体作業が進められているように思いますが、事実上、ミレニアオークワ店について

ては、市長の言われるように、民間企業ですから、民間の利用の利便性、地域住民の声に応えるべく、施設建設等が進められていくと思うんですが、今ご答弁の中で、企業のほうから要望とか、そういうものについては協議をしているということですが、どういう要望が来ているのか。そして、将来の在り方について、どのように、どういう施設を誘致をされようとしているのか、そこら辺についてお考えがあるなら、お聞きをしておきたいと思います。

また、根来の松源と同様に、この地に店舗ができた場合に、固定資産税に相当する奨励金等々について、岩出市としては支出をする考えはあるのかどうか、これについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

どういう要望で、どう誘致されるのかという件なんですけども、現在のところ、土地、建物の所有者から相談を受けてございますが、守秘義務がありますので、お答えいたしかねます。

それと、奨励金の件でございます。本市は、工場設置奨励条例に基づき、製造加工施設及び附帯施設に奨励金を交付しているところですが、大規模小売店舗については、製造業、加工業に該当しないため、本市の奨励金交付対象となりません。

どういう要望あって、どういう対応をしているのかということなんですけども、当該土地、建物については、民間所有物件であり、今後の利用方法等については、社会の需要に基づき、民間資本において考えられるものと思われまます。

市から出店事業者を探すことはできかねますが、出店に関しての問合せや相談があった場合は、積極的に対応してまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 出店の際に、いろんな条件が当然ついてくると思うんですけども、守秘義務ということでは言われたんですが、どういうものの部類になるのか。大枠でも実際上は分からないのか。商業施設なのか、一般の遊興施設なのか。私としては、当然、遊技施設で、パチンコ、ゲオのような施設が来ないことを切に願っているんですけど、そういうものに対して、岩出市としては、一定の方向性を持って、商業施設として日常の買物、こういうものに重点を置いた指向を考えて、取組をすべきであるというふうに考えておりますが、それについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

現在、相談を受けてございますが、それ確定したものじゃございませんので、今後、どういう方向になるんか、まだ確定していませんので、申し上げることはできません。

それと、パチンコ店の件なんですけども、パチンコ店などの風俗営業店につきましても、法令並びに県条例の規定に合致している場合は許可されるものであります。法令根拠に基づかず、不許可とすることはできませんが、必要な案件が発生した場合は、開発等に関する法令並びに本市の開発条例に基づき、市民感情も考慮しながら、適正な土地利用の誘導に努めてまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、不妊治療についてお聞きをしたいと思います。

女性の社会進出や晩婚化に伴って不妊治療を受ける人の年齢が高くなってきております。新たな課題が浮かび上がっていると考えております。

全国の医療機関には、予約で1年待ちといったところもあるそうであります。体外受精で子供が生まれる割合については、40歳で8.3%、45歳で0.8%という統計が出ております。

一方、体外受精で子供を授かることができる人の割合は、30代半ばを過ぎると大きく、先ほども言いましたように、下がってまいります。そういう中で、40歳で12回に1回しか子供を授かっていない計算ということで言われております。治療してもなかなか妊娠できないという現実に悩み、不妊治療をやめたいのにやめられないという人が増えております。

NPOが主催したグループカウンセリングでは、不妊治療をやめたいと考え始めた人たちが集まって、やめようと話を何度も何度もするんですけども、あとちょっと、1回やればできるんじゃないかとか、男の人には分からないといった切実な声が聞かれております。主人の母や父もあまり知らないから言いにくくてというような家庭内での問題も発生しております。

カウンセリングに参加した43歳の女性は、3年間続けてきた治療をやめたいと考えておりますが、決心がつかないという声もあるそうです。ある女性の手記を読む

と、20代、30代とキャリアを積んできた。39歳で結婚し、自然に妊娠することを望んでいましたが、子供を授かることができず、治療を始めたと言われておりました。夫の子供を授かりたいと女性は会社を退職、治療に専念をしておりましたが、夫や親の理解に応えたいという思いから、これまで取り組んできた体外受精は6回、合わせて300万円以上の費用がかかったということでもあります。

それでも、妊娠しない現実を繰り返し突きつけられた女性は、次第に医療機関に通うことがつらくなり、治療をやめてしまいたいという考えになるそうでもあります。しかし、完全にやめてしまえば、僅かな可能性も捨てることになるという怖さを感じております。不妊治療は底なし沼みたいなものであるそうでもあります。どこかで、やっぱりまだ子供が欲しいという気持ちはあるので、治療をやめたという勇気はないということでもあります。

一方で、不妊治療をやめ、夫婦二人の生活を選択した人もおられます。もちろん夫婦の間で子供を授かりたい、要らないという家庭もあることを否定することではありません。子供が2人いる家庭を思い描き、42歳の直前まで4年間不妊治療をしてまいりました。私の親族の間でも、この不妊治療で悩んでいる義理の子供が実際おります。

しかし、妊娠できない状況が続くにつれ、自分は駄目な人間だと思い込むようになっていったといえます。世の中の女性はみんなが普通に子供が生まれ、普通に育てていると見えているから、私だけができないから、私はちょっと人より劣っているし、私なんか要らないんじゃないかといった悩みを抱えておられます。外で子供を見ることすらつらく、家に閉じ籠もることになったり、子育て中の友人とも疎遠になっていきます。

そんな中、治療の負担が大きいことに気がついたと言われております。6回目の治療でも妊娠ができなく、帰り際、夫に話しかけたと言われております。そこで、その夫は、子供のいない家庭もいるんだから、子供のいない状況の中で、今度楽しく生活していこうと強い言葉をかけていただいて、踏ん切りがついたということも言われております。

私たちは、こういう人たちのために、今取組をされている不妊治療で悩んでおられる女性や家族や親族、親兄弟、じいちゃん、ばあちゃんとの間の悩みを早急に解決してあげることが、我々の求めるところでもあります。

不妊治療については、私は県下で初めてコウノトリ事業ということで、この議会で発言を過去してまいりました。やっとな国も少子高齢化の現状を鑑み、重い腰を上

げつつあります。

そこで、岩出市の体制についてお聞きをしたいと思います。岩出市の現状はどうか。今まで助成してきた件数と実績はどうか。過去5年間、人数と金額をご答弁ください。

2番目に、さらに今後、保険診療が進むであろうと期待していますが、市の方針をお聞かせいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 尾和議員のご質問の2番目の1点目、不妊治療の過去5年間の助成した人数と金額について、お答えします。

平成27年度は、一般不妊治療の助成人数は35人、助成金額は100万5,380円です。平成28年度は、一般不妊治療の助成人数は33人、助成金額は97万7,540円です。平成29年度は、一般不妊治療の助成人数は44人、助成金額は118万7,932円、特定不妊治療の助成人数は57人、助成金額は221万7,422円です。平成30年度は、一般不妊治療の助成人数は33人、助成金額は94万7,405円、特定不妊治療の助成人数は43人、助成金額は176万1,593円です。令和元年度は、一般不妊治療の助成人数は37人、助成金額は105万6,210円、特定不妊治療の助成人数は31人、助成金額は118万4,136円です。

次に、助成をして妊娠・出産に至っている人は何人かについてですが、平成29年度は、一般不妊治療で助成した44人中、妊娠したのは7人で、出産は6人、特定不妊治療で助成した57人中、妊娠したのは14人で、出産は5人です。平成30年度は、一般不妊治療で助成した33人中、妊娠したのは5人で、出産は3人、特定不妊治療で助成した43人中、妊娠したのは11人で、出産は9人です。令和元年度の一般不妊治療で助成した37人中、妊娠したのは7人で、出産は4人。特定不妊治療で助成した31人中、妊娠したのは16人で、出産は12人です。

続いて、2点目の今後の方針はどうかについてお答えします。

不妊治療の相談の場としましては、和歌山県で、岩出保健所、湯浅保健所、田辺保健所の3か所に、コウノトリ相談として、不妊で悩んでいる方々に情報提供や医学的な相談や悩み事等の相談を行っています。

保健師等による電話相談は、祝日を除く、月曜から金曜日の午前9時から午後5時45分まで行っており、メールによる相談は、毎日受け付けております。また、電話での事前予約が必要ではありますが、専門医師による面接相談も行っています。

コウノトリ相談につきましては、市広報に毎月掲載しており、岩出市のウェブサイトからもコウノトリ相談のホームページにリンクできるようにしています。

なお、不妊治療助成事業についても、偶数月に市広報に掲載し、周知を行っています。

また、サロンの場を設ける考えについてですが、不妊治療は夫婦の年齢や身体の状態などを踏まえながら、複数の方法から内容を決めていくオーダーメイド方式が主流であり、多種多様であります。このようなことから、集団での悩みを相談し合える場よりも、個別で一人一人に合った相談が望まれていると考えていますので、現在のところ、取り組む考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、国のほうで、この課題について具体的に取組がされようとしているんですけども、保険診療が始まった場合に、岩出市においても、それは当然導入されると思いますが、それと併せて、不妊治療の中で、今課題になっているのは、婚姻がなくて、同居家族について、不妊治療の助成がされようとしているんですけども、今後そういう事態になった場合に、岩出市も当然取組をしていただきたいと思います。それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、サロンの場ということで、1回目の質問で、私は具体的にそのことについては2回目でやろうと思っていたんですが、ご答弁がありましたので、私は、これだけ毎年毎年30名から40名前後、50名までがそういう悩みを抱えておられるということで、お互いに悩みを抱えていく中で、どうしても孤立するということが言われております。その中でお互いに話し合う、そういうような経験、交流、そこで救われたということもよく耳にすることがあります。

そういう場で、そういう人たちを特定をするということは、一方で問題があるんですけども、そういう人たちのサロンのものを市としても抱えて、やって、実施をしていくと。そういうところでの話合いをして、少しでも女性のための立場に立った対応ができるんじゃないのだろうかということを考えておる。そして、やっているところもございます。

今、部長の答弁では、個々人の問題であるので、一人一人がそういうものについて取組をしたらいいんじゃないかということで、やる意思はないということなんです。将来に向けて、私はそれだけでは市民の期待に応えることが難しいんじゃないだろうかと、そのように考えております。

その点について、再度市の考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 尾和議員の再質問お応えします。

政府のほうは、尾和議員もおっしゃったように、不妊治療の保険適用の拡大の実現を目指していますが、早くても2022年度以降になると言われています。それまでの措置として、助成制度の所得制限の撤廃や助成額の上限を引き上げることを考えているとのことですが、現時点においては、国からの通知はまだ届いておりません。

助成の対象として、法律上、婚姻による夫婦となっています。保険適用がなるまでの間に、婚姻じゃなくて、事実婚も考えているということも報道等では言われているところでもあります。国の動向に注視しながら、国からの決定通知の文書が届き次第、岩出市としましても、すぐに対応してまいりたいと考えております。

あと、サロンのことですが、不妊治療に関しましては、個人個人の不妊に対する原因とかというのも本当に様々で、なかなか同じ場で悩みを相談をするということが難しいこともあります。今後、そういうところも検討してまいりたいと考えております。

現在も子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる支援をしているところで、妊娠した人たちが悩みとか相談に乗りやすいように、毎月、いつでも来れるようにというところで、相談をしてまいっていますので、個人個人に合った相談をしながら、サロンのところも今後考えていきたいと思っております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、特にこの問題について、何回も何回も質問してきているんですけども、現状は、本人だけしかその悩みを解決することはできないんですよ。その人が持っておられる悩みというのは非常に深く、家庭内でもそうですけども、親が子供の話をしたら、その女性の前で、妻の前で子供の話ができない。友人、知人の間でも話もできない。それを現実的には、そこに触れてほしくないという強いそういうアレルギーがあるわけでありまして、こういう人たちの悩みを、その悩みを持っている方の間で、お互いに意見を言い合い、話合いができるという場が求められてきているのではないだろうか、切にそのように感じているのであります。

そういう意味から、私はこの不妊治療の推進については、積極的にやっていただきたいし、今日、少子高齢化の要因になっている出生率というのは、今まさに喫緊

の課題であります。日本の将来を担う子供たち、今から今世紀末には、何度もこの場で申し上げておりますが、日本人口が8,000万を切るかも分からないと。今の人口から言いますと、5,000万人から減るという現状を鑑みて、今まさに第1番の課題は、そういうことを解決して、1人でも2人でも多くの子供さんを産み育てていきたいと。育てられるような環境に、岩出市も積極的に取組をしていただきたいと切に思うものであります。

今、担当課長のほうからサロン等は考えていないということでもありますので、1つの提案として取り入れていただきまして、ぜひ積極的に少子高齢化に向けた取組を岩出市でお願いをしておきたいと思っております。ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 尾和議員の再々質問にお答えします。

先ほども申しましたとおり、国の動向を注視しながら、子育て世代包括支援センターで不妊治療をされている方々や妊娠中の方々からの相談をやっていきたいと思っております。積極的に検討してまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、ごみ処分の支援についてであります。

岩出市においても、高度成長時代に完成された団地群において、高齢者が多くなり、単身者が増加をしてきております。また、1人で物を運べない人々が出てきており、ごみ置場まで持っていけないと嘆いている皆さんがおられます。

過日、9月の19日付の朝日新聞朝刊では、74自治体を対象に、朝日新聞が実施した調査の結果を載せておりました。ごみ出しが困難な高齢者や障害者の自宅まで、自治体職員らが普通のごみの回収に行く支援の有無を尋ねたところ、東京23区や横浜、名古屋、大阪など、48自治体が支援し、2016年度は計約5万300世帯が利用していると言われております。

この10年間で支援自治体は1.6倍、利用世帯は4倍以上に増えて、48自治体の5割強が要介護1以上といった介護保険制度の要介護認定などを支援の要件にしました。また、6割弱の自治体が、利用者宅を訪れた際、声かけなどで安否を確認し、確認が取れない場合は、家族などに連絡する見守りもしております。

高齢化でごみ出し困難な世帯は、今後も増えることは現状であります。環境を守

りつつ、自治体財政は、人の面でも持続可能な助け合い精神で、社会的弱者への温かい支援が必要ではないかと私は考えております。

そこで、1番目に、高齢者及び身体障害者に対する温かい手だて、支援について、岩出市はどうしているのか、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思っております。

2番目に、現在の支援をさらに拡充し、サービス向上への取組をすべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。

3番目に、岩出市のごみ処分量の現状はどうか。過去5年間と比較をして、実績はどのような現状にあるのか。

4番目に、高齢者が増加している現状において、団地、自治会館の清掃や公園のごみの清掃、草の除去、こういった管理等々について、具体的な支援体制をすべきであると思っておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 3番目の1点目の高齢者及び身体障害者に対する温かい手だてはどうかと、2点目のサービス向上への取組はどうかについて、一括してお答えします。

市では、家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者を支援するため、平成26年度からふれあい収集事業を実施しております。令和2年12月16日現在では、17世帯の方々に利用いただいております。また、サービス向上の取組といたしましては、平成29年度に要綱の一部を改正し、要介護認定2以上の方から要介護認定の方に緩和するなど、より利用しやすい制度に改善しております。また、状況に見合った対応を考えてまいります。

次に、3点目のごみ処分量の現状はどうか、過去5年間の実績はについてお答えします。

ごみ総排出量の実績について、平成27年度、1万8,346トン、平成28年度、1万7,856トン、平成29年度、1万7,956トン、平成30年度、1万9,011トン、令和元年度、1万9,304トンとなっております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の3番目、ごみ処分についての4点目、自治会館の清掃及び管理についての具体的な支援制度はどうかということについて、お答えをいたします。

自治会館といった地区集会所は、建物を管理する各区各自治会により、日頃の維持管理がなされており、市からの支援としては、自治集会所を整備する場合の事業補助金や自治会等の振興助成金といった制度があり、その目的に応じて、ご活用をいただいているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず1番目の質問についてですが、支援制度で、平成26年度から17世帯、ふれあい収集というものであると思うんですが、これ、他の市の状況であるんですが、対象要件について、具体的に岩出市はどうされているのか。申入れに対して、それに応えているかという問題であります。

これはほかの市の参考なんですが、対象として、介護保険法に規定する日常生活支援総合事業対象者及び要介護認定または要支援認定を受けている65歳以上の者、2番目に、18歳以上の障害者で、次のいずれかに該当する方、身体障害者手帳1級または2級を所持している人、それから、養育手帳A1またはA2を所持している人、精神障害者保健福祉手帳1級を所持しているという要件をつけて、回収をしているというところがあります。

岩出市については、ここら辺について、どのように規定をして、要綱で定めているのか、お聞きをしておきたいと思います。

また、今回の17世帯については、事前に岩出市に申請用紙を出して、利用したいということとされていると思うんですが、この数字だけでは、非常に現状から見て寂しい気がいたします。

高齢者であっても、ごみを運ぶことすらできない、そういう高齢者、身体障害者の方もおられますので、もっと枠を広げて対応をしていくべきではないかと思うんですが、岩出市の考えをお聞かせください。

それから、4番目の事項について、再質問させていただきたいと思うんですが、今、旧の高度成長時代に開発された団地群では、団地の自治会館そのもの、今の支援制度で賄い切れない現状が、ところどころ見受けることができます。自治会で、自主的に管理、清掃しているということではありますが、そういう清掃のときにも出ていけない、参加できない。出不足料として徴収されたり、こういうのが実態であります。団地自治会の財政の中で、シルバー人材センターに頼みますと、かなりの金額がかかるということで、自治会の財政にも影響を与えておるのであります。

ちなみに、岩出根来団地の自治会では、シルバーに頼むと、10万近くのお金が必要

るということを聞いておりますので、他の自治会とも同様ではないかなと推測するところではありますが、こういうところに対して、岩出市がどのようにしていくのか、どう温かい手を差し伸べるのか、これが必要になってくると私は考えておりますが、岩出市の中で、再検討していただいて、そこら辺について具体的な対応を検討していただきたいと思うんですけども、市のお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 ふれあい収集のことについてお答えいたします。

ふれあい収集の現状ということにつきましては、要件、介護保険法の規定により、要介護以上に該当する方、身体障害者手帳の上肢、下肢、もしくは体幹の障害程度が1級、2級、またはうちのほう3級までやっております。視覚障害の程度が1級または2級の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方、療育手帳A判定、またはB判定の交付を受けている方、この1から4に上げる者のほか、市長が特に必要と認める方、こういう方というのは、事故によりけがをしている、けがの治るまでの間、ごみを出せない、そういう方も、うちのクリーンセンターのほうへ申請をしに来ていただくんじゃなく、電話をしていただいたら、うちから申請書類を送ります。

17件のうち、声かけを希望している方は、その申請のときに声かけをやってくださいということで、そういうこともやっております。また、ごみが2週間以上出ない場合は、その連絡先のところへ連絡して、どういうふうになっているかということもやっております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

自治会館の清掃、管理について、団地の自治会館では費用が賄い切れないところが出ているという実態があるということで、それについて、どういうふうを考えていくかということでの質問であったかと思えます。

現時点では、自治会等に支援として支給しております振興助成金を活用していただくということでの制度の支援としてはお願いしているところでもあります。今言ったようなお話もございしますが、現時点では、その活用で行っていただきたいと考えてございしますが、他市町村とかの先進事例とか、そういうものがございましたら、それについては、一度研究をしてみたいと考えてございします。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ふれあい収集についてですが、これはあんまり市民の中で浸透してないのかなという気がいたします。積極的にそれを活用してくださいよと。ごみを自分で出すことができない高齢者に対して、そういうことが発生をしておりますので、そうしますと、ごみ出しができなくなると、不衛生な住環境とか、ごみ屋敷と言われる、通称ごみ屋敷という現状があります。

それから、ごみの出し方についても、家庭内、家の中に山積みして置いておくということがありますので、これは決して、高齢者だけの問題ではなくて、そういう現状をなるべく1件でも少なくしていくという取組が求められると思いますので、これについても、もっと今後具体的に対応をお願いをしておきたいと思います。

それから、団地自治会の管理、清掃、これについては自主的にやるということで、活用をしてくださいということですが、それで現状は賄い切れない状況にあるということを実行部の皆さんも認識をしていただきたいというように思っております。

団地の自治会のないところの一定の公園、これが草ぼうぼうで、誰も管理がしてない箇所が、岩出市内でも多く発生、見受けられるのが現状やと思います。これは子供の教育環境にも大変悪い影響を与えますし、岩出市の美化にとってもマイナスになろうと私は思います。

そういう意味で、ここら辺についても、団地でできないところ、団地に自治会がないところ、そういうところについてはもっと目配り、気配りをして、対応できないかなと思っておりますので、これについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 尾和議員の再々質問にお答えします。

まず最初に、ふれあい収集の広報ができていないということでございますが、市広報へも載せております。それから、要介護とか介護の人が比較的多いので、ケアマネジャーの会議の中でも、こういうことがありますということも言っております。それから、障害児（者）福祉の資料という、こういう資料もあるんですが、その中にもふれあい収集のことは記載しておりますので、広報はできていると考えております。

それから、自治会のないところの公園の雑草とか、そういうことにつきましては、市環境課のほうへボランティア袋、黄色い袋ありますので、それで出して、場所は

うちのほうで、クリーンセンターのほう、収集で回っている場所と、ちょっと制約はありますが、そういうことで黄色い袋で出していただいたら無料になると、そういうこともやっております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、現状を認識してほしいということと、もう1つは、自治体の管理でないところの公園等の管理というお話であったかと思いますが、市といたしましては、基本的な考え方としまして、日常、地域で発生する様々な問題や課題というのは、行政の力だけでは解決が難しいという場合がたくさんございます。

よって、地域の皆様による連携と取組が欠かせませんので、地域において、自分の住む地域を触れ合いと活力ある快適な地域にさせていただくために、自治会をつくらせていただく、加入していただくと、そういう方向で市としては取組を進めておりますので、基本的には自治会のないところについては、自治会をつくらせていただくという、そういう活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、新型コロナウイルスについてお聞きをしたいと思います。

午前中もこの新型コロナウイルス、ウイルス問題について各議員のほうから質問がされておりますが、私は、今回の新型コロナウイルスについて、今まさに、これはアメリカのジョンズ・ホプキンス大学の集計によると、新型コロナウイルスの感染者が、11日現在、世界全体で7,000万人を超えたとされております。過去最短となる16日間で感染者が1,000万人増加し、人類発生以来、ウイルスの闘いは、今日まさに正念場を迎えていると言っても過言ではありません。

欧米を中心に感染者、死者のいずれも高止まり傾向が続いており、状況は深刻さを増しています。死者が160万人からなり、国別では米国で感染者2,000万人を超え、死者も30万人を上回っております。いずれも世界最多であります。感染者は、インドが約1,000万人、ブラジルが700万人と、米国を合わせて、この3か国でも感染拡大が目立っているのが現状であります。

日本においても、この新型コロナウイルスの感染については、私は、今3,000人と言われておりますが、PCR検査をすれば、それ以上に増えるのではないかと考えております。一番問題なのは、コロナ感染しながら症状が現れてこない20代ある

いは30代の青年がかかっておる。そして、多くの高齢者や基礎疾患を抱えている70代、80代、90代の高齢者に罹患をさせる、これが一番問題だと私は思っております。

9月の議会でも、東大の教授である児玉先生の話を出しましたが、これは、まさしく人災だと言われております。今、地方自治体の中で、北九州と世田谷の区がPCR検査を全ての市民に実施をして、押さえ込んでいる自治体もあります。私たちは、この現実を目をそらすことなく、岩出市において、いつ、このコロナが爆発的に感染する、拡大をするということを見過ごすことはできないと思っております。

集団感染、クラスターが発生した場合にどうするのか。ここら辺について、もっと具体性を持って市民に訴えをしていく、市民に啓発をしていくということが求められると思っております。

G o T o E a tをはじめトラベル等々で感染が日に日に増加をして、高止まりであると専門家が提言し、具体的な対応を求めています。人命より経済を優先した菅総理は、聞く耳を持っていないのが現状だと思います。場当たりに、トラベルを突然中止したり、これまでの問題について、国民、市民は、今まさに政治不信に化していると言わざるを得ません。

そこで、岩出市において他人事ではなく、私たちは取組をどうしていくのか、これが一番大切であります。他人事でなく、岩出市でどうしていくのか、このことが求められると思っております。

私も、過日、PCR検査を受けて陰性だという判定をいただきましたが、いつ感染するか分かりません。65歳を超えると、その感染することによって、命を落とす危険性が非常に高いわけであります。

そこで、以下の点について質問をさせていただきます。

岩出市内の感染者数、岩出保健所ということになると思うんですが、感染者数の現状、推移と傾向はどのようにつかんでおられるのか。

2番目に、コロナ感染症罹患者の受入体制はどうか。過去に質問して、那賀病院で4床だと言われておりますが、これについて拡大をしてきているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

3番目に、医療機関の疲弊化が言われております。交付金を活用して、支援及び施策等全てを実際にやっていく、これが求められると思うんですが、午前中も出ておりました商品券の問題、これについて、金のある人はプレミアム付商品券は買えるけども、私は買えないんですと、切実に訴えておられる方がいました。そういう人たちに対して、岩出市はどう応えるのか、これが一番重要だと思います。

今後、爆発的に感染が拡大した際に、今からでも万全の準備をしておくべきだと思いますが、岩出市の準備体制についてどうなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ただいまの尾和議員の新型コロナウイルス感染症についてのご質問にお答えします。1点目、2点目、4点目につきましては、岩出保健所から聞き取った内容となります。

1点目の市内の感染者数についてですが、市町村ごとの感染者数は公表しておりませんので、お答えできません。なお、12月15日の昨日現在の岩出保健所管内では、87人と聞いております。また、最近の傾向としましては、食品販売店や医療機関でクラスターが発生し、患者数が増えているとのことです。

次に、2点目のコロナ患者の受入体制はどうかについてですが、公立那賀病院だけで受け入れるのではなく、県の指定している第2種感染症指定医療機関を中心に、協力病院も含め、県全体で入院患者の受入を行っているとのことです。また、病床数については、各病院に対し増床を申入れしているとのことです。

次に、3点目の交付金などを活用した施策はどうかについてですが、市では、これまで新型コロナウイルス感染症対策として様々な事業を実施してきており、独り親や生活困窮者、医療機関に対しても独り親世帯特別給付金や住居確保給付金の支給、公立那賀病院への感染対策物資購入費用の負担など、必要な事業を実施しております。今後につきましては、国の第3次補正予算等の動向を注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

続きまして、PCR検査につきましては、現在、保健所の判断で実施しておりますが、発熱などの新型コロナウイルス感染症の症状がある方や陽性と判定された方の濃厚接触者が受検する際には、無料となっております。ご承知のように、PCR検査が検査時点で陽性か陰性かの判定を行うものであり、陰性が出たからといって、その後感染し、陽性になることも十分あり得ます。無症状の市民に対して検査を行うより、陰性だったとしても検査の次の日には感染している可能性もあり、費用対効果が見込めないと考えます。市といたしましては、現行の新型コロナウイルス感染症の症状がある方や陽性と判定された方の濃厚接触者に対して検査を行い、感染症を囲い込むほうが効果的であると考えますので、一般市民対象のPCR検査の実施は考えておりません。

次に、4点目に、医療体制についてですが、県内での新型コロナウイルス感染症の感染者の入院に関しては、病床の確保はできております。また、今後も協力病院にお願いし、病床確保に努めるとのことです。しかし、万が一病床が不足する事態となったときは、重篤者を優先し、次に有症状者の順で、地域ではなく、和歌山県全体で入院していただくこととなるということです。また、場合によっては、無症状者については自宅療養していただくことになるということです。また、市では、現在、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係機関と連携の下、情報収集をはじめとする対策に当たるとともに、消毒液、マスク等の感染防止用品の備蓄を行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

○尾和議員 議長、那賀病院の4床から増えておるのかという答弁いただいてない。

○田畑議長 那賀病院の病床数が増えているかどうか、答えられますか。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

現在、増やしております。約30近く増えておると思います。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 感染者の推移については、岩出保健所でしか分からないということですが、最近、いろんところで、確かな情報ではないと思うんですが、市民の間で、聞くところによると、Aという病院で発生したよと、学校でも出てきたよというようなことで、非常に市民の間で、そしたらどこよというような感覚になっているのは現状やと思います。

集団感染で、株式会社メリーマート岩出会場というのがクラスターとして発生したということで、これはホームページから見たんですけども、11月の20日から11月の28日まで、こういう状況で、ここに出入りした人については、PCR検査をやらしてくださいというような形で言われておりますが、私は、岩出市民に安心感を与えるためには、岩出市内のどこの病院で検査が可能なのか。それから、発生した場合については、その発生した場所について明らかにして、市民の皆さんに安心感を持っていただくということが大切ではないかなと。逆に、隠すことによって差別を生んだり、いろいろな憶測で市民の間に広がるということは、決していい方向ではないなと思うんですけども、これについてご答弁をください。

それから、那賀病院の4床については30床に増やしたという市長のご答弁がありましたので、これで賄い切れるのかなという感じもしますが、これについては、そういうように理解をしております。

それから、第3次補正予算で対応するよということなんですが、いずれも第3次補正予算については、いまだ具体的な名目はありませんが、私はこれについては補正予算そのもの、今、国債は100兆を超えようと、国の歳入歳出の60%を国債で賄っている。これは国民一人一人の借金であるわけでありますが、こういう事態において、今、部長が費用対効果ということで必要性がないんだと。PCR検査について必要性がないんだということではおっしゃってありますが、1回目に質問した北九州とか世田谷区においての取組について、どのように評価をされているのか、認識をされているのか、これをお聞きをしておきたいと思っております。

それから、爆発的に感染した場合に、受入体制は万全かということをお2回にわたって質問しているんですけども、これについてもお答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、PCR検査の可能な病院がどこかとか、それから、発生した場所を明らかにすることで差別が起これなくなるというご意見をいただいております。新型コロナウイルス感染症に関する検査や感染症の公表等につきましては、全て県が行っております、県の公表が全てということになっております。

市でも把握できている部分がございますけども、県が感染者の住所、それから職場、公表していない。さらに、PCR検査はどこでやるかということも公表していないという以上、市でそれを公表することはできません。

それから、次に、那賀病院で賄い切れるというお話でしたが、先ほど部長の答弁でもございましたけども、岩出市、紀の川市、岩出保健所管内の人が全て那賀病院だけで賄うという発想ではなく、先ほど申しましたように、入院とかにつきましても県の対応となっておりますので、那賀病院だけで受け入れるのではなく、県の指定している第2種感染症指定医療機関を中心に、協力病院を含めて、県全体で入院患者の受入をするというふうになっております。ですので、これは最後のご質問でありました受入体制につきましても、県全体で受け入れるということになっております。また、先ほど市長のほうからもありましたように、那賀病院だけでなく、各病院に対して、病床数の増床の要請もしておりますので、この辺も今のところはいけ

るというふうに考えております。

それから、PCR検査について、部長のほうから答弁ありましたように、PCR検査、受けたその時点で陽性・陰性というのは分かるもので、例えば、陰性と判断されて、その後、飲みに行かれて、すぐに陽性になるという方、感染症にかかれるという方もおられます。ですので、これを実際にやっ払いこうとすると、定期的をやったところで、定期的の間でまた感染しているということもあります。ですので、先ほど部長の答弁にもございましたように、市としましては、感染症の症状が出た方、それから、感染症として陽性の方の濃厚接触者、この方々にPCR検査をして、囲い込むという方法を取るというふうに考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 答弁がない。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 失礼いたしました。北九州や世田谷区は実施しているのというお話に対する考えということだと思いますけども、自治体それぞれの考え方があるかと思えます。岩出市としましては、先ほど申しましたように、一般の市民の方々に全てにPCR検査をしていくということは、やはり費用対効果として効果がないというふうに考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市のホームページを見ますと、市民の皆様へという形で、感染リスクを高める5つの場面として、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの近距離での会話、寮などでの狭い空間での共同生活、休憩室や更衣室・喫煙室などへの居場所の切り替わりと、ここについては注意してくださいよという啓発の内容が載っております。

ここを読みますと、市長にちょっとお聞きをしたいと思うんですが、2日前に、菅総理が8名にわたって、高級ステーキ店で会食をしたというのが報道されております。これは感染リスクの高まりということと、5つの場面からいうと、問題があるというふうに私は思うんですが、市長はこの総理の行動について、どのように考えておられるのか、どのように思っておられるのか。岩出市の首長として、ご見解をお聞きをしておきたいと思えます。

それから、コロナ感染については、私たちは、やはりもっと真剣に、この事態に直面したときに、体制をぜひ構築をしていただきたいと思います。重ねて要望しておきます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えします。

総理の考え、私、どうもよく分かりません。私は私でございます。人の批判ということにはならないと思います。

○尾和議員 聞こえんのです。もっと大きな声で言うてください。

○中芝市長 再度申し上げます。総理の行動については、私は判断しかねます。総理そのもののお立場で判断したことだと思えます。よろしく。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

真剣に体制を整えてもらいたいというお話でした。先ほど部長の答弁でもございましたように、市では、現在、新型インフルエンザ等対策本部を設置して、関係機関との連携の下、情報収集をはじめとする対策に当たるとともに、消毒液やマスク等の感染防止予防の備蓄を行っております。保健所とも連絡を密にして、情報収集に当たっております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開します。

休憩 (14時31分)

再開 (14時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 紀泉台の団地の開発、分譲されて40年からなると思うんですが、この間、市民の人生のドラマが起きてきております。さらに、当初設置された排水処理場も今では使用されていないのではないかと思うんですけども、現状についてどうなんでしょうか。

設置時までには、貴い人命まで失われていたと聞きますが、現在、建屋だけが残っているのではないかと思います。周辺の住民の方から問合せがあり、このまま放置されるのでしょうか。環境美化にも問題があり、再活用、再利用して、撤去してはどうかというようなご意見が出てきております。

そこで、現在の状況について、どのようになっているのか。それから、使用していないのであれば、撤去したらどうか。3番目に、周辺の美化、犯罪防止へ、市の対応を求めたいと思います。ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の5番目、紀泉台にある処理場についての1点目、現在の状況はどうかについてお答えいたします。

旧岩出紀泉台汚水処理施設については、和歌山県土地開発公社において処理槽の清掃等を行い、岩出市に所有権が移転されました。その後、平成24年度にヤフーの官公庁オークションにて売却をしており、現在は岩出市が所有をしている物件ではありません。

次に、使用していないのであれば撤去、それと周辺の美化、犯罪防止についてお答えいたします。

1点目でお答えしましたとおり、現在、岩出市の所有ではないため、建物等の撤去を行うことはできませんが、敷地内の植栽等が周辺住民の迷惑になるようなことがあった場合は、所有者の方へ草刈りや剪定などをお願いすることとしております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。市に所有権が移って、第三者に所有権を売却したということですが、これは売却する際に入札制度を取ったのか。それから、売却先についてはどこなのか。この所有権については無償で受けたのか。売却金額については幾らで売却しているのか。これについてご答弁ください。

そして、今、部長の答弁では、所有者に対して、市が何らかの働きかけをして、あの点を避難場所とか、公共の施設に転用するとか、そういうような見解を相手方に示すことはしてきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、売却方法についてですが、ヤフーオークションを利用して、平成25年の1月16日から2月5日までの期間で公募して、申込みを行って、3者からの応募があり、最終的には1者、落札されたということでございます。

契約のそのときの相手方は、株式会社ナチュレということでございます。金額に

については99万9,580円で売買契約をいたしました。

市に対する移管については、無償譲渡でございます。

それと、避難場所等についての協力依頼とかを行っているのかということでございますが、それについては、特に行ってはございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 所有権が移ったとしても、周辺住民の方から、現状を見て憂いておられる方がおられるわけですから、市として適切な処理をやっぱりやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、それについても、今後、一切しないという理解でよろしいのか、再度お聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

市として事業者売却して、所有権が移転している場合でも、そのままほっておくのかというようなお話であったかと思いますが、所有者に対しては、例えば、剪定であるとか、そういうことについては所有者に通知をして、剪定、草刈りの依頼をすることはできます。また、何度も警告をして、もし対応してもらえない場合については、道路にはみ出ている部分の枝や木について、通行等に支障がある場合に限り、道路法に基づき、所有者に代わって伐採ということは可能でございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、最後の6番目の市長の市政運営についてということでご質問させていただきます。

まずは無投票7選を祝します。今日まで市役所の長として、法令に基づき、いろいろな処分をしてきたことであらうでしょう。そのときは、やはり執行機関の長として判断をする、あるいは行動を取るようになります。

普通に見れば、市民の代表として選ばれた市長が、市役所に乗り込んでいくという法律上は長の補助機関としてあるのが市役所ですから、長が替われば補助機関の市役所も変わる。長の思いを補助機関に伝えるというのは当然のことです。また、補助機関の代表は、副市長や幹部職員でいますから、いろいろとそういう人たちに指示するのも通例であります。

最初に、市長として、町長、市長として進めてこられた岩出市、この24年間、あと4年間をどのように運営するのか。

また、私がこれまでの経験上、このような職員、事あるごとに判断を仰ぎ、決定をされたと思います。その間、人生に例えるなら、おぎゃあと生まれた子供が、成人式を迎え、24年が経過しているのであります。

北海道の夕張市の人口1万人ちょっと小さな市もある。現在の人口は、町の時代から約3倍になろうとしております。同時に、市役所の仕事は地方分権化により、多くの業務を増加をしてくれております。内部的には、職員のどんな不祥事も、やはり長として謝らなければなりません。

公務員は、私生活を含め、公務員だと私は考えております。今、1日24時間、1年365日、どこでどんなことがあっても長としての責任があり、しっかりと対応しなければならぬと思っております。

一方で、政治家として、それによって市議員がよりケアしない場合もあるでしょう。よい気がしない場合もあるでしょう。政治家としてのはっきりしなければならないところでもあります。

しかし、市政運営を考えるなら、極端な行動を避けたほうがよい場合が多くあると思います。これまで7回の選挙を経験して、自民党をはじめ他の政党から推薦を受けたと自負されてきております。

政治家と政党の関係で、市政運営に支障を来さないような配慮は不可欠ですが、自分の思いはしっかりと伝えていかなければならないと思います。どちらを向いて進めるのか、スタンスが不明確であります。

組織の長として、市役所組織の運営については、市長が内部統制をせずに、これをやります、あれをやりますというトップダウン方式も1つのリーダーシップですが、トップが細部にわたって、あれこれと指示を出すのは、あまり好ましくないと感じております。

職員自身がやる気をなくしてしまい、特に市長は、直接課長にするようなことは、副市長や部長の立場を無視することになりますので、指示命令システムをしっかりと守るようにしなければならないと思っております。

これからのこと、自分の思っていること、こうしてほしいこと等々を指示すると同時に、報告を受けておられるでしょう。組織として、全体の運営はどうされてきたのか。やる気を出させるために、今日までしてきたのか。市長が不在のとき、副市長が代理となり、1組織として、同じ姿勢で対応しなければならないのに、市長

の代理が務まらないのでは、副市長の意味はありません。市長がいないときでも、副市長がしっかりと対応できる体制を維持することです。ワンマンで組織を動かしているのは危なさが出ます。

市長が何げなく、係長クラスの話をしてしていると、市長は何を言いに来たのかと課長クラスの職員が気にかけていると。そんな話を耳にすることがあります。

レジュメの次にある市議会との関係についてですが、市長と議会議員は、ともに市民に代表する二元代表制ですから、双方が持つべき権限と責任は全く異なり、議員の権限と市長の権限には雲泥の差があります。議員の活動はよく見えない、よく分からない。その上、高い給料をもらっているとおっしゃる方がいます。ある意味、議員としての責任があるのであります。そういう方に限って、議会の無用論を吹聴しているのであります。

そこで、以下の点について質してみたいと思います。

まず第1点は、基本的な問題であります。市税の使い方、方針、基本的な方針について、どのように考えておられるのか。

2点目は、職員に対する市民サービス向上への取組について、市長はどのような考えで職員に、この点について指導してきたのか。

3番目に、過去の不祥事に関して、事業部長の退職金返還は幾らあるのか。残高は現在幾らあるのか。あるいはその他の不祥事3件上げておりますが、これらについての経過と結果と対応についてお聞かせください。

4番目に、政治姿勢についてであります。各党から推薦されていると、政党間の意見の異なる施策についてであります。どこにスタンスを置くのか、具体的に見解を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問、6番目、市長の市政運営についての1点目の市税の使い方については、長期総合計画で市の将来像として定める「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現のため、掲げるまちづくり大綱に位置づけられた各施策を推進するための一般財源として使用をしております。

なお、使い方の方針につきましては、当初予算の編成に当たり、各年度において予算編成方針を定め、それに基づき、予算編成に取り組んでおります。

次に、ご質問の4点目、政治姿勢について、お答えをいたします。このたびの市長選挙におきましては、無所属で立候補を行いました。新型コロナウイルス感染

症拡大の影響などで、危機的な状況下となっており、私の考えである「紀州にきらりと光るわれらがふるさとともに創ろう伸びゆく岩出」に共鳴していただける政党や団体の推薦を受ける者として、多くのご推薦をいただいております。

こうした経過を尊重すると同時に、無投票という結果を踏まえ、私を支持していただいた方々の思いを真摯に受け止め、一部の政党に偏らず、公平・公正な立場で、対話と協調の下、市民一人一人が住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいります。

今後も市といたしましては、国や県の動きと連動しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、あらゆる機会を捉まえ、職員の資質向上を図りながら、市民皆さんに、より質の高い行政サービスが提供できるよう取り組んで、皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

なお、2点目、3点目については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の市長の市政運営についての2点目、3点目についてお答えをいたします。

まず、職員に対する市民サービス向上への取組はどうかについてのご質問にお答えいたします。

市では、市民サービスへの向上を図るため、接遇研修等の職員研修を行い、職員の資質向上に努めております。今後も引き続き接遇の向上に努め、来庁される市民の皆様が気安く訪れ、気持ちよく帰っていただくように努めてまいります。

次に、過去の不祥事に関して、通告でいただいている分でございますが、まず、事業部長の退職金の返済についてですが、令和2年12月1日現在の返済額は151万8,682円で、返済残高は2,605万であります。和歌山県市町村総合事務組合としましては、年齢も重ねていく中で、返済が滞ることもあり、完済の計画が立てられないとのことですが、1円でも返済してもらうように促していくということでございます。

メモリーの紛失ということですが、平成20年、岩出中学教頭が盗難によりUSBメモリーを紛失したもので、県教育委員会の懲戒処分の指針に基づき、処分が行われております。なお、盗難により紛失となったUSBメモリーにつきましては見つかってございません。

また、覚醒剤の使用につきましては、平成20年、クリーンセンターの臨時職員の覚醒剤使用が発覚し、岩出市職員の懲戒処分等に関する基準に基づき、懲戒免職と

しております。なお、平成23年に公金着服による処分を行って以来、懲戒処分に該当する事案は、現在まで起きておりません。

市としましては、これらの事件にかかわらず、過去の出来事を教訓として、職員一丸となって不祥事の再発防止に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長の答弁に対して、まずやりたいと思います。

第1点の市民サービスの向上、これは私もこの議会で口酸っぱく言うておるんですけども、市民の皆さんが岩出庁舎に来て、玄関に入ると同時に、私は、近くの職員がすぐ対応するというのがあるべきだと思います。窓口に行っても、誰も立って来ない。こういうことがあっては、市民サービスの向上にはなりません。

また、発言についても、上からの目線で話すんじゃないでして、市民ベースでの対応が求められると思うんですが、自席にて仕事はあったとしても、すぐ対応する体制、これをぜひ徹底をしていただきたい。そして、どういうご用件ですかと。市民の皆さんはお得意先だということで自覚をしていただきたいのでありますが、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の不祥事の問題であります。事業部長の贈収賄によって起きた退職金返還、いまだに2,600万から残っている。これ何年たったら回収できるんでしょうか。市民の納税が滞った場合は、差押え等の行動を取りながら、この事業部長の退職金返還については、不動産の差押えもしない。そのまま放置をすると。この金額が滞ってしまう。あと何年たてばこの金額が返済できるのか。全く私は理解できません。この際、この件について、具体的な方針を出していただきたいと思います。

さらに覚醒剤の問題でありますが、臨時職員とはいえ、岩出市に籍を置いた職員であります。この覚醒剤使用については裁判が行われたと聞いておりますが、裁判の結果について、どうなっているのか。懲戒免職をした。それだけでいいのか。このことを職員皆さんが全て自覚をして、大麻問題をはじめ覚醒剤への取組を具体的にどのようにしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、市長の見解で、総合計画によって取組をする市税の使い方についてお話がありました。過日、市長は和歌山県内で一番住み心地のいいのは岩出市だと、1位だと高く評価をされております。この調査結果は、どこから取っておられるんでしょうか。私が岩出市の地域情報から見ますと、岩出市では、犯罪発生率が、岩

出圏内で1位であります。交通事故発生件数は3位であります。完全失業率は、和歌山県内で15位であります。その他、いろいろな指数に基づいて判断をすべきであろうと思うんですが、この一番住んでよい岩出市、自負をされているわけでありませんが、これについてどうお考えなのか、お聞かせください。

または、岩出市の情報公開では、全国市民オンブズマンの連絡会議は、和歌山県内の岩出市は数値が出ておりません。圏外であります。平均点も打てないという現状をどのように評価をされているのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、政治姿勢についてであります。政治姿勢で、私は、9月の29日の和歌山新報で、無投票で当選されて、岩出庁舎に来られたときに、新型コロナ感染の拡大、今ここでやめると、逃げたと、末代までの恥になると発言をされております。これはどういう思いでこういう発言をされたのか。末代とはどういうことなのか。私は明確にさせていただきたいと思います。

次に、政党間の問題であります。今ご答弁をいただきましたが、1政党に偏ることなく公平にやるんだということではありますが、自民党と基本的に違うのは、憲法の考え方であります。自民党は、憲法第9条を改憲して、戦争できる国にすべきだと言っております。しかし、立憲民主党をはじめ国民民主党は、この改憲論議について反対を表明しているのであります。どこのスタンスで、市長は、今後、この憲法第9条についてどのように考えられるのか、ご見解をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、職員の接遇面での対応、市民の方が市役所に来られたら、すぐに案内をというようなお話であったかと思えます。職員の接遇面での対応については、先ほども申しましたように、接遇研修等の職員研修を行って、職員の資質向上を図るということを努めているところでございますが、議会においてもご質問されたということでございますので、これについても、改めてそういう質問もされたという内容を職員に再度伝達をして、自覚をしてもらおうというような形で引き続き取り組んでいきたいと思えます。

2点目ですけれども、前の事業部長の退職金の返済のことで、何年たったら回収できるのかというようなご質問であったと思えますが、まず、返済の見込みについては、現在、定職に就いていないので、給料等の差押えはできない状態です。それから、持家については、抵当権二位で設定をしております。相続した場合は、被相続

人に返済を求めるということをございます。市といたしましては、引き続き速やかに返済がされるよう、和歌山県市町村総合事務組合に対して要請を続けていきたいと考えてございます。

それから、臨時職員の、いわゆる刑事処分の結果についてですが、それについては、現在、資料は手元にございません。

この職員については、懲戒免職にしております。これは地方公務員法の法律に基づく処分の中では、一番重い処分でございますので、市としては、この懲戒免職ということで、これ以上の処分はないものと思っております。

それと、市の評価の話であったと思いますが、どこの評価で住み心地のランキングが1位となっているかというご質問であったかと思いますが、これにつきましては、大東建宅が実施をしております、いい部屋ネット、まちの住み心地ランキング2020年の和歌山県版というのが報道で発表されておまして、そこで岩出市が1位ということになっていくということをございます。

あと、情報公開の評価、評価はされていない中で、どのように考えているかということをございますが、情報公開の評価につきましては、されていないということではあります。岩出市におきましては、情報公開条例に基づいて、きちんと対応しているというふうにございます。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

先ほども答弁いたしました。このたびの市長選挙は無所属での出馬であり、一部の政党に偏らず、多くの政党や団体から、またこの議場の多くの議員皆さん方からもご推薦をいただきましたことは、市長としての市政運営を評価していただいたと同時に、市のさらなる発展に期待をしていただいているものと深く重く受け止めております。

今後も市のさらなる発展のため、市民とのパートナーシップ、そして協働や連携による地域づくりが不可欠であると考えております。そのためにもご推薦をいただきました政党や団体、市民の皆様とともに、連携を図り、ご協力をいただきながら、市政を進めてまいりたいと考えております。

それから、逃げたという今のお話、私、実は今年の初め頃までは、今期で引かしていただこうと思っておったところであり。その中で、コロナが発生し、いろんなことが発生した中で、このまま引くと、あとどういうことになるかと。どういふ言われをするかという判断した中で、思い直した結果、再度出馬ということ

になった次第であります。

以上です。

○尾和議員 議長、末代までの恥というのはどういうことか、私よう分からん。どういう意味で言うた。

○中芝市長 逃げたというのが非常にこたえます。そういうことです。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。末代までの恥というのは言わなんだという理解でよろしいのか。これについてお聞きをしておきたいと思えます。

それで、私も今期で市会議員としての活動は退任をいたします。体の調子が思わしくなく、この間、20年余り、この場所で、あるいは委員会でいろんな質疑や質問を何十回、何百回と行ってきました。この場を借りて、厚く感謝をして、今後の皆さんのご健闘とご健康を祈っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

○尾和議員 末代までというのは言うてないということを確認してください。

○田畑議長 すみません。申し訳ありません。

市長。

○中芝市長 大概ご執心でございますね。逃げたということはね。

○尾和議員 末代までは言うてないということやな。

○中芝市長 言うてないことないと思えますよ。

逃げたということは、やっぱり人間として恥やからね。

○尾和議員 それは分かる。それは分かるけど、末代までの恥とかということは理解できない。

○中芝市長 やはりそういうことは、今の現時代ではいろいろ言いますよ、末代まで。

○尾和議員 そんなこと言わん。

○中芝市長 そういうことで、逃げたということは一番私としても恥であるし、こら何とかしてという気持ちで、今回臨んだというご理解をしていただきたい。

○尾和議員 ありがとうございました。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○中芝市長 本会議の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案させていただきました補正予算をはじめ、各議案につきまして
は慎重ご審議を賜り、原案のとおり可決、ご同意いただき、誠にありがとうございます
ます。

そして、議員各位におかれましては、任期4年間、それぞれの立場から岩出市の
発展のため、市行政全般の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお
礼を申し上げます。

緊急の案件がない限り、任期最後の議会となりますが、1月の市議会議員選挙に
ご出馬されます議員各位におかれましては、この議場に戻られますことを心からお
祈りを申し上げます。

また、今回の任期をもって勇退される議員におかれましては、これまでと同様、
岩出市発展のため、引き続きご支援とご協力のほど、お願いを申し上げます。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、本市の財政がより一層厳し
くなると予想されますが、岩出市長期総合計画、岩出市行政改革大綱、そして基本
方針3項目である、対話と協調、自主財源の確保、まちづくりを基に、行財政運営
を計画的に実施してまいります。

また、地方創生に向けた効果的な事業に取り組むとともに、市にふさわしいまち
の実現を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、引き続きご支援とご協力の
ほど、よろしくお願いをいたします。

結びに、皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、お礼の
言葉とさせていただきます。本当に4年間、ご苦勞さまでございました。

○田畑議長 ご苦勞さまでした。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

ここで、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は11月30日に招集され、開会以来、議員各位には、本日までの17日間

にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なご審議を賜るとともに、議会運営に際しましては、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりました。

早いもので、特に緊急の案件がない限り、本定例会が私どもの任期における最後の議会となります。議員各位には、この4年間、円滑な議会運営にご努力いただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

また、中芝市長をはじめ理事者の皆様方には、市民の福祉の増進を図ることを基本として、議会と行政は車の両輪のように、それぞれの使命を自覚し、努力と連携を繰り返してまいりました。この4年間、お世話になりましたことに対し、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも岩出市発展のため、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

さて、来年1月執行の岩出市議会議員一般選挙も目前に迫ってまいりました。引き続き市議会議員として立候補される議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛の上、見事にご当選され、本市の発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、多年にわたるご苦勞とご功績に対し、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。これからもそれぞれのお立場で、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平成31年2月に議長という重責をお預かりし、皆様方のご協力とご指導により、今日までどうにかこの重責を大過なく果たし得ましたことに対し、副議長ともども心からお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、ここに謹んで、令和3年は皆様方にとって輝かしい年となりますよう心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和2年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時33分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

令和2年12月16日

岩出市議会議長 田畑 昭二

署名議員 上野 耕志

署名議員 玉田 隆紀